



* 0 0 2 8 5 4 5 0 0 0 *

0028545-000

6 4 9 - 3 5

銀行実務講義

銀行問題研究会・編

銀行問題研究会

昭和8

ADI

系內

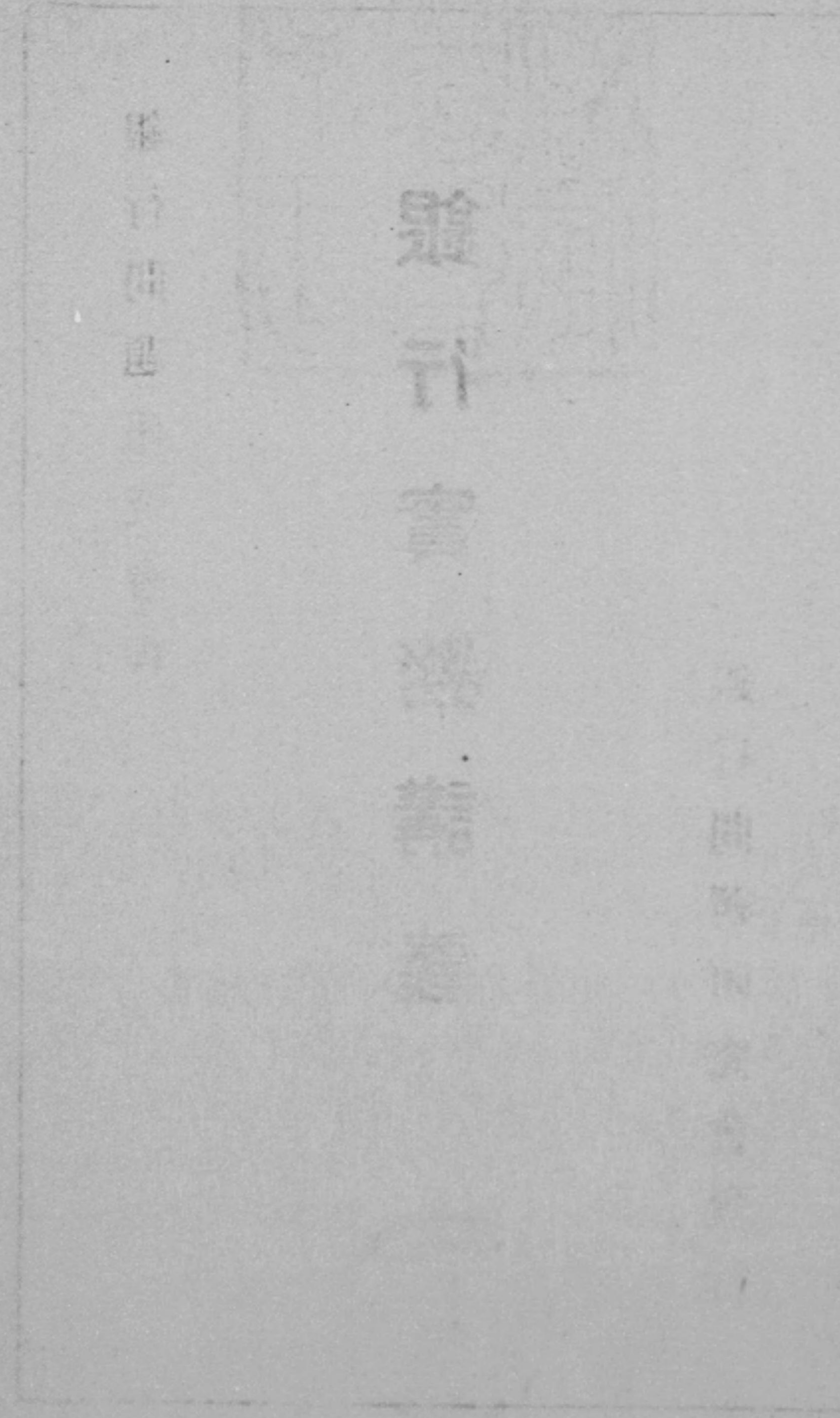
女



銀行問題研究會編

銀行實務講義

銀行問題研究會發行



649-35

序

本書は各編毎に専門の實務家に委嘱して執筆を乞ふたものである。従つて一人の著者が全體の實務を解説したものよりも正鵠を得たものと思ふ。又傳票其他様式が各編毎に異つて居る點も實務誌としては重寶なものである。總て實務誌は一つの型を示したに過ぎぬものであつて、必しも一つの實務誌が金科玉條ではない。然し銀行家が執務に際して總ての銀行實務を網羅せる本書が執務上の好伴侶たらんことを期待するものである。

編 者 識

第一編 金 融 論

緒 言……………一

第一部 貨幣論……………二

第一章 總 說……………二

第二章 貨幣の種類……………三

第一節 鑄 貨……………三

第二節 鑄貨の種類……………三

第二節 グレンシャムの法則……………七

第二節 紙 幣……………二

第三節 預金通貨……………九

第三章 貨幣の價值……………五

第一節 意 義……………五

第二節 貨幣の對内價值—物價指數……………六

第三節 貨幣數量說……………九

第四章 貨幣制度……………四

第一節 本位制度とその種類……………四

第一 拘束本位制度……………五

一、單本位制度……………五

イ、金本位制度……………六

ロ、銀本位制度……………六

二、複本位制度……………六

イ、並行複本位制度……………六

ロ、合成複本位制度……………七

ハ、跛行本位制度……………七

第二 自由本位制度……………七

イ、本位貨幣鑄造禁止制度……………九

ロ、紙幣本位制度……………九

第二節 金本位制度……………九

第一 金貨本位制度……………九

第二 金核本位制度……………九

一、金塊本位制度……………九

二、金爲替本位制度……………九

第五章 通貨政策……………四

第一節 割 引 政 策……………四

第二節 オープンマーケット・オペレーション……………九

目 次

第二部 銀行論……………五

第一章 銀行の種類……………五

第一節 資金運用方法に依る分類……………五

イ、發券銀行……………五

ロ、爲替銀行……………五

ハ、不動産銀行……………五

ニ、動産銀行……………五

ホ、商業銀行……………五

ヘ、貯蓄銀行……………五

第二節 資金の吸収方法による分類……………五

イ、預金銀行……………五

ロ、發券銀行……………五

ハ、債券發行銀行……………五

第三節 銀行の金融界に於る地位による分類……………五

イ、中央銀行……………五

ロ、市中銀行……………五

ハ、地方銀行……………五

第四節 我國法令上の分類……………五

イ、普通銀行……………五

ロ、特殊銀行……………五

第五節 庶民銀行……………六

第六節 投資銀行……………六

第七節 國際決済銀行……………六

第二章 銀行の受信業務……………六

第一節 預金……………六

第一 預金の種類……………六

第二 支拂準備……………六

第三 手形交換所……………六

第二節 銀行券發行……………六

第一 發券方法の種類……………六

一、全額準備法……………六

二、最低額準備法……………六

三、定額發行法……………六

四、一部準備法……………六

五、屈伸制限法……………六

六、比例準備法……………六

七、我國の發券方法……………六

第二 正貨準備……………六

第三章 銀行の授信業務……………六

第一節 割引……………六

第一意 義……………一七

第一 我が銀行法上の規定……………一七

第二 手形の種類……………一七

一、形式上の區別……………一七

イ、爲替手形……………一七

ロ、約束手形……………一七

二、發生上の區別……………一七

イ、商業手形……………一七

ロ、融通手形……………一七

三、手形期限を標準とする區別……………一七

イ、一覽拂手形……………一七

ロ、定期拂手形……………一七

四、手形の信用による區別……………一七

イ、銀行手形……………一七

ロ、個人手形……………一七

五、實質上の區別……………一七

イ、信用手形……………一七

ロ、擔保付手形……………一七

第二節 貸付……………一七

第四章 銀行の附隨業務……………一七

第一節 種類……………一七

第二節 保護預り……………一七

第五章 銀行検査……………一七

第一節 公的検査……………一七

第二節 私的検査……………一七

第六章 金融市場……………一七

第一節 商業金融市場……………一七

第二節 資本市場……………一七

第一 證券發行市場……………一七

第二 證券賣買市場……………一七

第三節 金融機關……………一七

第七章 我國の金融機關……………一七

第一節 日本銀行……………一七

第二 正規業務……………一七

第三 禁止業務……………一七

第二節 普通銀行……………一七

第三節 貯蓄銀行……………一七

目次	四
第二組 織	一六
第三業 務	一六
第四節 經營	一六
第四節 大藏省預金部	一四

第一 預金部の資金	一四
第二 預金部資金の運用	一四
第三 資金運用委員會	一四

第二編 預金實務

第一章 預金の意義	一四
第二章 定期預金實務	一四
第一節 定期預金の性質	一四
一、定期預金の經濟上の性質	一四
二、期限前の解約	一五
三、定期預金の法律上の性質	一五
四、定期預金と貸金との相殺	一五
五、定期預金の譲渡質入禁止	一五
第二節 定期預金の受入及支拂	一五
第一 定期預金の受入	一五
一、受入手續	一五
二、期間の計算	一五
第二 定期預金の支拂	一六
一、支拂手續	一六
二、本人死亡の場合の支拂	一六
第三 書換繼續	一六
一、書換繼續手續	一六
二、隔地者の書換繼續手續	一六
第四 利息の計算	一六
一、利息の計算法	一六
二、期限後利息の計算	一六
第五 所得税及び資本利子税の徴收	一六
一、第二種所得税及資本利子税	一六
二、課税されぬ預金	一七
三、徴税と納税の手續	一七
第六 帳簿及其整理法	一七

一、帳簿	一五
二、元帳を本位とし記入帳を併用する	一五
方法	一五
三、記入帳を本位とし元帳を併用する	一五
方法	一五
四、期日帳	一五
五、支拂済定期預金證書の整理	一五
第七 雜事	一五
一、定期預金證書の紛失	一五
二、印證の紛失及改印	一五
三、名義變更届	一五
四、轉居届	一五

第三章 特別當座預金實務	一五
第一節 特別當座預金の性質	一五
一、特別當座預金の要件	一六
二、特別當座預金通帳の法律的性質	一六
第二節 特別當座預金の受入及支拂	一六
一、受入手續	一六
二、支拂手續	一六
三、郵便爲替券の入金	一六
第三節 特別當座預金の利息計算法	一五
第四節 特別當座預金の整理法	一五
一、特別當座預金の帳簿	一五
二、差引殘高の照合	一五
三、解約口座の整理法	一五
第四章 通知預金實務	一五
第一節 通知預金の性質	一五
一、通知預金の要件	一五
二、通知預金の法律的性質	一五
第二節 通知預金の受入及び支拂	一五
一、通知預金の受入手續	一五
二、通知預金の支拂手續	一五
第五章 別段預金及預金手形實務	一五
第一節 別段預金	一五
第二節 預金手形(自己宛小切手)	一五
第六章 當座預金實務	一五
第一節 當座預金の特質	一五
一、當座預金の特質	一五
二、取引先併に銀行に對する得失	一五
第二節 當座預金取引の手續	一五

目次

五

- 一、取引の申込と信用調査……………三〇六
- 二、當座勘定約定書の徴求……………三〇九
- 三、印鑑及署名鑑の徴求……………三二二
- 四、當座勘定入金票繰込帳又は當座勘定入金通帳……………三二九
- 五、當座小切手通帳の交付……………三三五
- 六、當座預金勘定帳及當座勘定出入計算表……………三三八
- 第三節 當座貸越……………三三〇
 - 一、當座貸越の性質……………三三〇
 - 二、取引の申込と信用調査……………三三一
 - 三、當座借越約定書の徴求……………三三三
 - 四、擔保の徴求……………三三五
- 第四節 預金受入事務……………三三六
 - 一、普通入金……………三三六
 - 二、振替入金……………三三九
- 第五節 預金支拂事務……………三四九
 - 一、預金引出用具……………三四九
 - 二、現金支拂……………三五〇
 - 三、振替支拂……………三五七

- 四、小切手の支拂保證……………三六八
- 五、交換所經由支拂……………三七〇
- 六、支拂の拒絶……………三七三
- 第六節 元帳残高の算出及正誤……………三七五
- 第七節 利息計算及び決算事務……………三七七
 - 一、利率……………三七七
 - 二、利息を計上すべき日數……………三八〇
 - 三、利息を計上すべき残高の選定及積數計算法……………三八九
 - 四、補正積數使用の可否……………三九〇
 - 五、利息を計上すべき日數の盛方……………三九六
 - 六、利息の算出……………三九八
 - 七、當座勘定計算書の作成……………四〇〇
 - 八、利息の振替……………四〇一
 - 九、利息決算期……………四〇二
- 第八節 未拂利息……………四〇四
- 第九節 取引契約解除……………四〇六

第三編 内國爲替實務……………二九七

- 第一章 爲替の性質……………二九七
- 第二章 爲替取引約定……………二九七
 - 第一 爲替取引約定書……………二九七
 - 第二 諸副約定書……………三〇〇
 - 第三 利息協定書……………三〇三
 - 第四 印鑑及小切手見本……………三〇三
 - 第五 普通電信暗號帳及電信送金暗號……………三〇六
 - 第六 爲替取引要項及爲替取組先一覽……………三〇九
- 第三章 送金爲替……………三一〇
 - 第一 送金依頼書……………三一〇
 - 第二 傳票……………三一五
 - 第三 送金手形……………三一五
 - 第四 送金手形記入帳……………三七七
 - 第五 他店勘定元帳（本店勘定元帳又は支店勘定元帳）……………三七七
 - 第六 爲替取組案内……………三三〇
 - 第七 送金手形組戻し其他……………三三三

- 第八章 送金取組の注意事項……………三三三
 - 第一 支拂送金手形記入帳……………三三三
 - 第二 送金手形の支拂……………三三五
 - 第三 傳票……………三三七
 - 第四 他店勘定元帳……………三三八
 - 第五 送金手形支拂濟通知書……………三三八
- 第五章 電信送金爲替……………三三九
 - 第一 電信送金依頼書……………三三九
 - 第二 傳票……………三三九
 - 第三 受取證……………三三九
 - 第四 電信……………三三九
 - 第五 仕向電信送金記入帳……………三三九
 - 第六 他店勘定元帳……………三三九
 - 第七 報告……………三三九
 - 第八 回號照合……………三三九
 - 第九 電信爲替の組戻……………三三九

第六章 支拂電信送金爲替……………三六

第一 支拂電信送金記入帳……………三六

第二 受取證……………三六

第三 傳票……………三六

第四 他店勘定元帳……………三九

第五 報告……………三九

第七章 當座口振込……………四〇

第一 當座口振込の性質……………四〇

第二 當座口振込依頼書……………四〇

第三 傳票……………四〇

第四 爲替尻受入副報告書……………四二

第五 仕向當座振込金記入帳……………四三

第六 他店勘定元帳……………四四

第七 報告……………四四

第八章 被仕向當座口振込……………四四

第一 被仕向當座振込の取扱手續……………四四

第二 被仕向當座口振込金記入帳……………四四

第三 傳票……………四六

第四 他店勘定元帳……………四八

第五 答報……………四八

第九章 當座口電信振込……………四九

第十章 當所代金取立手形……………四九

第一 當所代金取立手形の性質……………四九

第二 當所代金取立手形の受入手續……………四九

第三 當所代金取立手形の取立手續……………五一

第四 當所代金取立手形記入帳……………五一

第五 當所荷付爲替手形記入帳……………五一

第六 延滞手形の整理……………五一

第七 減額取立……………五一

第八 不渡代手の取扱方……………五一

第九 取立費用……………五一

第十一章 他所代金取立手形……………五二

第一 他所代金取立手形の性質……………五二

第二 代金取立手形預り證又は通帳……………五二

第三 取立手数料……………五二

第四 他所代金取立手形記入帳……………五二

第五 發送手續……………五二

第六 手形送達狀……………五二

第七 取立入金……………五二

第八 照會狀……………五二

第四編 外國爲替實務……………四二

第九章、減額取立……………三八〇

第十、組戻……………三八三

第十二章 他店勘定……………三八四

第一、口座……………三八四

第二、帳簿……………三八六

第三、他店勘定尻の操縦……………三八九

第四、起算日……………三九六

第五、傳票と記帳……………三九七

第六、報告……………四〇〇

第七、本支店勘定……………四〇一

第十三章 利息決算……………四〇三

第一、利息決算の意義……………四〇三

第二、爲替勘定書……………四〇三

第三、爲替勘定利息決算帳……………四〇五

第四、利息の振替記帳……………四〇五

第五、出入なき口座……………四〇五

第六、當行口決算回答書……………四〇七

第七、元帳の整理……………四〇七

第十四章 期末決算……………四〇八

第一、元帳……………四〇八

第二、記入帳……………四〇八

第三、未經過割引料……………四〇八

第四、決算報告諸表……………四〇九

第一章 外國爲替の重要……………四二

第二章 外國爲替とは何ぞや……………四三

第三章 外國爲替の發生原因……………四五

第四章 外國爲替手形……………四七

第五章 各國貨幣の法定平價……………四五

第六章 爲替相場の意味……………四六

第七章 爲替相場の高低……………四六

第一、爲替相場高低の意味及原因……………四六

第二、爲替相場高低の範圍……………四七

第三、正貨輸送費の負擔……………四七

第四、金輸出禁止の場合の爲替相場高低の範圍…………… 四三六

第五、爲替相場騰落の原因…………… 四三七

第六、爲替相場變動の特殊的原因…………… 四三一

第七、爲替相場の高低と貨幣價值の高低…………… 四二七

第八章 爲替相場の計算方法…………… 四二八

第九章 外國送金爲替…………… 四三二

 第一節 參着送金爲替…………… 四三二

 第二節 電信送金…………… 四三三

 第三節 銀行郵便送金…………… 四三三

第十章 信用狀の性質及び種類…………… 四三六

第十一章 巡回信用狀…………… 四三七

 第一節 序說…………… 四三七

 第二節 巡回信用狀申込書…………… 四三七

 第三節 巡回信用狀の形式…………… 四三七

 第四節 署名鑑及筆蹟證明書…………… 四三三

 第五節 信用狀發行通知書…………… 四三三

 第六節 信用狀付手形の買取…………… 四三六

 第十二章 巡回手形…………… 四三七

第十三章 旅行小切手…………… 四三九

第十四章 荷爲替信用狀…………… 四四三

 第一節 荷爲替信用狀の目的及使用方法…………… 四四三

 第二節 DP手形とDA手形…………… 四四九

 第三節 信用狀の裏面…………… 四四九

 第四節 圓信用狀…………… 四五〇

 第五節 信用狀發行申込書…………… 四五一

 第六節 信用狀發行通知書…………… 四五五

 第七節 銀行引受と商人引受…………… 四五六

 第八節 傳票の形式…………… 四五七

第十五章 信用指圖書…………… 四五九

 第一節 A號信用指圖書…………… 五〇〇

 第二節 B號信用指圖書…………… 五〇一

 第三節 C號信用指圖書…………… 五〇四

第十六章 利付爲替手形…………… 五〇九

 第一節 利付爲替手形の意味…………… 五〇九

 第二節 利付手形の形式…………… 五〇〇

 第三節 利付手形の利子計算…………… 五〇一

 第四節 利付手形取組の傳票…………… 五〇六

 第五節 利付手形取立済の傳票…………… 五〇七

 第六節 利付手形決済の傳票…………… 五〇九

第十七章 外國爲替の豫約…………… 五三〇

 第一節 爲替豫約の意味及び必要…………… 五三〇

 第二節 豫約の種類…………… 五三一

 第三節 賣爲替豫約…………… 五三三

第十八章 輸出荷爲替…………… 五三六

 第四節 買爲替豫約…………… 五三三

 第五節 爲替仲買人…………… 五三六

第五編 貸付實務

第一章 緒論…………… 五三一

 第一節 貸出の目的…………… 五三一

 第二節 貸出の本質と分類…………… 五三三

 第三節 貸出に關する事務と貸付事務との概念上の異同…………… 五三九

 第四節 貸付事務の種類と其概念…………… 五三三

 第一 本來の貸付事務…………… 五三三

 第二 附随貸付事務…………… 五三六

第二章 貸出の準備事務…………… 五三六

 第一節 調査事務と貸出決定の材料…………… 五三六

 第一 經濟事情調査…………… 五三六

 第二 取引先の信用調査…………… 五三三

 第三 銀行内部の業況に關する調査…………… 五三三

 第四 貸出方針の確立…………… 五三六

 第二節 貸出の商定…………… 五三六

 第一 貸出金の種類の協定…………… 五三六

 第二 擔保品の選擇…………… 五三七

 第三 擔保方法の協定…………… 五三五

 第四 貸出金額の商定…………… 五三七

 第五 貸出期限の協定…………… 五三一

 第六 貸付歩合の商定…………… 五三三

 第七 手形仲買人と手形買入の手數料の協商…………… 五三五

 第八 貸出契約の成立…………… 五三六

第三章 資金の貸出より回收までの實務…………… 五三九

 第一節 證書貸付…………… 五三九

第一 證書の本質と形式	五九
第二 資金の交付	五九
第三 利息の受入	五九
第四 資金の回収	五九
第五 帳簿の記入	五九
第六 貸出金に関する報告書	五九
第二節 コールローン	五七
第一 コールローンの表彰たる證券	五七
第二 資金の交付	六〇
第三 資金の回収	六〇
第四 利息の徴収	六〇
第五 手数料の支拂	六〇
第六 コールローンの関係帳簿	六〇
第三節 手形貸付(附)諸手形受入金勘定	六五
第一 手形貸付に用ひらるゝ手形の形式	六五
第二 資金の交付と利息の徴収	六七
第三 資金の回収	六七
第四 手形貸付の繼續(手形書換)	六三
第五 手形貸付の關係帳簿	六四
第六 諸手形内入金勘定	六五
第四節 割引手形	六九
第一 割引手形の形式	六九
第二 手形の選擇	六九
第三 割引の方法	六九
第四 手形の取立	六九
第五 不渡又は延滞手形の處分	六九
第六 割引手形の割戻	六九
第七 割引手形の帳簿	六九
第八 手形の保管	六九
第五節 荷付爲替手形	六六
第一 荷付爲替手形約定書	六六
第二 荷爲替の態容	六六
第三 買入の手續	六六
第四 手形の取立	六六
第五 荷付爲替手形の關係帳簿	六六
第四章 擔保品の受授保管に関する事務	六五
第一節 不動産抵當	六六
第一 緒言	六六
第二 貸出申込より抵當權の設定登記迄の順序	六六

第三 附屬書類	六二
第四 貸出繼續中の注意事項	六二
第五 抵當權の拋棄	六二
第六 不動産抵當記入帳	六二
第七 不動産擔保の簡略手續	六二
第二節 商品擔保	六〇
第一 商品代表證券の種類	六〇
第二 擔保品差入證券	六三
第三 商品代表證券の受理	六三
第四 擔保品預證券又は擔保品通帳の發行	六三
第五 擔保品の返却	六三
第六 擔保品記入帳	六三
第三節 預金擔保	六八
第一 預金證券の受理	六八
第二 質權設定通知書及承諾證券	六九
第三 擔保品預證券の發行	六五
第四 保管及返却	六五
第五 擔保品記入帳	六五
第四節 公債及社債擔保	六四
第一 公債證券及社債券の受入	六四
第二 擔保品及預證券の發行	六四
第三 公債及社債の保管	六七
第四 公債及社債の返却及擔保品記入帳	六六
第五節 株式擔保	六六
第一 株式の受理の手續	六六
第二 擔保品預證券の記載方法	六六
第三 保管中の注意事項	六六
第四 擔保品記入帳	六六
第五章 擔保有價證券の保管	六八
第六章 保護預り	六八

第六編 出納實務

第一章 出納係の職責	六九
第二章 出納係の組織	六九
第三章 出納係の責任及手當	六九
第四章 入金實務	六九

第一節 受付係…………… 七六

第二節 主任…………… 七三

第三節 收入帳係…………… 七六

一、收入帳…………… 七六

二、收入帳記入法…………… 七八

第五章 支拂實務…………… 七九

第一節 支拂帳係…………… 七九

第二節 支拂主任…………… 七九

第三節 支拂受付係…………… 七四

第六章 雜務…………… 七六

第一節 兩換…………… 七六

第二節 補助貨の集散…………… 七九

第三節 準備金…………… 七二

第七章 交換事務…………… 七三

第一節 總說…………… 七三

第二節 交換所規約…………… 七三

第一章 總則…………… 七三

第二章 組合規約…………… 七三

第三章 交換規定…………… 七六

第四章 代理交換…………… 七五

第五章 規約更正…………… 七五

第七編 銀行簿記

第一章 複式簿記…………… 七九

第一節 財産及資本…………… 七〇

第二節 取引の意義…………… 七二

第三節 取引構成要素…………… 七四

第四節 勘定口座及仕譯…………… 七七

第二章 勘定科目…………… 七九

第一節 銀行勘定科目の特徴…………… 七九

第二節 法制上の勘定科目…………… 七九

第三節 庶務係取扱勘定科目…………… 七九

第四節 出納係取扱勘定科目…………… 七九

第五節 預金係取扱勘定科目…………… 七九

第六節 割引貸付係取扱勘定科目…………… 七九

第七節 證券係取扱勘定科目…………… 七九

第八節 爲替係取扱勘定科目…………… 七九

第九節 計算係取扱勘定科目…………… 七九

第十節 外國係取扱勘定科目…………… 七九

第十一節 其他の勘定科目…………… 七〇

第三章 傳票制度…………… 七一

第一節 傳票の意義…………… 七一

第二節 傳票の形式…………… 七二

第三節 傳票の作成法…………… 七五

第四節 傳票の作成主義と振替傳票の分離…………… 七九

第五節 傳票の代用書類…………… 七一

第四章 帳簿組織…………… 七二

第一節 帳簿系統…………… 七三

第二節 日記帳…………… 七四

第三節 増補日記帳…………… 七〇

第四節 總勘定元帳…………… 七〇

第五節 總勘定元帳差引残高帳…………… 八二

第六節 補助帳簿の分類…………… 八三

第七節 補助帳簿の各係所屬…………… 八七

第八節 日記帳及増補日記帳の廢止…………… 八三

第五章 決算豫備手續…………… 八四

第一節 資産の減價銷却…………… 八五

第二節 損益の修訂…………… 七七

第六章 決算帳簿締切…………… 八三

第一節 總勘定元帳…………… 八三

第二節 次期繰越…………… 八三

第三節 補助帳簿…………… 八三

第七章 決算表調製…………… 八五

第一節 決算の三表…………… 八五

第二節 貸借對照表及損益計算書…………… 八七

第三節 貸借對照表及損益計算書の合併…………… 八〇

第四節 財産目録及支店損益の本店振替…………… 八六

第八章 業務報告書の作成…………… 八九

第一節 總說…………… 八九

第二節 業務報告書作成上の注意事項…………… 八〇

第三節 營業報告書…………… 八二

第四節 貸借對照表及損益計算書…………… 八七

第五節 準備金及利益の配當に關する書面…………… 八〇

第六節 支拂準備に關する明細書…………… 八二

第九章 監査書の作成…………… 八四

第一節 總說…………… 八四

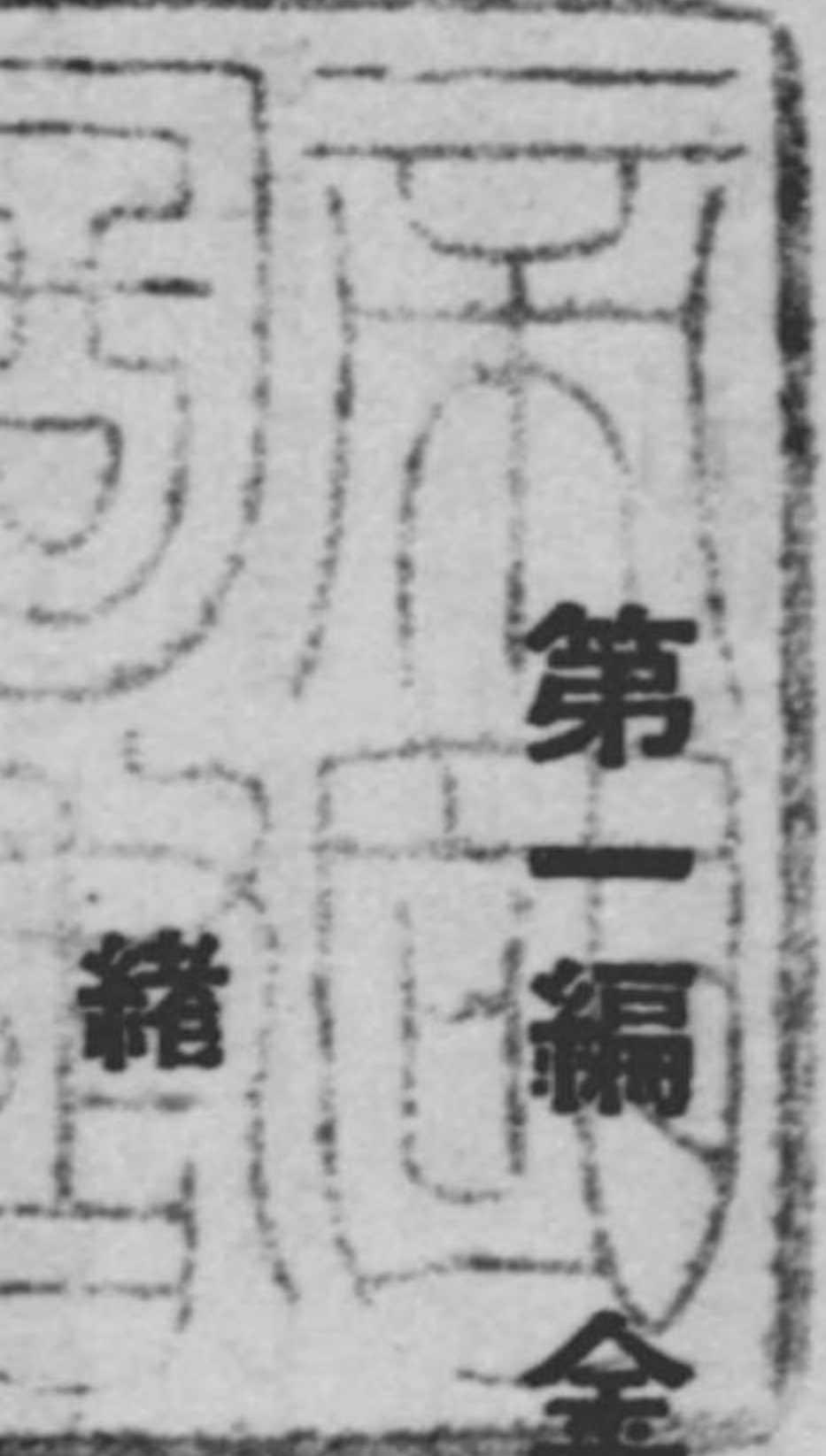
第二節 作成方法…………… 八五

第八編 金融の基礎知識

第一章 日本銀行報告	八二	第四章 金融季節	八九
第二章 日本銀行週報	八七	第五章 本邦銀行團體	九二
第三章 日銀帳尻	八五		

(目次終)

第一編 金融論



金融といふ事が經濟社會の血脈であり、一切の經濟現象が金融を中心に動いてゐるといふ事が歐洲大戰以來愈明かになつた。そのため一部専門家以外には殆んど顧みられなかつた金融の研究が一般人の間に波及し、金融知識なくしては日常の經濟現象に對して正確な理解を持つことが出来なくなつた。

大學を始め高商邊りでは「貨幣論」と「銀行論」の二つの講座に分たれるのが普通であり、又著書として公刊されてゐるものも貨幣論と銀行論は別冊の獨立書となつてゐる。然し貨幣が體內を流れる血液であれば銀行は心臓であり血管である。此の兩者の關係は近來益々著しくなつて來た。故に「金融論」の名に於て貨幣論と銀行論とを融合し相關聯して講義を行ふことが新しい傾向となつて來た。

最近十年前の銀行論や貨幣論では取扱はれてゐない新しい問題が種々生じてゐる。限られた

紙數での講義であるから普通商業學校の教科書を見ればわかる程度の内容については單に項目を列擧する程度にして、詳述を避け最近生じた新しい問題について特に力を注ぐ事に留意した。尙、金融論の主要なる部門としての「外國爲替」が近年益々重要な度を増しつつあるが、之については獨立した講義が行はれてゐるから、本講からは一切省略した。又銀行論中實務方面については夫れ々實務誌として講述されてゐるので、それも本講からは除外した。

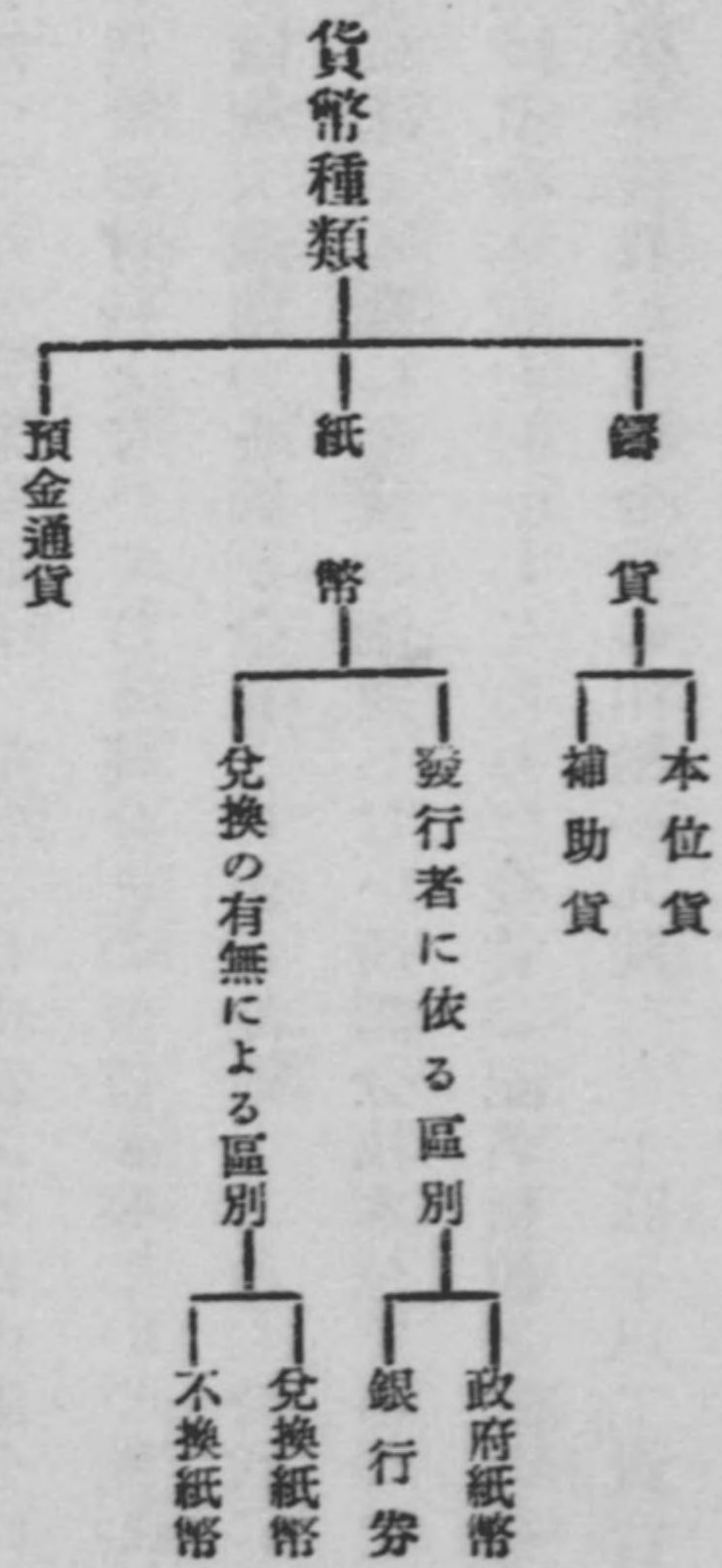
第一部 貨幣論

第一章 總說

貨幣は交換の媒介、價値の尺度、價値の標準及び價値の貯藏といふ四つの職能を有するものであつて、要するに此等の職能を具備するものが貨幣なのである。外國學者で貨幣の定義に "money is that money does" となしたものもあるが、之は右の職能を果すものが即ち貨幣であるとの意味である。

最近「通貨」なる語が盛に使用されてゐるが一般的には貨幣と同意義に用ひられてゐると解して

差支へない。然し貨幣を鑄貨にのみ用ひ、鑄貨紙幣及預金貨幣を總稱して通貨と云ふ場合もある。今日貨幣又は通貨と稱せられるものは鑄貨、紙幣及預金通貨の三種であつて、此れを分類して見ると次の如くなる。



第二章 貨幣の種類

第一節 鑄貨

第一 鑄貨の種類

鑄貨とは貨幣の素材が金屬より成つてゐるものであつて、金、銀、白銅、銅、ニッケル貨等が

之である。

本位貨とは金本位制の下に於ける標準貨幣となるものであつて、一國の貨幣法に於て定むる貨幣單位に相當する純金分量を含んだ金貨である。例へば我國の本位貨は金貨であつて純金の量目二分を以て一圓と定めた割合で作られたる五圓、十圓、二十圓の金貨がそれである。本位貨の特質は第一は無制限に法貨として流用する事である。法貨とは國內に於けるあらゆる支拂に強制通用力を持つてゐる貨幣を謂ふ。第二は自由鑄造及自由處分の二つの手段に依つて貨幣面の記名額とその貨幣の材料となつてゐる純金との價值が等しい。然し此の金貨の自由鑄造及自由處分と云ふ事は歐洲大戰前の各國が金貨を自由に流通してゐた時代に行はれてゐた事で歐洲大戰後の金本位は後に述ぶる様に金貨の流通しない所謂金核本位であつて自由鑄造及自由處分を許さない事になつた。且金本位を停止してゐれば金貨の記名價值とその金屬の實際價值とは一致しない。即ち金本位停止後我が五圓金貨の相場が九圓なり十圓を以て賣買されてゐるのは、此の事を意味する。

補助貨は小額支拂のために鑄造された金屬貨幣であつて、極めて限定された小範圍で法貨として強制通用力を許されてゐるのみである。

鑄貨に関する細目は各國の貨幣法に依りて規定されてゐるが、我國の現行貨幣法の内容は次の通りである。

本邦貨幣法の内容 (明治三十年十月一日實施)

- 一、貨幣の製造及發行の權は政府に屬す。
- 二、純金の量目七百五十ミリグラム(二分)を以て價格の單位となし、之を圓と稱す。
- 三、貨幣の種類
 - イ、金貨 幣二十圓、十圓、五圓
 - ロ、銀貨 幣五十錢、二十錢、十錢(大正九年廢止)
 - ハ、ニッケル貨幣 五錢、十錢
 - ニ、青銅貨幣 一錢、五厘
- 四、貨幣の品位
 - イ、金貨 幣純金九百匁、參和銅一百匁
 - ロ、銀貨 幣純銀八百匁、參和銅二百匁(大正十一年純金七百二十匁、參和銅二百八十匁に改正)

- ハ、白銅貨幣ニツケル二百五十匁、參和銅七百五十匁
 - ニ、青銅貨幣ニ銅九百五十匁、錫四十匁、亞鉛十匁
- 五、貨幣の量

- イ、二十圓金貨一(一六・六六六五グラム) 四匁四分四厘四毛四
- ロ、十圓金貨一(八・三二三三グラム) 二匁二分二厘二毛二
- ハ、五圓金貨一(四・一六六六グラム) 一匁一分一厘一毛一
- ニ、五十錢銀貨一四・九五グラム
- ホ、二十錢銀貨一・九八グラム
- ヘ、十錢銀貨一七分一厘八毛一(現在は廢止せられてなし、但し十錢白銅貨あり、一匁)
- ト、五錢白銅貨一匁二分四厘四毛一(現在は七分)
- チ、十錢ニツケル貨幣一四グラム
- リ、五錢ニツケル貨幣一・八グラム
- ス、一錢青銅貨一三・七五グラム
- ル、五厘青銅貨一・一グラム

- 六、金貨幣は其額に制限なく法貨として通用す。銀貨幣は十圓まで、白銅及青銅は一圓までを限り法貨として通用す(大正九年白銅貨は五圓まで法貨として通用すと改正)。
- 七、金銀貨幣純分の公差は金貨幣は一千分の一、銀貨幣は一千分の三とす。
- 八、金銀貨幣量目との公差、金貨幣の通用最輕量目を定む(數字は略する)。
- 九、金地金を輸納し金貨の製造を請ふものある時は政府は其請求に應ずべし。
- 十、從來發行の金貨幣は此法律により發行する金貨幣の倍位に通用すべし。
- 十一、從來發行の一圓銀貨は金貨一圓の割合を以て政府の都合により漸次之を引換ふべし。引換結了までは金貨一圓の割を以て無制限に法貨として通用す。此法律發布後は一圓銀貨の製造を廢す。

而して兌換銀行券條例中改正要項は、

- 一、銀貨兌換を改めて金貨兌換とす。
- 二、銀貨及銀地金は引換準備總額の四分の一を超過する事を得ず。

第二 グレ・シヤムの法則

- 一、意義　グレシヤムの法則とは「惡貨は良貨を驅逐す」の原則を云ふ。即ち市場に良貨

と悪貨とが相並び通用せらるゝ時は良貨は遂に市場から影を隠し悪貨のみ流通するに至る。良貨とは貨幣たる實質價格（即ち市價）が法定價格若くは其以上にあるものを云ひ、悪貨とはその實質價格が法定價格に伴はざるものを云ふ。若し此等の二貨幣が同時に市場に發行せらるゝときは比較的實質の高價なるものは市場に隠れて通用せず、獨り低價なる貨幣のみが流通するに至る。

何故良貨は驅逐せらるゝか一見奇なるが如しと雖も、此れ貨幣取引と普通の貨物取引とが根本的にその性質を異にする所以にして普通貨物の賣買に於ては物品の選擇權は買手に存するも貨幣取引に於ては之と異なり如何なる貨幣を渡すべきかは支拂者の權限に屬し、苟も法貨たる以上は何れの貨幣を以て支拂ふも差支へない。茲に於て支拂者は利己心より、最も低價にして損失を蒙むるの虞れ大なる悪貨幣を以てする支拂を先にし比較的高價なる良貨は蓄積し、又他に一層有益なる使用法有るに於ては直ちに之をその方面に向つて處理するに至る。茲に於て世間に流通する貨幣は常に悪貨たるに至るのである。

然し實際に於て世人は貨幣の含む純分價格等に注意するものにあらず、皆その表面價格により唯形體に信用を置いて平等の取引をなし敢て貨幣に良惡の差別を立つるものではない。之を以て「グレシヤムの法則」の行はるゝは甚だ信じ難きが如しと雖も、社會には兩替商人、金銀地金商、

金銀細工商、銀行家等の専門業者あるを以て貨幣と市場との間に前述の如き差異を生ずるに於ては直ちに之を利用して奇利を得んとし、熾に良貨の購買、輸出等を行ふに至るを以て遂に良貨にプレミアムを生じ市場外に引き去らるゝに至る。故に一國の貨幣にして同一の法定價格を有する貨幣に善惡の差異ある時は結局良貨はその跡を市場に絶ち獨り悪貨のみ流通するに至るを常とする。故に政府は此の「グレシヤムの法則」の作用を妨ぐるがためには流通貨幣に付き次の如き三個の注意を拂はねばならぬ。

一、造幣局より發行する本位貨幣は成るべく、均一の品位及量目を有せしめざるべからざること、若し然らずしてその品位、量目異なる時は本位貨幣の間に於てもグレシヤムの法則の適用を受くることあるは免れない。

二、政府に於て適當なる方法を設け特に磨滅せる貨幣を引揚げ、新貨幣と交換せざるべからざること、即ち彼の通用最輕量目以下に下りたる貨幣の如きは出來得る限り速に回收せなければならぬ。若し量目の異なる貨幣を流通せしむればグレシヤムの法則のために益々劣等なる貨幣のみ市場に流通するに至る。

三、公差並通用最輕量目は努めてその範圍を狭むるを必要とする。然らすんば貨幣はその發行

の當初よりグレシヤムの法則の作用を受くべき理である。

二、作用 一、良貨と悪貨の發生する場合

イ、同種の物質を以て成れる貨幣中に價格の大なるものと小なるものとの二種を生ずる場合、例へば一國の貨幣が著しく磨損しその通用最輕量目以下の輕量貨幣が完全なる新貨幣と並び使用せらるゝ場合、若くは政府が俄に貨幣の重量を減じ、又は品質を粗惡にしたる貨幣を發行し、以前の優良なる貨幣と並び行はるゝ場合の如し。

ロ、二種以上の物質を以て成る二種以上の貨幣ありて共に同一價格を以て通用すべきも、その各地金の實價に於て隔絶せる場合、例へば金銀複本位制を採る國に於て、その法定比價と市場比價とが非常に隔てある場合の如し。

三、グレシヤム法則の適用せらるゝ範圍

イ、磨損貨幣と新に鑄造せられたる貨幣とが、相並びて流通する場合。

ロ、紙幣と金銀貨幣とが同一法定價格を有し共に市場に流通する場合。

ハ、二種の硬貨が一定の比率の下に流通しその法定價格は同一なるも實價に於て差異ある場合一國の貨幣制度にグレシヤムの法則行はれ、之をその成行に放任する時は貨幣の流通上に種々の不便困難を生ぜざるを得ず、その主なるもの左の如し。

イ、各種の貨幣を併せ流通するの利益を空うするに至ること。

ロ、グレシヤムの法則の作用として物價に不良なる影響を及ぼすこと。

第二節 紙幣

紙幣は貨幣の一種として現下の經濟社會に於て極めて重要な役割を演じてゐる。紙幣はそれ自身には何等の價値なきも、金貨との自由兌換性に依り、又は法律に依り與へられた強制通用力に依り一定の價値を保有するものである。紙幣はこうした紙片に依りて流通力を有する貨幣の總稱である。故に銀行の發行する銀行券、政府の發行する政府紙幣及び兌換券等の總てを含むものである。

イ、紙幣はその發行者を標準として區別する時は政府紙幣と銀行券とに二大別出来る。

ロ、紙幣の性質に關する根本的の區別として兌換の有無により兌換紙幣と不換紙幣とに分つことが出来る。

1 兌換紙幣とは發行者が政府たると銀行たるとを問はず、持參人の請求あり次第紙幣券面に記載されてある金額を當該國の本位貨幣を以て引換へるものである。例へば日本銀行券を見るに

十圓札には「此券引換に金貨十圓相渡可申候」と記載してある。2 不換紙幣とは持參人に當該國の本位貨幣と引換へない紙幣を謂ふのであつて、法律上は兌換紙幣となつてゐても事實上兌換に應じなければ不換紙幣である。故に兌換紙幣と不換紙幣との區別は法律的問題でなくて事實上の問題である。故に歐洲大戰中の日本銀行券は法律的には何等金貨兌換を停止してはゐなかつたが、事實上日本銀行は金貨兌換に應じなかつたため不換紙幣と云はなければならぬ。兌換は無條件に要求次第に本位貨を以て引換へることであるから、期限付の兌換に應じるもの、又は不換紙幣を以て兌換する紙幣などすべて不換紙幣である。歐洲大戰後は法律的には日本銀行券は兌換紙幣であつたが事實上不換紙幣となつてゐたが、昭和六年十二月に金輸出再禁止を斷行し、更に緊急勅令に依り日本銀行兌換條例の停止を行ふ事になつた。故に今後の日本銀行券は名實共に不換紙幣となつたわけであるが兌換を開始すれば又兌換紙幣となる。

我國で紙幣と稱せらるゝものは銀行の發行する兌換券である。我國の兌換券は日本銀行券、朝鮮銀行券、臺灣銀行券及び滿洲に於ける正金銀行券がある。日本銀行券以外は流通區域の制限があることは言ふまでもない。兌換券と云ふものゝ金貨兌換停止の今日では一種の不換紙幣になつてゐる。

日本銀行券は日本銀行の發行する兌換銀行券であつて、我國に於ける兌換銀行券發行特權は日本銀行に屬してゐる。故に我が内地で紙幣と云ふ場合は「日本銀行券」のことであり、法律的に云へば日本銀行の發行する兌換銀行券である。我國では兌換銀行券の發行を日本銀行の特權たらしめてゐる故に、紙幣と云へば日本銀行券に外ならない。但し紙幣のことを規定してある法律は「兌換銀行券條例」であつて、之は明治十七年五月太政官布告第十八號を以て制定されたものであり、此の條例に依り日本銀行は同年始めて兌換銀行券を發行したのである。一般に「兌換券」と云つてゐるものゝ法律上の術語では兌換銀行券である。

日本銀行券は兌換銀行券である。故に發行銀行は銀行券持參人の要求あり次第何時にても券面記載の一定金額の金貨を支拂はねばならない。實質的に云へば一種の無記名式一覽拂の約束手形であるが、たゞその期限が永久的であり、金額が必ず全數である點に於て一般の約束手形と異なる。日本銀行券の持つ二つの性質は強制通用力と兌換性であつた。(イ)強制通用力 兌換銀行券條例第四條の規定に依れば、兌換銀行券は租税、海關税、其他一切の取引に差支なく通用するものと規定されてゐる。此の條文に依つて兌換銀行券は強制通用力を與へられたものと解すべく、従つて日本銀行券に依つて支拂を受くるものは必ず之を受取らねばならぬ義務がある。單に

發行銀行の信用に基いて通用力を持つてゐる場合なら兌換停止に依つて通用力を減ずると云ふ事もあるが、我國の如く通用力を法律で定めてゐる所では單に兌換の停止に依つて強制通用力に影響はしない。昭和六年の金兌換停止の緊急勅令は兌換のみの停止であつて「兌換銀行條例」の停止ではない。(ロ)兌換性 發行銀行は兌換券所持人の要求次第正貨と引換ふ義務ある事は兌換銀行券條例第六條にも規定し、又各兌換券面に兌換する旨の明文を記載してゐる。引換ふべき正貨とは金貨である(第一條)。然るに我國には一圓紙幣あり、一圓金貨無き故、一圓紙幣の金貨兌換は事實上不可能である。故に之は補助貨を以て兌換する義務あるものと解すべきであり、現に一圓紙幣には銀貨を以て兌換する旨の記載がしてある。然し昭和六年十二月十七日「銀行券の金兌換停止」に關する緊急勅令に依り、此の金貨兌換性は中止された。故に現在の我國の紙幣はすべて不換紙幣と云はねばならぬ。

不換紙幣の内には初めから不換紙幣として發行されたものと、始めは兌換紙幣であつたが、法律により又は實際の必要に迫られて兌換を停止して不換紙幣になつたものゝ二種がある。前者に屬する第一の著名な例は佛蘭西革命當時發行された「アッシニア」と稱する紙幣である。之は寺院の所有に屬してゐた土地等を沒收して之を土臺として發行したもので、土地を政府から拂下

げた時に買主が其代金を此の札で支拂へば自から其が政府に歸つて來ると云ふ仕組でやつたのである。又第二の例は南北戰爭中米國で發行された「グリーン・バック」なる紙幣である。又明治元年に發行された太政官札も通用十三年限りと云ふ條件付兌換であつたが發行した當時は不換紙幣であつた。歐洲大戰中獨逸は貸付金庫證券なるものを設けた。初めは兌換紙幣であつたが、兌換停止に依りて不換紙幣となつた場合には、政府紙幣の場合と銀行券の場合とがある。政府紙幣の例は大戰前の伊太利である。大戰後には獨逸、カナダ等が兌換を停止して不換紙幣となつた。銀行券の場合には古くはナポレオン戰爭當時に於ける英蘭銀行券、普佛戰爭當時の佛蘭西銀行券がある。歐洲大戰になつてから法律を以て兌換を停止し、又事實上停止する事に依つて世界舉つて不換紙幣と化して了つた。

不換紙幣出現の原因を見んに、不換紙幣の發行は多くの場合弊害多き故、出来るだけ之を避くべきであるが、併し經濟界が一種の病狀を呈した場合、其に對する對症療法として發行を必要とする事がある。而して不換紙幣の發行は兌換停止を必要とする經濟界の病症にも慢性的原因によるものと急性的原因によるものがある。慢性的原因は多く國際貸借關係、例へば輸入超過による對外支拂額の増大に伴ひ正貨流出の増加國內の正貨準備涸渴を來すため之を防止するため兌換

停止を行ふの必要に迫られるのである。急性的原因は例へば戦争の如き場合であつて、かゝる場合戦費調達のために増税する事は困難であるから、政府は手取り早い手段として不換紙幣を發行して軍費を調達するか、中央銀行の兌換を停止して紙幣を増發せしめて、その銀行から政府が借金するかするのである。佛の「アッシニア」、米國の「グリーン・バック」は何れもその著しい例である。

不換紙幣の利益の第一は經濟上の利益であつて、即ち不換紙幣は正貨の用を省き、之が獲得、行使に要する費用を節約する事が出来る。之に依りて節約せられたる現在の正貨は或は内國に於て直接工藝用に用ひられ、或は外國に輸出せられて必要な貨財を購入せしむる事が出来る。又將來に於ける金屬貨幣の獲得行使を必要ならしむる事は之に要せし資本、勞力を他の産業に向けしむる事が出来る。第二は財政上の利益であつて、即ち不換紙幣は國家の危急存亡の秋に政府をして僅少の犠牲にて所要の資金を調達せしむる事が出来る。例へば戦亂其他非常時に國帑疲弊し政府の信用地に落ち、増税又は公債發行等の手段に依りて所要資金を調達し得ざる場合、不換紙幣の發行に依りて政府の窮乏を救ふ事が出来る。

不換紙幣の弊害の第一は濫發の弊に陥り易き事である。濫發の結果は直ちに紙幣の價值を下落

し、各方面に悪影響を及ぼす。(イ)先づ經濟全般に對しては濫發の結果物價益々騰貴し、物價騰貴は通貨の需要を増加し、延いて不換紙幣の濫發を一層誘致する事となる。此の結果は投機の勃興、金利の暴騰、輸出入の不均衡、内外商取引の阻害、貨借關係の紊亂を招來する。(ロ)財政上に對しては納税の失順、歳入の減少、國費の増加、公債の下落、増税の必要等の直接の影響が生じ、間接には他の不換紙幣の整理に要すべき國庫の負擔を増大ならしむる事になる。(ハ)社會上に及ぼす實害の主なるものは投機を獎勵し、奢侈を増長し、着實の氣風を奪ひ、勤儉貯蓄の美風を一掃し、延いて貧富の懸隔、社會階級の不調和を招來することになる。(ニ)政治上には政府の威信を傷つけ、その權勢を殺ぎ、對外的には外國からの信用を失墜する事になる。

第二に不換紙幣は正貨の如き伸縮性を有してゐない。正貨は需要供給の原則に依りて支配され従つて正貨の供給が需要を超過する時に物價騰貴して入超を招來し、その結果正貨流出して國內供給量を減少する事になり、正貨の量は自然的に調節さるべきであるが、不換紙幣は此の原則に従はない。故に若し一度、通貨の需要起りて不換紙幣を増發したる時は、その後金融上の變動によりて通貨の需要減少するも、不換紙幣を收縮して國內の通貨需要高に適應せしむる事は非常に困難である。その結果物價は騰貴し、紙幣は下落してその弊害は甚大である。

貨幣には對内價值と對外價值とがある。不換紙幣にも此の二つの價值がある。對内價值は國內物價平準に表現され、對外價值は爲替相場に現はれる。不換紙幣國の爲替は變動が激しくなる。従つて輸出が促進されたり輸入が促進されたりする事になる。貨幣の對内價值と對外價值が同じ割合を以て動いて居れば輸出が促進されたり輸入が促進されたりする様な事は起らない。内地の物價が高くなつた割合に對外價值が上らなければ輸出が妨害されて輸入が促され、反對の場合は輸出が促進され輸入が阻止される事になる。不換紙幣國では爲替相場の變動激しき故に輸出入關係が非常に混亂して或時は大いに儲かり、或時は損すると云ふ事になる。不換紙幣國の爲替相場についてカッセル教授は購買力平價説なるものを唱へてゐる。即ち金本位國間なれば法定平價なるものが一定してゐるが不換紙幣國になると法定平價がなくなつて了ふ。然らば不換紙幣國間の平價は何かと云ふに、それは「購買力」であると云ふのがカッセルの意見である。

紙幣國間の爲替相場は兩國の購買力平價が支配する。例へば小麥一石の價格が英國で五磅、日本で二十五圓であるとすれば、爲替相場は一磅に對して五圓と云ふ事になる。若し一磅が六圓になつたとすれば、人々は日本で二十五圓出して小麥を買ひ、之を英國に送つて五磅で賣り、五圓だけ儲けると云ふ事になる。反對に一磅が四圓だとすれば人々は二十圓を五磅に換へ、五磅で英

國にて小麥一石を買入れ、之を日本で二十五圓に賣つて五圓儲ける事になる。多數の人が此の取引をする結果、第一の場合には磅の價格を低め、第二の場合には之を高めて結局一磅五圓と云ふ相場が現はれる。即ち日本と英國の爲替相場に於て一磅五圓と云ふものが平價となるのである。即ち小麥一石が英國で五磅、日本では二十五圓と云ふことが根源になつて爲替相場は定まると云ふのが購買力平價説の主眼である。

第三節 預金通貨 Deposit Currency

預金通貨又は預金貨幣とは小切手又は小切手類似の支拂指圖書を以て引出し得る當座預金を謂ふのである。従つて貨幣とは鑄貨及紙幣の外はないと考へ勝の一般人には預金通貨を貨幣と見る事は奇異の觀なきにあらねど、元來貨幣の職能は支拂手段として又交換の媒介としての機能發揮するにあるが故に、その點に關し鑄貨乃至紙幣も預金通貨も變りはない。

預金通貨は二つの方法で造出される。第一は鑄貨又は銀行等の所謂現金を當座預金として預け入れる場合である。當座預金であるから、勿論之に對し小切手を振出して支拂手段とする事が出来る。

第二は銀行が顧客に貸付又は手形割引をなしてその手取金をそのまま該顧客の當座預金に振替へる場合である。第一の場合、即ち現金預入に依りて當座預金を作る場合は銀行として受働的、消極的であるに對し、第二の場合は銀行の積極的作用に基くものであつて、此の場合の預金通貨は全く創造されたものであると云ふ事が出来る。此の銀行貸出の振替に依る預金通貨の造出は近代經濟社會に於ける一特色であつて、英國の主要預金の四分の三、米國の預金の八割までは此の銀行に依りて創造された預金である。

然らば如何なる過程に依りて此の預金通貨の創造が行はれるかと云ふに銀行が貸出を行ふには二つの方法がある。一つは百人の人から受入れた現金の内一部を現金引出しに對する準備金として手許に保留し、残りを現金を以て貸付ける方法である。

今一つは預つた現金を全部準備としてそれを基礎として、之に數十倍する貸出を行ふ場合である。例へば前の場合だと十萬圓の現金預金の中一萬圓を現金引出に對する準備として手許におき残り九萬圓を現金で貸出すのであつて銀行のバランスシートは資産の部に現金一萬圓と貸付九萬圓とあり、負債の部に預金十萬圓となる。然るに後の場合であると現金預金十萬圓を全部準備としてその上に九十萬圓の貸出を行ひ、之を振替によつて顧客の當座預金とする。然る時の銀行の

バランスシートは資産の部は現金十萬圓、貸付九十萬圓、負債の部は預金十萬圓、當座預金九萬圓となる。

右二つの場合とも預金に對する現金準備は一割であるが、然し貸出高になると一方は九萬圓であり一方は九十萬圓である。前者では貸出そのものに依ては何等預金を發生しないが、後者では銀行の貸出によつて九十萬圓と云ふ預金が造出されたのである。云はゞ無から有を生じたとも見られる。

預金通貨造出に對する制限は如何かと云ふに、

一、經營上の制限　かくの如き預金造出は銀行としては貸付利子と當座預金利息の差だけを収益としてあげる事が出来るから、銀行としては殆ど經費のかゝらぬ預金通貨を造出すれば、之が増加するだけ利益が増加するわけである。英國は我國に比し金利低きに拘らず、銀行が一般に莫大の利益をあげてゐるのは、巨額の預金通貨を造出してゐるからであつて、之は殆んど資金を要せず、銀行の帳簿上の振替のみで出来るのである。然らば銀行は利益をあぐるために無限に預金通貨を増加し得るかといふに、此の増加に對して二つの制限がある。第一は現金準備の方面からの制限である。大體の傾向から云へば一國の貨幣の増減は商取引の狀況と一致するものであつ

て、貨幣としての預金通貨の使用の程度と鑄貨や紙幣の使用の程度は大體同一歩調にあつて、その増減は相一致してゐる。故に銀行によつて新規に預金通貨が造出される場合、即ち社會に存在する預金通貨量が増大する場合は鑄貨や紙幣等の現金に對する需要も亦之に應じて増加するのである。従つてこの場合、銀行の當座預金から現金が一部分引出されることになる。例へば、事業家は勞働者に對する賃銀はどうしても現金として引出さねばならない。此の現金引出しはそれだけ銀行の現金準備を減少せしむる事となり、銀行は安全性を傷つける事となる。預金に對して慣習的に略一定の現金準備率を擁してゐなければならぬ事は銀行經營の原則とも云へるから、現金が減少すれば之に應じて預金、即ち通貨預金も減少することになる。故に現金準備が増加した場合か、現金の増加を豫定し得る場合でなければ預金通貨の總量は増大し得ないのである。要するに一國の預金通貨造出は現金の在高位に依つて支配される事になる。次に銀行は貸出の振替による預金通貨造出によつて顧客に何時にても引出し得る債務を負ふと同時に、一定期間後に返済を請求し得る債權を獲得するのである。銀行は貸した金を預金に振替へるのであるから、預金通貨としてだけ利用されて、期限が來て貸出の返済が不能となる事あれば、銀行は立ち行かぬ。故に貸出す相手の信用状態をよく調査し、誰にでもかれにでも貸出すといふわけに行かぬ。要するに預

金通貨の造出も借手たる顧客側の信用状態如何に依つて支配される事になる。

二、法律上の制限 右の如く銀行經營の原則から云へば預金通貨は現金準備及び顧客の信用状態に依つて制限を受ける事になるのだが、然し若し不節制な銀行家がゐて、右の原則を守らずに無限に預金通貨を膨脹させようと思へば出来ない事もない。預金通貨の増加は一國の貨幣量の増加を來し、之は延いて物價に影響し社會に不利益な結果を及ぼすばかりでなく、その銀行自體から云つてもその基礎を危くするものであるから、預金通貨の造出を單に銀行家の胸三寸に放任しておく事は危険であると云ふ點からして之に對して法律を以て制限する必要が唱へられる。法律的に預金通貨の造出を制限するといふ事は、結局當座預金に對して一定割合の現金準備率を法定する事である。では、此の法定率を如何にするかと云ふ點については何等理論的根據はない。今此の種の法定制限を行つてゐる代表國は米國と南阿である。

米國は聯邦準備制度の下に加盟銀行は聯邦準備銀行に對して一定比率の預金勘定を維持してゐなければならぬ事になつてゐる。

中央銀行に相當する準備銀行に對する預金であるから、之は取りも直さず現金準備である。どの位の法定率を設けてゐるかといふに中央準備市、即ち紐育、シカゴ、セントルイス等の大都市

では一割二分、次に準備市と云ふ中都會では一割、地方銀行が七分といふ事になつてゐる。南阿でも當座預金に對しては一割三分以上の預金準備を法定してゐる。

預金通貨量を知るには結局當座預金の現在高を知れば好い。英、米等銀行業の發達してゐる所の國では預金通貨は遙かに他の二者、即ち鑄貨及紙幣を抜いてゐる。一九一二年當時に於て米國では金貨七億弗、補助貨及紙幣十億弗に對して預金通貨は八十五億弗の巨額に達してゐた。併し金本位を停止し、不換紙幣が増發される様になると預金通貨に對する紙幣の率は非常に増大して來る。

我國に於ける預金通貨を知らんとせば、全國銀行の當座預金を見ればよく、之に對して補助貨及日本銀行券流通高を比べたら兩者の比率はわかる。

次に一國の支拂手段として使用されてゐる貨幣の中預金通貨はどの位あるかと云ふ事を知るためには先づ預金通貨による支拂總額と他の貨幣形態による支拂總額とを知らなければならぬ。

預金通貨による支拂額については手形交換高を觀察すれば大體は判明するが、然し同一銀行と取引してゐる顧客間の預金通貨使用は、單に銀行帳簿上の振替に止まり、手形交換に現はれざるが故に此の額を先づ知らねばならぬが、之は各銀行について知る外なく極めて困難である。

次に銀行券及鑄貨による支拂總額を相當確實に知る事は不可能に近い。

第三章 貨幣の價值

第一節 意 義

貨幣價值とは貨幣の購買力である。諸種の財貨や勞務等を獲得し得る貨幣の力が貨幣の價值である。此購買力は貨幣出現の最初から現代に至るまで連續せるものであつて、今俄かに成立したのではない。現在の貨幣が有する購買力は之を遡源して探究すると其起源まで連續せることを知り得るのである。例へば我國にて圓なる名稱にて表示されたる貨幣一定量の購買力は明治初年の圓の價值に連續して居り、明治初年の圓は徳川時代最終の小判である安政小判の兩の價值に連續して居り、安政小判の價值は慶長小判の價值に連續して居り、斯くの如くして結局現在の貨幣の價值は遠き以前の商品貨幣の價值を繼承せるものなることを推定し得るのである。而して貨幣出現の初にありては未だ職能の分化が十分に行はれず、貨幣は交換の用具たると共に從來の用途にも供せられたであらうと想像し得るから、貨幣素材の使用價值が貨幣其物の價值であつた。然るに經濟生活の發達につれ、財貨交換の必要益々増加し、交換上最も便利なりと一般から認められたる素材が一定の形式を備へ、専ら交換用具として使用せらるゝに至ると、該素材の一定量は殆んど必然的に他の財貨の若干量を收受し得る習慣的事實が成立するのである。換言すれば貨幣は價值あるが故に流通しつゝ、次第に、流通するが故に價值を保持するに至るのである。これが貨幣價值の起源である。斯くの如くして習慣的に成立したる貨幣價值は貨幣の存在する限り連續し貨幣各箇片の素材、形狀、重量等が經濟生活の推移に伴つて變更することありとも、貨幣出現の最初から現在に至るまで中斷することなく統一を保つて居るのである。

要するに貨幣の價值とはその貨幣と交換し得る他の財貨の分量である。故に之を貨幣の購買力であると云つても差支へない。貨幣の購買力には一國內に於ける貨幣の國內商品との交換の場合と、一國の貨幣の他國に於ける商品との交換の場合がある。前者は貨幣の對内價值と云はれるものであつて貨幣の國內購買力であり、之は物價を以て測定出来る。後者は貨幣の對外價值と云はれ一國の貨幣の他國に於ける購買力であり、之は外國爲替相場を以て測定出来る。即ち「圓」の對外價值は圓の外國爲替相場を見ればわかる。圓の外國爲替相場の代表的なのは對米爲替であつたが昭和八年五月米國の金本位停止により弗貨の變動が不變となつたため、圓の對外價值は對英爲替相場を標準とする事が適當とされてゐる。貨幣の對外價值に關する研究は要するに外國爲替相場の研究であり、之は「外國爲替」編の講義に於て参照されたい。

第二節 貨幣の對内價值——物價指數

貨幣の國內購買力は之を購買される財貨の價格に依つて測定出来る。財貨價格の總數は物價であり、物價は物價指數に依つて正確に知る事が出来る。故に貨幣購買力を知る事は要するに國內物價指數を知る事である。

Ⅰ 物價指數の意義 物價指數とはある時期より他の時期に亘る夥多の商品價格變動百分比の平均である。ある一商品の二つの期間の價格變動百分比は後時期に於ける該商品價格を前時期に於ける價格で除すれば好い。此の百分比を該商品の價格比率と稱するが物價指數は此等多數價格比率の平均である。

物價指數は個々の商品價格の綜合的狀態を示すものであり、而して個々の商品價格は貨幣との交換價格を表するものである。之を、貨幣の側から云ふと貨幣の對内價值は物價に依りて決定せらる。五圓の帽子が十圓に騰貴すれば從來十圓札で二個買へた帽子が一個しか買へない。即ち貨幣の價值、換言すれば貨幣の購買力は半減したのである。かく貨幣の對内價值、即ち購買力を示すものは物價である。而して物價の表現形式が物價指數であるから、物價指數の變化は貨幣購買力の變化を示すものである。

Ⅰ 物價指數算式 物價指數は一定時點を基本即ち一〇〇とし、之に對して他の指數が計算される。故に先づ商品種別が選ばれたら各商品に就いて、基本時點に於ける價格に對する、求むる時點の價格の百分比を算出する。而して此等多數の百分比を平均する。併し此の平均方法が物價指數作成の技術に屬し色々ある。米と味噌を例にとり、今基本時點に對して米は二倍騰貴し味噌は半額に低下したと假定して算定例を示さん。

一、平均方法

イ、算術平均 算術平均とは單に選ばれた商品の價格比率の總和を商品數で除したものである。米が二〇〇味噌が五〇と假定すれば算術平均では左の如し。

$$\frac{200 + 50}{2} = 125 \quad (\text{物價指數})$$

ロ、幾何平均 幾何平均とは選ばれた商品の價格比率の積をば商品數で開いたものである。即ち

$$\sqrt[2]{200 \times 50} = 100$$

二、加重平均 (秤量) (ウェイト) weight

物價指數は多數商品の價格の公正なる平均でなければならぬ。所が平均方法をして適正ならしむるのみでは此の目的は達しない。例へば米は味噌よりも重要である事は言ふまでもない。即ち加重とは各商品の重要程度に應じて、例へば米が味噌より二倍の重要さがあるとすれば平均算出の場合、米の價格比率を二倍しておく、今算術及幾何平均に夫れ々加重法を應用して計算して見る。假りに米は味噌に比し二倍の重要さがあるとすると

イ、加重算術平均の例

第三章 貨幣の價值

$$\frac{200 \times 2 + 50 \times 1}{2+1} = 150$$

ロ、加重幾何平均の例

$$\sqrt[2]{200^2 \times 50^1} = 141$$

右の實例は基本年度に對し米が二倍に騰貴し味噌は半額に低下したのである。故に單に各商品の價格變動の比率を求むると云ふ點から云へば騰落は相殺されて全體の物價に變りないと云へる。併し之を算術平均に依れば一二五と騰貴してゐる。然るに幾何平均では、一〇〇と變化ない數字が出てゐる。故に物價變動比率の正確なる平均を求むる點のみから云へば幾何平均が算術平均に遙かに優つてゐる。

然るに吾々の實際生活に於ては米の倍額騰貴と味噌の半額低下とを以て相殺されるべきものではない。即ち單純なる幾何平均は平均方法として正確ではあるが吾人の實際生活を示す指數ではない。故に平均に際して實際生活に於て米は味噌の二倍の重要性を有すとし、従つて二倍の加重を行つて幾何平均すれば一四一と云ふ指數が出て最も實情に近いものである。故に物價指數の理想としては今日では加重幾何平均法に依つたものが最も公正なものと云ふことが出来る。

加重平均に依る物價指數を加重（又は秤量）指數 *weighted index number* と云ひ、之に對し加重せざる單純なるものを不加重（又は不秤量）指數 *unweighted index number* と謂ふ。又物價指數には卸賣物價指數と小賣物價指數とがあるが通常使用せらるゝのは卸賣指數であつて又世界に於ける主要指數も皆卸賣指數である。

我國に於ける此等指數は何れも卸賣物價指數であり商工省指數は全國卸賣物價であるが他は東京である。此の中日銀指數が利用する上に於て最も古いがその平均法が舊式であり不完全である。今日最も完全に近いのはダイヤモンド社の物價指數である。之は加重幾何平均を採つてゐる。たゞ餘り古い指數を得られないと云ふ憾みがある。

此の外大阪卸物價指數に付いては大阪商工會議所指數、大阪朝日新聞指數がある。

第三節 貨幣數量說 *Quantity theory of Money*

「他の條件にして等しき限り、物價の騰落は貨幣の數量に正比例する」となす所の學說が貨幣數量說であつて、貨幣と物價の關係を説明する學說として金科玉條視され、此の學說に基いて最近の新しい爲替學說が唱へらるゝに至つた。故に今日のあらゆる貨幣現象や、物價現象は數量說を理解しなければ一切肯定出来ない。貨幣數量說はかなり昔より説かれて來たものであるが、之を改善し擴張して近代式のものたらしめた功勞者はエール大學教授アービング・フィッシャー氏であつて、彼は有名な「交換方程式」なるものを立案し、之に基き今日の物價、金融現象變化の原理を一目瞭然たらしむるに至つた。數量說が一般民衆に理解され普及されるに至つたのはフィッシャー教授の「交換方程式」立案のお蔭であると云ふも過言ではない。

一、預金通貨なき場合の交換方程式 貨幣とは一切の支拂手段を總稱するものであつて先づ鑄貨、紙幣及預金通貨に分つことが出来るが、今假に預金通貨を度外視して我々の所謂現金のみが貨幣として流通してゐるものと考へたら、一定の社會に於ける物價水準はその社會に於ける次の三要素に依つて決定せられる。

イ、流通貨幣數量

ロ、貨幣の流通速度

ハ、商品の賣買高

交換方程式とは一定の社會に於て一定の期間に行はるゝ總ての商取引を數字的に表示したものであつて、個々別々の取引に對する交換方程式を合計して求め得らる。

今貨幣數量をMとし、貨幣の流通速度をVとし、物價をPとし、商品賣買高をQとすれば次の公式が出来る。

$$MV = \sum pQ$$

M は希臘文字であつて總和を意味する符號に用ひられる。即ち世の中には多數の賣買取引が行はれてゐる。その各取引を $p_1 Q_1, p_2 Q_2, \dots$ として示すことが出来るが、此等の諸取引を合計した總和を MV を以て示すのが數學上の方法である。即ち

$$\sum pQ = p_1 Q_1 + p_2 Q_2 + p_3 Q_3 + \dots + p_n Q_n$$

今 P を以て總て個々の商品價格 P の平均である物價平準を表示せしめ、 T を以て個々の商品數量 Q の總和たる取引總量を示すものとすれば次の式が出来る。

$$MV = PT \quad P = \frac{MV}{T}$$

即ち右交換方程式の左邊は一定期間に於て商品に支拂はれたる貨幣の總額を示し、右邊は此の貨幣量に對して賣渡されたる商品の價格の總和を示すものである。同一の貨幣と雖も何回も支拂に使用されてゐるから、實際に於ける貨幣支拂高はその社會に存在する貨幣量よりも大なる筈である。故に貨幣存在量に貨幣使用回数、即ち流通速度 V を乗じたのである。此の方程式は支拂ふ貨幣の高と商品の賣買高とは相等しき自明の理を示したに過ぎない。

今、此の方程式の何れかの邊の何れかの項に變化が生じて此の均衡が破れんとする時は他の邊の何れかの項に正比例的の變化が起るか、又は同じ邊の他の項に反比例的の變化が起るかして均衡を回復する事になる。

假に實例を示して考察して見ん。今、ある社會に五億圓の貨幣があつて、一年間に二十回づゝ支拂に用ひられるとする。而して商品を假に米、肉、糸の三種に限るとし、次の賣買が行はれたとする。

$$5 \text{億圓} \times 20 = 20 \text{億} \times 3000 \text{ (百圓石)} \\ + 0.50 \times 2000 \text{ (百圓石)}$$

$$+ 15 \text{億} \times 200 \text{ (百圓石)}$$

故に此の社會で若し貨幣が二倍して十億圓となり、流通速度や、商品取引高に何の變化がないとすれば物價が騰貴して方程式の均衡を保つ様になる、此の關係をフイツシャー教授は一の天秤に譬へてゐる。即ち右の皿に商品を載せ左に財布をぶら下げ、之をその中間で支へて均衡をとつてゐる場合、左側に作つた目盛は貨幣流通速度を示し、右側目盛は物價平準を示すことになる。今、平衡状態にある此の天秤が、流通速度にも商品取引數量にも變化なくして財布の中味が増減した場合には商品の皿は或は右に或は左に移動させねばならぬ。此の移動は即ち物價を示す目盛が變ることになるのである。此の結果物價平準の變動は、

- 1 貨幣の存在量に正比例し、
 - 2 貨幣の流通速度に正比例し、
 - 3 商品の取引數量に正比例する、
- と云ふことになる。

二、預金通貨ある場合の交換方程式 貨幣經濟より信用經濟に進みつゝある現社會に於て支拂手段として小切手が鑄貨や紙幣と同様に使用される様になつた。即ち預金通貨又は信用通貨と謂はれるものが實際に行はれてゐるのである。

今、一定の社會に於ける貨幣の流通量を M とし、その流通速度を V とし、預金通貨存在高を M' とし、その流通速度を V' とする時は、次の方程式が成立する。

$$MV + M'V' = \sum pM$$

$$= PT$$

右の方程式こそ吾人が今日の信用經濟社會に於て適用するを得べき公式である。

此の方程式を説明すれば、物價の變化は、

第三章 貨幣の價值

- イ、貨幣流通高に正比例し、
 - ロ、貨幣流通速度に正比例し、
 - ハ、預金通貨流通高に正比例し、
 - ニ、預金通貨流通速度に正比例し、
 - ホ、商品取引量に反比例する、
- と云ふことになる。

故に右の方程式を次の如く變化することが出来る。

$$P = \frac{M \cdot V + M' \cdot V'}{T}$$

物價平準を直接に左右するものは $M \cdot V \cdot M' \cdot V'$ 及 T の五項目の原因を除いて他にない。此の五原因を左右する事によりて間接に物價に作用する原因は無数になるが、此等無数の間接原因は、右の五原因を介するにあらざれば物價を動かすことは出来ないのである。

従来唱へられる「物價の騰落は貨幣流通高に正比例す」と云ふ數量説は右の五原因の中の唯一項目のみに重點を置いて物價を解釋せんとしたものであつて、若し貨幣數量の變動のみが物價高低を左右し、他の四原因の役割を否定せんとすれば、次の前提條件を立證しなければならぬ。

- イ、 M' の増減は M の増減に比例すること、
- ロ、 M の増減は V 及 V' に影響せざること、
- ハ、 M の増減は T に影響せざること、
- ニ、 P は受動的要素にして他の要素の變動原因とならざること、

従來の「物價は貨幣數量に依りて支配さる」と云ふ説を此の交換式を通じ右の前提條件を證明したのがフイツシャー教授の新しい努力であり、此の點に於いて同教授の數量説が「新貨幣數量説」と呼ばるゝ所以である。フ教授は次の如く立證してゐる。

イ、貨幣と預金通貨との關係 預金通貨量 M' と貨幣量 M との間には一定の比率を保つてゐる。何となれば第一に預金準備として銀行の金庫に保有さるゝ貨幣は一定の社會に於ては預金に對して略一定の比率を保有してゐる。第二に商人又は會社が所有する現金と當座預金との間には取引と便宜と慣習とに依つて略一定の比率を保つてゐる。即ち商人や會社は諸雜費又は貸銀拂等の小額支拂には貨幣を常に用ひるも、商人同志の間では小切手を用ひるを一般とし、而して彼等の取引は略一定してゐるものであるから、その用ふる通貨の種類及配分と略一定してゐる。現金多きに過ぐる時はその一部を預金に繰入れるであらうし、預金が多きに失する時はその一部を引出して現金を補充する事になる。故に社會全般として見る時は常に M と M' との間には一定の比率を生ずることになる。故に、預金通貨の増減と云ふ事も結局貨幣量の増減を通じて行はれるのであつて、貨幣量と無關係に預金通貨のみ増減して物價を左右すると云ふことはないのである。

ロ、貨幣の増減と通貨流通速度 今假に各人の所有貨幣が二倍したりとすれば、吾人は増加した貨幣をそのまま携帶するも何の役に立たざるが故に、之を貯藏するか、商品の購買に充つるか、又は預金するかする。若し貯藏したる場合はそれだけ通貨を減ずる事になるが故に、流通速度増減の問題は起らない。次に商品の購入に充てたる場合は、之を流通せしむる事になるのであるから、物價騰貴を招來しこそすれ、流通速度を減ずることにはならぬ。第三に、銀行に預金したる場合は預金準備の増加となるから銀行は貸出に努めて預金通貨の増加を計るべく、預金通貨の増加は必然的に商品購買に向けらるゝものであるから、その増加は物價騰貴を招くも、流通速度を減ずることにはならぬ。要するに M の作用は V 及 V' とは無關係なのである。

ハ、貨幣量の増減と商品取引量 取引される商品の數量は天然の富源、商業の組織、技術の進歩、慾望の消長、運輸の便否、商業機關の完否等によつて定まるものであつて、貨幣の數量とは没交渉である。貨幣の増加が商品の増加を來すと云ふ理由はない。

ニ、物價は受働的要素 物價が先づ變動して之が貨幣量、商取引量其他の要素を動かすと云ふ事がありと假に例へる、然らば今Pが二倍したりとするならばM' M' V'が増加するがTが減少しなければならぬ理窟になる。然るに事實は、(1) 物價騰貴すれば先づ輸入を促し却つて貨幣を流出せしめ、又金の價値下落のため金産出を萎縮して、却つてMを増加する事にはならぬ。Mが増加せざる限りM'は増加しない。(2) 通貨の流通速度は人々の慣習とかその社會の支拂制度、人口密度、交通の便否によつて定まるのであつて、此等の原因が存在しない限りV及V'に變動が生ずる事はない。(3) 物價二倍する時は人々は二倍の代價を支拂はねばならぬし、又二倍の代價を受くる事になり、收支相償ひ購買の緊縮を見る事にはならぬ。以上の説明にてわかる通り結局貨幣のみの變動によりて物價が左右される事になる。

第四章 貨幣制度

第一節 本位制度とその種類

例へば我國では純金の量目二匁を以て價格の單位とし之を圓と稱してゐる如く、何れの國でも貨幣の基礎基本を定めて價格の單位としてゐる。此の一國の貨幣の基礎基本を定めた組織を本位制度と謂ふ。此の本位制度と貨幣の造出流通に關する制度とが一體をなして一國の貨幣制度を構成するものである。現今では貨幣制度は法律に依つて規定されてゐる。貨幣關係法規の内容は此



の本位制度と貨幣造出流通に關する事項を以てなつてゐるのである。

本位制度は之を大別すると拘束本位制度（又は從屬本位制度）と自由本位制度（又は獨立本位制度）に分つ。

第一 拘束本位制度 Gebundene Währung

之は貨幣價値が素材價値と一致する様に束縛されてゐるもの、換言すれば、本位貨幣と之を構成する素材との間に自由な移動流通の關係があるので、即ち規定量の素材を持參する者に對しては自由鑄造を許し又は貨幣は規定量の素材と兌換すること、或は貨幣を自由に素材に還元すること、又は自由に海外に輸出入すること、換言すれば自由鑄造、自由兌換、自由處分、自由輸出入が認められてゐる制度である。併し金本位に就いて見られる通り現今では拘束本位制度は從來の如き嚴格なる意味を失つて極めてルーズなものになつてゐる。此の拘束本位制度は次の如く分類される。

一、單本位制度 Monometallism

之はある一種の金屬を本位貨の基礎として無限法貨たらしむるものを謂ふ。之には金本位及銀本位の二つがある。

イ、金本位制度 次章に詳述する。

ロ、銀本位制度 Silver standard 銀のみを本位貨とする制度であり、今日では支那一國が代表國として之に屬す。金本位の諸國に交つて支那のみ之を孤持することは困難であり、且近年の銀塊の暴落は支那をして金本位採用案を決定せしめたから、銀本位制度も近く世界からその跡を絶つに至るだらう。

二、複本位制度 Bimetallism

複本位制度は三つに區別して考へられる。並行複本位制度、合成複本位制度、跛行本位制度此れである。文明諸國も一度は複本位時代を経験し、大戦前まではラテン同盟諸國が尙複本位を採つてゐたが、併し今日では複本位と云ふもの、意味は全く失はれて居り、貨幣制度としての重要性は全くないのである。

イ、並行複本位制度 之は所謂複本位であつて金と銀との二種の本位貨幣を公平に流通せしむる制度である。故に複本位制度の下にあつては經濟的利害關係によつて市場は一方の本位制度に歸着して了ふ。例へば金が有利で銀が不利の場合はグレシヤムの法則に依つて惡貨のみ流通し良貨は隠されて了ふことになり、結局事實上一方の本位制度に歸着する。故に二種の貨幣の流通

に差別を設けると云ふ事が考へられる。茲に於て此の複本位制は左の二種に分たれる。(1) 金銀貨を自由に流通させる方を自由並行複本位制度と云ひ、(2) 金銀貨の間に一定の制限を設けてどの割合で通用せしむるか兩者の間の關係を規定してゐるものを限定並行複本位制度と謂ふ。

ロ、合成複本位 Symmetallism 之はシムメタリズムと稱し、マーシャル教授の提案であつて金貨と銀貨を別々に造らずに金銀を一定の割合に合成して「金銀貨」を造る。即ち一つの貨幣の中に二種の金屬の價値を纏めておく、かくすればグレシヤムの法則によつて一方が驅逐されると云ふ事を防ぐことが出來ると云ふのである。

ハ、跛行本位制度 Limping Standard 此の制度は金本位と銀本位の二種の本位の上に立ち、銀貨の自由鑄造を禁じてゐるものを謂ふ。一方の自由鑄造を認めず、従つてその供給は制限せられ、それによつて金貨と銀貨との相互價値關係の變動が一定限度内に抑制されるので、漸次銀を處分して、結局金本位に移らうと云ふ仕組である。故に見様によつては金銀二種の本位貨幣がある點から云へば複本位であり、金貨だけの自由鑄造を許して銀貨はなるべく處分して行かうと云ふ方針から云へば金本位と云へるのである。二つの本位、即ち二本の足の一方に重大なる要件が缺けてゐるので、跛行本位と名付けられた所以である。複本位制度を實施してゐた國が之を改め

て金單本位制に移らんとする場合、國內に有する多額の銀貨を俄に引掲げて金貨に代へるは頗る困難であるから一時の方便として跛行本位制度を採用し、金銀比價の變動より来るグレンシャムの法則の作用を避けんとするにある。故に跛行本位制度と云ふものが始めから企圖されたわけではなく單に從來複本位制を採用してゐた國が銀の下落によつて銀貨が金貨を流通外に驅逐する勢の生ずるに堪えず、此の勢を防止する方法として銀貨の自由鑄造を停止したのであつた。停止したものの舊來の流通銀貨は之を回収した上、處分するわけではなく額面に對して實價の下落してゐるに拘らず、供給を制限して額面價格、換言すれば金價と同價を以て無制限法貨として流通せしめやうとするのである。佛蘭西、獨逸、米國は何れも跛行本位制度を實行した歴史を有してゐる。

第二 自由本位制度 *Freiwährung*

本位貨幣の貨幣價值がその素材價值に依存しないでそれ自身獨立して維持されてゐる制度である。故に、此の場合の貨幣價值は形式上は法規を以て素材價值とは關係なく決定されるのであり實質上は事實に於てその法定の價值あるものとして一般に授與流通されるのである。始めから國家が自由本位制度と云ふものゝ實行を企圖するものではなく、拘束本位制度の停止に依る已むなき結果として出現するものである。自由本位制度は次の如く分つ。

イ、本位貨幣鑄造禁止制度

例へば一八七九年から一八九二年にかけて澳地利は本位貨幣であつた銀貨の自由鑄造を中止した。此の結果紙幣が用ひられ銀貨はありはしたが却つて紙幣よりも價格が下落し銀本位國でありながら紙幣は銀の價值と關係を持たないと云ふ状態になつた。又大戰中スカンヂナビヤ諸國は本位貨幣たる金の流入に苦しみその自由鑄造を禁止した。こうした場合紙幣は本位貨とは絶縁して丁ひ、自由本位制度が成立するのである。此の場合自由鑄造が禁止されてゐるから素材である本位貨幣と離れて貨幣はその造出を適當に調節されることによつて購買力を維持せねばならぬ。

ロ、紙幣本位制度 *Paper Standard*

大戦中交戦諸國は金本位制度を中斷して盛んに不換紙幣を濫發した。而して紙幣は金とは關係なく、従つて國家は紙幣の數量を統制しないと購買力は無限に變動し獨逸に見し如く紙幣は殆んど無價值にまで下落する。此の場合金屬貨幣は市場から姿を没し、又はプレミアム付で取引される様になる。

第二節 金本位制度 *Gold Standard*

金本位制度とは貨幣の本位が金のみを基礎とし、貨幣單位が金の一定量と等價關係を維持する

制度である。從來金本位制度と云へば、金貨自由鑄造、自由兌換、自由處分を原則とする嚴格な意義に解せられてゐたが、大戰により各國が金本位制度を中止し、戦後、之が復歸に當つて金本位制度自體の形態が色々異なつて來る様になつた。故に今日の金本位制度は最早昔日の如き嚴格の意義を以て解釋されないものである。金本位制度とは要するに金と一國の本位制度とが結びついて居れば好いので、グスタフ・カッセル教授の如き「金本位制度とはある國の貨幣單位の購買力が金の購買力と事實上一致するやうに統制されて居る所の紙幣本位制度である」とまで定義してゐる位である。之は大戰により各國は事實紙幣本位となつて國民は之に馴れると同時に貨幣と云ふものゝ本質を理解して來たからである。要するに金貨を流通せしめない金本位制度があり得る即ち貨幣の單位と金の一定量との間に等價關係を維持せしむるには必ずしも金貨を鑄造して之を流通せしむる必要はない。茲に於て金本位制度には二つの種類がある。

第一 金貨本位制度 Gold Specie Standard

之は金貨を流通せしむる所の金本位制度であつて、金貨のみが本位貨幣として流通し、他の金屬貨幣は補助貨幣として本位貨幣に對して從屬的地位を占め、紙幣と同様に自由に本位貨幣に兌換されるし、又金貨の自由鑄造、自由處分が許されるのである。之は舊來の意味の金本位であ

つて歐大戰前の諸金本位國はそうであつた。大戰後金本位復歸後の米國、日本、瑞典は名義上金貨國であつたが、事實上に於ては金貨本位をとるものは米國位であつた。然し日本、米國も金本位を停止したので今日金貨國は存在しない事になつた。

第二 金核本位制度 Goldkernwahrung

金貨を流通せしめない金本位制度である。貨幣に關する觀念の進歩した今日は國內では金を準備とする紙幣のみの流通を以て何等支障なく、只國際貸借の決濟關係に於てのみ金が必要となつて來るのである。故に一國の金準備は金又は金に換へ得る形式で國內又は國外に保管するのみを以て足るのである。要するに金核本位の特質は國內の流通支拂には金貨を用ひずに紙幣を用ひ、國際流通のためにのみ金塊又は金貨或は金貨で支拂ふべき爲替手形と兌換するといふにある。故に保管する金は金勘定にて支拂はれる外國手形を以て國外に保有せられることも一般に行はれてゐる。之は國際經濟の進歩したゆゑで、金本位制度としては金貨本位より金核本位の方が優つてゐるものである。金核本位は之を金塊本位と金爲替本位に分つ。

一 金塊本位制度 Gold Bullion Standard

之は自由鑄造、自由兌換を許さず國內の金貨流通を抑止し、海外決濟の目的のためにのみ金地

金と兌換するのみである。金地金本位とも稱し金本位再停止前の英國が之であつた。

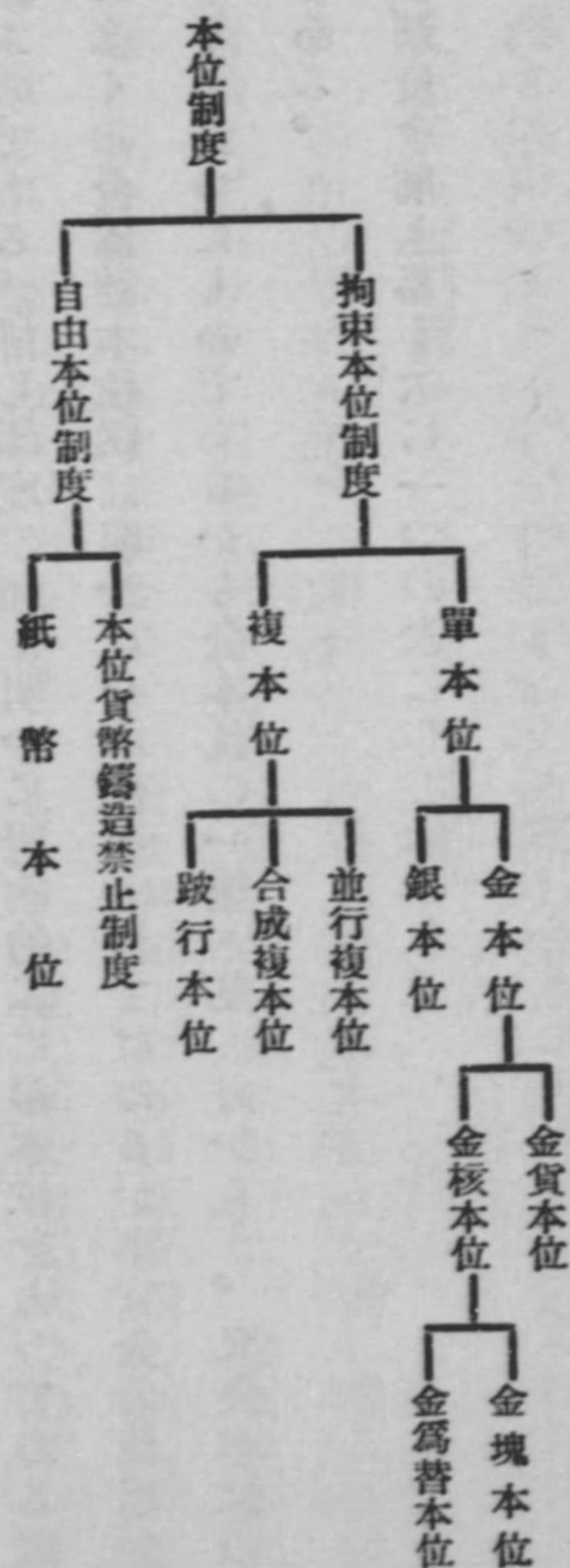
二 金爲替本位制度 Gold Exchange Standard

元來此の制度は國內に對する本位と、國外に對する本位とを異にするもの、即ち國內的には銀本位を繼續し、對外的には金本位を採用してゐるものであつた。換言すれば從來銀貨を本位とした國が新に金本位制に改むる場合に、一躍金本位になるには費用の大なる點が許されないし、跛行本位に移るにも新に金貨の供給を得ることが困難な所より工夫されたのが金爲替本位である。即ち國內には金貨を流通せしむることなく、從來若し自國に銀貨が流通してゐたとすればその流通を繼續せしめ、而も供給を制限することによつてその價值をある點に維持する一方、外國に對する支拂に就いては國家なり中央銀行なりに於いて國內の通貨を以てその供給制限のために維持されてゐる價格を標準として金貨拂爲替手形を賣却し、其決済に必要な資金は之を外國に存置するものである。要するに金本位を基礎とする銀本位であつた。その意味の金爲替本位は印度が此の唯一の代表國である。所が大戦に依つて諸國は事實上國內的には紙幣本位國になつた。之が金本位に復歸するには種々の困難があるため、對外決済のみ金爲替に依ることになつた。即ち金本位に復歸したが金本位の實をあげるのは對外的である。瑞西、アルバニア、白耳義、ダンチヒ、

エストニア、フィンランド、伊太利、リヌアニア、波蘭、獨逸、チリ、コロンビア、エクアドル等の實行してゐる所である。

學者の中には金爲替本位を金核本位の中に包括せしめず、單本位と複本位との間の變態的制度だとしてゐる者もある。その説く所は金爲替本位の特質は金貨は國內には存在せず外國との支拂決済を金爲替であるのであつて取引關係の密接な金融中心、例へば印度なら倫敦、メキシコなら紐育と云ふ所に金準備を置いて國庫が爲替の賣買を行ふ方法で、之は金本位をとれば金を使用せねばならぬから、此の金使用を節約する一の方便である。だからその國の本位制度は決して金本位ではなく他の本位制をとつてゐると云ふ實情にあるから、之を金本位の一種と見るは當を得ないといふのである。併し印度の如く明かに對内的には銀本位をとつてゐる國なら此の説も好いが今日の多くの金爲替本位國は明かに金本位をとつてはゐるが事實金の使用が出来なくて金爲替を利用すると云つたものであるから金本位の一種と見て好からう。又金本位の一種として説くのが通説である。

本位制度を解り易く次に一つの表にして示そう。



第五章 通貨政策

貨幣の購買力は貨幣の數量に支配されるものであることは既に述べた。故に商取引の増加に比例する事なくして、より著しく一國の通貨量を増加すれば物價の騰貴を來すこととなる。これは即ちインフレーションである。次に商取引の收縮に比例する事なく、より著しく一國の通貨量を收縮すれば物價は下落する。これは即デフレーションである。故に一國の通貨量を増減する事に依つて經濟界の動向を指導する事が出来る。此通貨量増減による一國の政策を通貨政策と謂ふ。現在に於いて一國の通貨を取扱ふ當事者は中央銀行である。故に通貨量の増減も中央銀行の手

に依つて行はれるのが普通である。然らば中央銀行は如何なる方法によつて之を行ふかと云ふに割引政策及一般市場政策の二つが代表的なものである。

第一節 割引政策 Discount Policy

割引政策とは中央銀行がその適用する公定割引歩合を引上げ又は引下げる事に依つて通貨量を増加又は收縮する政策である。

- イ、取引を引締めこれによつて銀行券と金とを中央銀行に吸引歸還せしむること。
- ロ、證券業者及商品商人をして其の値上りの思惑を放棄して賣急がしむること。而して此商品商人への作用は商品の價格を低下し、外國品の輸入を困難にし、内國品の輸出を容易にし、斯くて貿易上の收支を改善し、其結果は輸入を制限するか又は金の外國への流出を阻止する。又有價證券業者への作用は有價證券の價格を低下し、外國證券買入の意向を減殺し、有價證券を外國に賣らんとする意向を刺戟する。

ハ、對外短期債權を回收するの結果を來すこと。

以上の三點が割引政策の効果として從來理論上並に實務上に受入れられてゐるが、併し此理論は一定の前提條件の下に於てのみ通用するものであつて、決して今日一般に考へらるゝが如き完全なる普遍性を有するものでない。

第一に取引の引締めが割引歩合引上げの總ての場合に現れるとは謂ひ難い。取引抑制の作用は割引歩合引上によつて企業者が不引合に陥る場合に於て始めて實現する策である。割引歩合一年歩の引上げは之を期間三ヶ月の商業手形の割引料について見ると僅に其の四分の一、即ち二厘五毛の引上げに過ぎないから商人でも、工業家でも、あるひは有價證券業者でも必ずしもこれによつて著しい苦痛を感ずるとは限らないのである。尤も有價證券業者の利鞘は最も小さいものであるから、割引歩合引上げの影響を被ることは最も早いけれども、商品商業にありては一取引につき三步とか、五歩とか、或は一割又はそれ以上と云ふが如き多額の利益を見込めるものであるから、割引歩合の引上げが餘程大なるに非ずんば不引合となることなく、殊に豊富なる自己資金を有する企業家、又は固定資本と流動資本とに適當なる割合を保てる企業家に對しては貸付金の利下げは甚だ僅少ななる影響を感ずるに過ぎないであらふ。従つて其取引を引締むるであらうとは思はれない。尙ほ割引歩合を引上げれば商品を賣急がしむるを以て價格を低落せしむと云ふけれど

も、併し其作用は商工業の側に於ける經營資金の量と、買思惑の數量と、商品の有高との如何によつて程度を異にする。若し商工業者が多額の經營資金を要し、多額の買思惑をなし、或は多額の商品を庫内に堆積せしむるに於ては割引歩合の引上げは商工業をして賣急がしむることゝなるけれども、反之、手持商品の數量僅少ななるに於ては利上によつて賣急ぐ要なく、従つて其限りに於て商品價格を低下することゝはならない。

第二に割引歩合の引上げが國際收支の上に如何に影響するかと云ふに、それは一國が利上げしても他國が之をなさずして利率の國際的均衡に差異を生じたる場合に於て始めて作用を生ずるのであつて、若し他國も之に應ずる利上げをなすに於ては利上げの作用は現はれない。

第三に割引歩合引上げが内國金融市場及び外國金融市場に及ぼす作用は他銀行が中央銀行の利上げに應じて貸出利率を引上げるに至つて始めて現はる。若し他銀行が中央銀行と歩調を共にせざることあらば中央銀行の利上げは單に中央銀行にて割引せらるゝ手形と中央銀行の貸越利率の上に影響を與ふるのみであつて、普通銀行にて割引せらるゝ手形や市場利率の上に作用することなく、従つて外國の資金を吸収することがない。

アドルフ・ワグナーは割引政策の作用として左の四點を列擧して居る。

- イ、投機的原因より生ずる手形を退却せしむること。
- ロ、手形の流通期間を短縮すること。
- ハ、割引歩合を統制すること。
- ニ、割引信用を抑制すること。

右四點の内で一層重要なものは前の二者よりも寧ろ後の二點である。

割引歩合の變更は信用原價の變更を意味する。利子低ければ企業心を刺戟し、利子高ければ之を阻止する。若し生産が販賣し得る分量よりも超ゆるに於ては經濟的恐慌の危険が來るのであるから、割引歩合の引上げは警戒の信號となるのである。然れども割引歩合の變更を屢々實行する時は營業者は其經營計算に困難を來すのであるから、此點に於て割引政策は私經濟的利益と正反對の關係に立つと云ひ得る。而も中央銀行は貨幣制度の維持者たり、且つ金融の最後の源泉たる任務に於て之を實行するのであるから、割引政策の基礎は内國に於ける資金需給状態、國際的資金移動の趨向、並に國際的金融市場の狀態の上に置かなければならない。而して其影響は内國にあつては貨幣及び銀行券の流通に及ぼし、それによつて銀行の流動性、信用の分量、金利商品價格、貿易、爲替相場を動かし、外國に向つては國際的金利の均衡を變化し、従つて國際間の資金

移動の原因を造るのであるから銀行は景氣上昇の場合に信用分量を引締め、景氣下降の場合にそれを膨脹せしむるを要するのである。近來に於ては中央銀行の割引政策はまた爲替相場維持策としても實行せられる。

第二節 オープンマーケット・オペレーション（一般市場政策）

オープンマーケット・オペレーション (Open-market operation) 一般市場政策又は公開市場政策とも稱せられ、中央銀行の金融市場統制政策の一方法にして割引政策と相並んで、銀行引受手形、政府證券其他證券の賣買をなし金融市場の狀態に變更を加へるものである。尤も中央銀行が金融市場統制を目的とせず、單に投資の目的を以てかゝる行動に出ること、その表面の形式に於て同一であり、一々中央銀行の意思なるものは制定し難く、従つて一般市場に對して手形及證券の買入又は賣却をなすことを一般市場政策と稱するを普通とする。然し實質上は市場統制を目的とするものを指す。

然らばこゝに中央銀行が行ふ他の手形買入其他之と類似せる行動との相違は如何といふに、その第一はその買入れが、之等手形其他の賣買上自由競争的立場に立ち、即中央銀行が何等資格上

の特権又は制限の上に立たずして行ふ點であり、オープンマーケットなる呼稱はこの點をいふものであり、その第二は、中央銀行自體が積極的に市場に出動して行ふところのものであり、固より積極消極といふも甚だ微妙なる關係であるが、この點に於て割引政策との相違があり、例へば一九二三年米國聯邦準備局年報の如きは「割引政策とオープンマーケット・オペレーションとの相違は再割引にあつてはイニシアテイヴが加盟銀行側に存在する（即中央銀行としては消極的立場）に對し、證券の賣買（即ちオープンマーケット・オペレーション）に在つてはイニシアテイヴが聯邦準備銀行にあり得る」點であるとなしてゐる。

バージエスは「準備銀行と金融市場」に於てオープンマーケット・オペレーションに廣狹二義あり、廣義は公開性ある取引を指し、狹義のものは積極性のある取引を指すものであるとして居り、この狹義にとる方が適當であり、更に市場統制目的少くとも市場の状態に變更を及ぼすことの意圖をも含ましむべきであらう。

オープンマーケット・オペレーションが大規模に十分意識的に行はるゝに至り一般の注目を惹くに至つたのは最近の事である。固より英蘭銀行、獨逸銀行等は夙に政府證券其他の買入れをなして居り、之を以て割引政策の補助手段として運用して居たがその規模方法に於て尙十分なる機

能を發揮せず、例へば、ジェ・クレアが一九〇七年頃に著した舊時代の名著「マネーマーケット・プライマア」の如きは英蘭銀行の證券賣買に關して「市場に於て資金の逼迫せる場合に於て而も需要が供給を越ゆる場合に於て其他證券なる項目はこの種取引によつて増加せられ、英蘭銀行が不足分を充足したことを示す」となして居るに過ぎない。従つて、米國に於て聯邦準備制度制定の際調査委員會の報告書はオープンマーケット・オペレーションによる通貨統制に關して殆んど注意しなかつた。

今日オープンマーケット・オペレーションに於て最も進歩せる運用をなしつゝあるは米國の準備銀行であるが、その運用上利用せられる規定である準備法第十四條はその制定の當初に於ては主として投資及引受市場創設を目標として居た様であり一九二三年頃迄はこの規定は金融統制手段としては十分に利用されなかつた様である。

次に掲ぐる聯邦準備法第十四條は準備銀行に左の數種の證券を賣買するの權能を與へて居る。

電信爲替、銀行引受手形及商取引より發生し、特定の支拂期日ある爲替手形、

北米合衆國公債及同短期證券

北米合衆國の州、市若しくは其他の行政區の發行せる手形、歲入債券及證書（滿期日が買入

の時より六ヶ月を超えざるもの)

聯邦中間信用銀行及國立農業信用會社の引受手形又は債券

聯邦土地債券

この規定が通貨統制上に用ひられるに至つたのは一九二二—三年以降のことに屬し、一九二三年春創設せられたる準備局の公開市場投資委員會の綱領は一般市場政策の方向目的を次の如く述べて居る。

「聯邦準備銀行のオープンマーケット・オペレーションに當つてはその方法、性質、數量は商取引に適應するを第一の目的とし、その賣買の一般信用状態に及ぼす影響を考慮せねばならぬ。

公開市場で買入の選擇に當つては政府證券殊に短期證券の買入が該證券市場に及ぼす影響を考慮すべし又公開市場買入は所謂買戻約款付による短期國庫證券を除き商業上の投資たるべし」

然るに實際上、この賣買の目的物は主として銀行引受手形及合衆國政府公債の類に限られて居り、英國に於ても大體政府の長短期債を主とする。

公開市場政策最近の効果は(イ)割引政策と併用し、(ロ)又は獨立して、或は割引政策の効果を強め、或は割引政策の効果を局限し或は割引政策を行はずして金融市場の統制を行はんとするものである。

第二部 銀行論

第一章 銀行の種類

第一節 資金運用方法に基く分類

イ、發券銀行 (Bank of issue) 兌換券發行を主たる業務とし「銀行の銀行」として一般銀行と取引し、一國金融を統一するを目的とする。我國の發券銀行は日本銀行である、此の外朝鮮には朝鮮銀行、臺灣には臺灣銀行が發券の特権を有してゐるが、此の兩行は一般普通銀行業務を行つてゐる。

ロ、爲替銀行 (Foreign Exchange Bank) 外國貿易遂行上爲替資金の供給を目的とするもので我國では正金銀行が專業者として世界各國に支店、出張所網を張つてゐる。近年朝鮮銀行、臺灣銀行が漸次爲替銀行の觀を示して來たが、我國貿易の大部分は正金の手で決済されてゐる。

ハ、不動産銀行 (Mortgage Bank, Credit foncier) 不動産抵當の長期貸出を目的とし、資金吸收法として、債券發行の特権を有するものである。日本勸業銀行、北海道拓殖銀行、朝鮮殖産銀

行、府縣農工銀行此れである。

二、動産銀行 (Credit mobilier) 工業財團擔保の貸付、社債の引受、新設會社株式の應募等に依る工業金融を目的とし、資金吸収法としては債券發行の特權を有してゐる、我國では日本興業銀行一行あるのみである。

ホ、商業銀行 (Commercial Bank) 商業取引を目的とする所謂一般銀行のことである。併し我國の普通銀行は純粹の商業取引のみに止らず不動産銀行、動産銀行の領域に入つて業務をなすものが多い。

ヘ、貯蓄銀行 (Savings Bank) 些細な貯蓄を吸収し之を安全に投資するを目的としてゐる。貯蓄銀行に對しては特別法を設けるのが通例である。

第二節 資金の吸収方法に基く分類

イ、預金銀行 (Deposit Bank) 此の種の銀行は預金を吸収して經營資金を調達するものであつて、預金は通常要求拂又は短期のものなるが故に長期に亘る放資に向くことを得ない。従つて預金銀行は手形割引、短期貸付又は當座貸越等に運用すべきものであつて、不動産擔保の長期

貸付又は株式社債の引受の如き資金固定の傾向ある放資はその經營上、避くべきものである。預金銀行は預金を基礎として多額の貸出を創造する特色を有する。貯蓄銀行の預金は細民の零細なる資金を預り之を利殖して貯蓄心を養成するものであるから商業銀行たる預金銀行とは趣を異にし、幾分長期の性質を有するものであつて、その運用も長期投資に向けられてゐる。今日では預金銀行は商業銀行と同意義に使用されるのが普通である。

ロ、發券銀行 兌換券の發行に依りて資金を供給するものである。

ハ、債券發行銀行 此の種の銀行は債券の發行に依りて資金を調達するものである。債券は預金又は銀行券と趣を異にし債券所有者の要求次第元金を支拂ふべきものではなく長期に亘りて漸次償還するものであるから、銀行は之に依りて得たる資金を長期貸付に運用することが出来るわけである。不動産銀行、動産銀行は之に屬す。

第三節 銀行の金融界に於ける地位に依る分類

イ、中央銀行 (Central Bank) 中央銀行とは一國金融界の中樞に立ちその採る所の政策は一國金融市場を左右し、その消長は全國經濟界の盛衰を卜すべき地位にあり、多く發券銀行と一致

する。日本銀行、英蘭銀行、佛蘭西銀行、ライヒスバンクの如し。

ロ、市中銀行 (City Bank) 市中銀行とは金融の中心たる大都會に存在し、金融界の大綱に關與するものを謂ふ。

ハ、地方銀行 (Country Bank) 地方銀行とは地方に存在して比較的局限せられたる經濟社會をその取引範圍となすものを謂ふ。

第四節 我國法令上の分類

イ、普通銀行 銀行法の適用を受けてゐる一般銀行を謂ふ。

ロ、特殊銀行 特殊の職分を果すため特別の權利又は目的を有し個々の特別法に依つて設立せられたもので、日本銀行、横濱正金銀行、日本勸業銀行、臺灣銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行、朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、各府縣農工銀行、貯蓄銀行、此れである。

新銀行法の實施に依りて我國で銀行とは株式會社組織に限定さるることになつたが、それ以前には銀行にも株式、合名、合資、株式合資、個人銀行等に分類することが出来たのである。その他純粹の意味では銀行でなくとも、銀行なる名稱を附して一部の金融機關を指稱することは學問

上普通行はれてゐる所である。茲では分類の對稱を示さずたゞ通常使はれてゐる二三の名稱に就いて説明しよう。

第五節 庶民銀行

現代の主要金融機關は資本主義經濟を前提としてゐるため、その對象とする階級も自ら上層階級である。此の結果中以下の階級のために、彼等に適應する金融機關を必要とする。此の機關が即ち庶民銀行 People's Bank Volksbanken であつて、何れも組合組織又は之に類似的の組織にて、一致共同の精神から成立發達したものである。大銀行組織がその金融の對象に依つて商、工、農各銀行に區別し得られた如く庶民銀行も亦その金融對象に依りて小農者、小商工業者に對するものと區別し得らるゝが、今説明の便宜のため農村銀行及都市銀行に二大別し、前者は小農業者に對する金融を目的とし、後者は小工業者、小商業者、或は一般都市細民の金融を目的とするものであるが、その社會的經濟的下層階級の各部の經濟條件に適應せしめんとする點に於て同一である。庶民銀行と云ふ言葉を一般的には使用してゐるけれども、之は一つ概念であつて右に述べた範圍に屬するすべての組織を總括した名稱であるからA庶民銀行、B庶民銀行と固有名詞を

冠するわけではなく一般的に中小農工商民階級を目的とし、その自助的精神より組織された金融組織は一般に庶民銀行と云ふ名稱の下に一括されてゐるのである。

イ、農村銀行 農村銀行とは主として小農者に對する金融を目的とする庶民銀行を云ひ普通の獨立的組合なることあり政府の特別の保護の下に立つ農業金融機關たることありその形式も一様でなく例へば佛蘭西の村落銀行、伊太利の村落銀行、及獨逸のライプアイゼン式村落銀行の如きは後者に屬して政府若しくは中央銀行より低利の融通を受け、又は中央銀行より低利にて再割引を受け、而して何れも各組合員たる小農者の零細なる醸出金を以て組合の資本となし、之を以てその組合員に比較的長期の低利金を供給し、賦拂方法を以て之を回収するにある。

我國に於て現今下層人民のために存する制度としては信用組合あるのみであるが故に下級農村銀行として我國は現今の信用組合制度を改良發達せしむる以外に十分の効果ある手段なきこと、信ずる。

歐洲大陸は從來農業國を主とし、社會の中堅をなすのも農民であつた。従つて、農村を中心とする右の村落銀行の發達も著るしくライプアイゼン式、ハース式、ラルレンボルク式組合及信用聯合會最も盛に行はれ、此等の組合は更に又聯合會を作つて各組合間の便宜を計り相提携して進

歩し、更に多數の聯合會は相聯合して中央銀行を設けて資金の統一を計り以て此等制度の發達を計つて來たのであつてその著しき例は獨逸及伊太利に於て發見する。佛蘭西に於ては些かその趣を異にする。即ち農業銀行があつて之を地方銀行及村落銀行の二階級に分ち、政府より資金の供給を受くるもの、外に獨立的の組合及信用聯合會が存在してゐて小農階級の金融を計つてゐる。

ロ、都市銀行 産業革命以來、工業の勃興と共に資本家と労働者の二階級間に純然たる區別を生じ、小工業家は漸次生存競争の結果大工業家に併吞せられ、中間階級は全く姿を沒せんとする有様であつた。之には社會問題として種々の議論あれど、その原因の一つは中流以下の小工業家及び商人に適當なる資金供給の金融機關の缺除と云ふ事に存するは一般の認むる所であつた。茲に於て都市に於ける下層階級は社會的、經濟的壓迫を回避せんとする自衛策より將又國家の社會政策的見地からして下層階級の經濟的協力の必要を生じ彼等の相互扶助の目的の下に自助的手段に依りて組織せられた金融機關が、茲に謂ふ都市銀行である。近時に至つては各國何れの都市に於ても見ざる所なき迄に普及發達の跡を窺ふことができる。

歐米に於て現今行はれてゐる都市庶民銀行の第一位にあるものは協同又は相互組合組織の形式を採る物で、之が現在の庶民銀行の主たる形である。その代表的の組合は(一)ロチデイル組合

(二) シュルツエー・デーリチエ式組合、(三) ルザツチ式組合の三者を擧げる事ができる。是等の庶民銀行は何れも相互又は協同を以てその基本概念とし、その株式に重きを置かず人的要素を主として人の如何を第一の要件とするのである。それで加入脱退は許可するけれども株式又は持分の譲渡は原則として許されないことになつてゐる。而して組合から融通を受くる者は原則として組合員のみに限られ、その利益も亦組合員のみに分配せらるゝのである。従つて貸付等も主として債務者の身分、地位、性格及び保證人を以てその信用の基礎とし、農業銀行のやうに擔保物に重きを置かないので、換言すれば對物信用より、對人信用を原則としてゐるのである。併し當初の相互組織も漸次進化して來て、近時では株式會社化せんとするの傾向を生じ或は全然出發點を變へて株式會社として、組織せらるゝものも生ずるに至つた。而して此等の庶民銀行に對して國家は監督の任に當るが、英米は殊に嚴格を極め米國各州の法律は特に、此の點に就て、注意を拂つてゐる様である。何となれば、英米の庶民銀行營業振りは、歐大陸の如く、道德を加味し組合員の人格に重きを置き、而して誠實を強要することなく、全然各人の良心に訴ふるものなるが故に、形式に拘泥さるゝことなく、その發展を著るしく助長すると同時に組合發起人が、營利のみに走る傾向あるを以て、之が取締りを嚴重にすることは止む得ない。

ハ、質 屋 庶民銀行の第三は質屋である。質屋は私營及公設の二種ある。公設質屋は歐洲大陸諸國に非常に發達してゐる。吾國でも最近大都市に於て設けられて居る。

第六節 投資銀行 (Investment Banker)

投資銀行とは内外國政府又は地方團體の必要なる資金或は内外國の諸會社の必要資金を證券發行の形式に於いて取扱ふ證券發行者を謂ふ。併し廣義に解すれば發行證券の大部分又は巨額の證券の買入投資をなすものも含めて謂ふ。故に投資銀行なるものは極めて漠然たる意味を有するもので特に投資銀行なる嚴密な分類があるわけでない。元來此の言葉は英米に使用されるもので英國で投資銀行と云ふ名の下には證券發行者、プロモーター、銀行業者、インベストメント・トラスト、保險會社、私人銀行、ブローカー等、又米國に於いては證券發行者、個人銀行、信託會社、外國金融會社、不動産會社、ブローカー、インベストメント・トラスト、國立、州立各銀行、貯蓄銀行、保險會社、聯邦土地銀行、株式土地銀行、聯邦中間信用銀行、土地銀行等、何れもある意味に於いて投資銀行と稱せられるのである。併し最近英國及米國に急激に發達して來たインベストメント・トラスト(投資信託)をのみ投資銀行と稱して説明し、定義せんとする傾

向が現れてゐる。我國に於いてもインベストメント・トラストを投資信託と直譯する時は種々誤解される恐れがあるから、投資銀行なる譯語を當てることが一般に唱へられてゐる。

第七節 國際決済銀行 Bank for International Settlements

イ、設立 ドーズ案の下に於ては賠償金の支拂は賠償支拂管理人なる機關に依つて行はれて來たが、ヤング案は賠償年金の決定と共に之が取扱機關の完備及び中央銀行協調促進の手段として國際決済銀行の設立を提案した。

ロ、目的 中央銀行間の協調を助長し國際金融取引を一層圓滑ならしむること、及び關係當事者との協定に基き當行に附與されたる所の國際金融決済に關し受託人若くは代理人として行動すること。ヤング案に規定されたる職能を遂行し該案の實行を容易ならしむるため諸般の事務を行ふこと。

ハ、資本金 公稱資本金五億スイス金フラン（純金一四五、一六一、二九〇瓦）とす。之を株式二十萬株に分割し、白耳義、英國、佛蘭西、獨逸、伊太利、日本、米國の中央銀行（日本は正金）が同額宛引受け第一回は四分の一拂込とす。七ヶ國以外の國も株主となり得る仕組が出來てゐる。

來てゐる。

ニ、經營 銀行の經營は理事會に歸屬してゐる。理事會は七ヶ國の中央銀行總裁が職權上の理事となる。總裁にして就任を欲せざる時は代理受命者を任命する。中央銀行總裁の任命する金融、工業又は商業を代表する者七名、七ヶ國以外の國にして株式應募せし中央銀行總裁はその國より理事候補四名を記した名簿を提出し、理事會は此の中より九名以下を選擧する事が出来る。職權上の理事以外の理事の任期は三ヶ年であつて重任は差支へない。

ホ、銀行の權限 銀行の營業は關係諸國の中央銀行の金融政策と協調を保たねばならない事を規定してゐる。だから國際銀行の取引にして中央銀行が異議を唱へるものは中止する事が出来る様になつてゐる。又諸銀行との競争を防ぐためにはその業務にかなり制限がおかれてゐる。又國際銀行の營業はすべて當該國の中央銀行の反對なき限り當該國の銀行、銀行家、會社又は個人と取引することが出来る。

ヘ、定款に定むる營業項目 (1) 自己又は諸中央銀行の勘定にてなす金貨及地金の賣買、(2) 諸中央銀行にイーチャマークとして自己勘定にてなす金の保有、(3) 諸中央銀行勘定の金保護の引受、(4) 金、爲替手形及一流短期證券若しくは其他の有資格證券を擔保とする諸中央銀行との貸

借、(5) 割引、再割引、裏書付又は裏書なしとする爲替手形小切手其他一流證券の賣買、(6) 自己若しくは諸中央銀行の勘定にてなす爲替の賣買、(7) 自己若しくは諸中央銀行の勘定にてなす株式以外の流通證券の賣買、(8) 諸中央銀行のためその所有手形の割引及び諸中央銀行について國際決済銀行所有手形の再割引、(9) 諸中央銀行について預金の開始及繼續、(10) (A) 諸中央銀行の預金の受入、(B) 國際決済に關聯して國際決済銀行と諸國政府との間に締結し得べき信託契約に關聯する預金の受入、(C) 理事の認むる預金の受入、(11) 諸中央銀行と代理店關係を結ぶこと。

ト、禁止されてゐる業務 (1) 一覽拂證券の發行、(2) 爲替手形の引受 (3) 諸政府に對する貸付、(4) 政府の名に於てなす當座勘定の開始、(5) 商事會社につき特殊の利益を獲得すること、(6) 銀行自身の業務遂行に必要な場合を除き長期に亘る不動産の所有は之を公表すべきものとする。

チ、開業 國際決済銀行の理事會長は前紐育準備銀行總裁デーツ・マクガラー氏就任して一九三〇年五月十七日瑞西バーゼル市で開業した。株式割當は全額二十萬株中七ヶ國で一萬六千株宛十一萬二千株である。英佛獨白伊は中央銀行が引受け、日米は銀行團で下受する。残額八

萬八千株は諸國の銀行に應募せしむるのである。我國の引受は一千六百萬圓であつて之は正金、三井、三菱、安田、第一、住友、川百、三四、山口、鴻池、興銀、名古屋、明治、愛知のシンヂケート十四行で均等引受となつてゐる。第一回拂込期日は五月二十日であるから幹部銀行たる興銀で第一回拂込四百萬圓を纏め日銀へ引渡した。國際銀行は之を日銀に當座預金としその運用を一任した。

第二章 銀行の受信業務

受信業務とは銀行の營業資金の調達業務であつて、之は銀行に依つてその手段を異にするも一般的には預金の受入であるが、動産及不動産銀行にあつては債券發行に依り、中央銀行は銀行券發行に依つて其業務を行つてゐる。

第一節 預金

第一 預金の種類

預金については實務篇に於いて詳述さるる筈なる故に茲では説明を略するが——我が銀行法は其第三十七條第七項に於て預金の種類として當座預金、特別當座預金、通知預金、定期預金及び其他と規定して居る。

銀行法に於ける預金の類別と舊銀行條例に於ける預金の類別との相異は要するに公金私金の區別を廢した事である。

預金は銀行を受寄者とする金銭の消費寄託民法第六百六十六條に屬するのであるから、預金は銀行が相手方に對し金銭の保管を約する寄託契約であるけれども、他方消費貸借に於けるが如く其受寄の金銭を消費し得るのである。

預金の種類としては先に説明した如く當座預金、特別當座預金、通知預金、定期預金等があるが、其等の預金は返還の期限又は其他の態様に關する差別であつて、法律上孰れも所謂消費寄託に屬するのである。

今其等を略説すれば特別當座預金は返還時期の定めのない預金であつて、通常反覆繼續して預入及び拂戻が行はれる、故に銀行は預金者に通帳を交付し預入及び拂戻毎に之を通帳に記載するのである。

通知預金は預金者が預金の返還を受けるには、必ず相當日數普通二日間前の通告を條件とするものであつて、一口毎に通知預金證書を交付する。短期間相當纏つた金銭を預る場合に此種の預金とするのである。

定期預金は六ヶ月、一ケ年等とし返還時期を定めたのであるから、通知預金に比し比較的長期間の預金を謂ふのである。従て利息の利率は預金中最高である。一口毎に定期預金證書を交付する。

當座預金は以上説明した特別當座預金、通知預金、定期預金等とは稍其性質を異にするのである。即ち前三者は等しく全く消費委託に屬するのであるけれども、當座預金に在ては幾分消費委託の性質を含むと雖も寧ろ當座勘定取引契約に基いて爲される預金である、而も當座勘定取引契約とは小切手の支拂を目的とする契約であつて、小切手契約及び交互計算契約を包含するのであるから、當座預金は消費委託の性質を有すると共に委任及び準委任の性質をも包含する。

第二、支拂準備

一、支拂準備の必要 支拂準備とは銀行が取付に際して要求拂預金に對して支拂ふべき資金である。銀行も一つの營利機關である。故に營利の立場から見るときは資金は一日半日と雖も、之を無利子に自行の金庫内に、死藏せしむることは頗る不利であり、又國民經濟上から云つても決して喜ぶべき現象ではない。併し又銀行の經營と云ふ立場から見るときは、手許資金の稀薄と云ふ事は何時支拂に窮せざるべからざる運命に陥るとも計り難く延いては銀行の死活に關する故

茲に支拂準備と云ふ問題が重要なのである。支拂準備の目的の第一は預金者が銀行に對して現金の支拂を受け得べしと云ふ信頼を維持することである。理論上から云へば銀行がその貸出をなすに當り慎重なる選定を経て誤りなき時は多額の現金を準備せすとも好くその營業を維持し得べき者なるも、その手許現金が預金額に對して餘り少率なる場合は預金者に向つて不安を抱かしむる結果となる故、預金額に對して一定額の現金を保有する事は彼等の信頼心を強固ならしめ、動搖せしめないと云ふ上に必要缺くべからざるものである。

第二に準備を缺く場合は即ち貸出の過大なる事を意味し、動もすれば不健全なる貸出を助長すると同時に信用の過大なる膨脹に陥り易いのである。然るに一定の準備をなすものにあつては、それが自發的のものなると法の強制に基くものなるとを問はず、貸出に際し選定を嚴重にし、信用の過大なる膨脹を抑止する事が出来る。

二、我國の支拂準備規定 新銀行法は營業年度毎に業務報告書の提出を命じ(第十條)、此の業務報告書の種類を銀行法施行細則は規定してゐる(細則第八條)、此の業務報告書の一をなすものが「支拂準備に關する明細書」であつてその明細書の内容は次の各項目よりなつてゐる。

1 各種預金高

イ、當期末現在高

ロ、各種預金合計月別毎日殘高平均

2 支拂準備内譯

3 當期末現在支拂準備中の銀行預金、コールローン及銀行引受手形の債務者内譯

右の内最も重要なものは支拂準備内譯の項で茲で次の通り支拂準備の種類が定められてゐるものである。

第一支拂準備—現金、地金銀、外國通貨、日銀預金、郵便振替貯金

第二支拂準備—日銀以外の銀行預金、コールローン、銀行引受手形

第三支拂準備—手許所有國債

支拂準備を右の三種に分ちて、(イ)各準備及びその合計の當期末現在高、(ロ)支拂準備當期末現在高の各種預金當期末現在高に對する比率、(ハ)月別毎日殘高平均及び、(ニ)各月平均の各種預金各月平均に對する比率を記入せねばならないのである。

右の三項目の外に(附)として當期末現在各種預金其の他對外債務見合財産内譯の提出をもせねばならない。

以上が新法令の下に規定されてある支拂準備に關する分であるが、之れが支拂準備としての使命を如何にして完ふするか、元來支拂準備はその現金に對する割合、即ち量的方面と支拂準備の内容、即ち質的方面（主として第二、第三準備に關して）が充實して初めて、支拂準備としての確實性を有するものである。故に此の二方面から、少し考へて見やう。

支拂準備の預金に對する割合が多いからとて、その準備となつてゐる第二、第三のものが支拂準備として直ちに現金に換價されて使命を完ふする性質のものでない限り、第三線の準備としてその準備は非常に不備なものと云はねばならない。我國も從來第二線の準備としてコールローン有價證券をあげるのが普通であつた。然るに我がコールなるものは銀行間の貸借であつて自行の支拂準備補充として他行のコールを取入れてゐると云ふ有様であり二重に支拂準備の役目をなしてゐるもので、英國に於ける割引市場を對象としてのコール、米國に於ける株式市場を目的とするコールとは全くその性質を異にしてゐるのである。又我國には長期コールと稱するものがあつて、取入れたコールを以て不良貸の埋草となし、支拂準備たるものが全然固定して了つたと云ふ有様で、昭和二年の大恐慌の導火線がコールの回収にあつた一事を以てしても從來のコールが如何に我金融界を禍したか、知れる。爾來コールの改善問題が東西銀行間に於て協議されてゐるが

新銀行法施行細則に於てコールは翌日物、無條件物又は七日以内据置の短期融通金に限定され、且原則として國債その他確實なる有價證券を擔保とすべく、無擔保物はその現在高と口數を特に附記して當局に報告せねばならぬことになつてゐる。かくコールの範圍を限定して始めて支拂準備としての可能性を有するのである。

次に第三線の準備の有價證券も從來多くの銀行の示すものは公債、社債、株券を合したもので従つて預金に對する有價證券の比率が大なりとてその全部が支拂準備として確實なるものと見ることが出来ない譯であつた。又假令確實なる國債のみを支拂準備とするものの中には擔保となつて他に利用されてゐるものもあつて、眞に支拂準備と云へるものは手許國債在高でなければならぬ。此の點が從來の規定では不明であつた。新法令は第三準備として國債手許在高のみに限定したのは當然である。且新銀行法の下では公表する貸借對照表は當局に提出のものと同一なる事を要し（細則第九條）、國債の項目に於ても特に「内手許在高」を明記せねばならぬのであるから一般預金者にも、一目瞭然する次第である。

次に支拂準備の量的充實について考ふるに、支拂準備としてその性質を充分具備してゐても預金に對する割合が少なければ矢張り目的を達することは出来ぬ。我國では當座預金に利子を附し

てゐるので、採算上出來得る限り資金の死蔵を避くる必要から自づと現金準備を少なくし有價證券が多くなつてゐる。此の點、英國は反對であるが、此れ我銀行は多く中央銀行に證券を擔保として貸出を仰ぐに反し、英國株式銀行は殆ど絶対に中央銀行に頼らない所からその支拂準備の分布にも差異を生じてゐる次第である。

從來支拂準備の割合は各銀行の自由に任じてゐたのであつたが、之は要するに銀行經營者の手腕に頼るの外なく、法定主義を排してゐる限り今後も同様である。併し支拂準備に關する明細書を今後は當局に提出することになつてゐるので、少なくとも行政上の手心に依つて自ら一定率の支拂準備は各行とも保つて行かねばなるまい。然らばその手心の標準は何處におくべきであるか支拂準備はその時の場合に依つて一律には行かざるも恐らく民間委員の答申案にある東京、大阪は一割五分以上、主要都市は一割二分以上その他は一割以上と云ふ所が標準となるであらう。又各支拂準備は毎日殘高の預金總額に對する割合を取らしめ、一月平均となして月別に記入報告するのであるから、從來の如く毎半期殘高を標準とするため、一時的支拂準備諸勘定を増して、一種のゴマカシ的報告をなすことが出來なくなつた。而も既に述べた如く、公表すべき貸借對照表中に各支拂準備勘定科目を列記する様になつてゐるから、局外者も一目にして支拂準備の割合

を知り得る故、銀行は信用上から云つても支拂準備の充實を計らざるを得なくなつた次第である。

第三、手形交換所

現今に於ける當座預金は手形交換所の整備に依り小切手流通が圓滑に行はれるに至つて益々重要の度を高めて來た。故に手形交換所の機能を無視しては、銀行制度の運用の實際を理解する事は出來ない。

一、手形交換所の職能 手形交換所とは加盟各銀行がその收容したる手形、小切手等を交換しその差額の決済を容易ならしむる機關である。之が手形交換所の本來の職能である。併し經濟界の進歩につれ手形交換所なる地位を利用することの便宜なるためにより手形交換所に種々の職能を持たす様になつた。故に現在では手形交換所の職能は本來の職能の他に特別職能と云ふものがある。

1 本來の職能は組合銀行の收受した手形、小切手を交換し、その差額決済を容易にし以つて取立の危険と煩勞と費用を防止し、惹いて銀行能率を増進し營業費を節約するにある。又國民經濟的には貨幣節約の作用をなすものである。

2 特種機能は各國に依つて異なるも、普通なのは、(イ)銀行統計の作成、(ロ)銀行検査、預

金利子、貸出利率、手數料の協定、(ハ)手形の取立、等である。

併し英國や我國の手形交換所は右のうち本來の職能の遂行のみに止め、米國は特別職能が發達してゐる。

二、日本の手形交換所

1 發達 明治十一年六月大阪銀行業者の會合を催し、爾後毎月一回づつ例會を開くことゝなつたが、翌十二年四月第十一回例會に於いて手形交換所開設の議起り、以來協議を重ね十一月二十八日大藏省の允許を受け十二月一日より大阪市東區大川町に「大阪交換所」を設立して交換事務を開始した。當時の加盟銀行は十六行であつた。明治十七年九月大阪交換所を大阪同盟銀行集會所と改稱し、その内に手形交換所を設置し交換事務を銀行集會所に附屬せしめた。當時までは交換尻決済は小切手の授受によつたが倫敦に倣ひ日本銀行當座勘定の振替による交換尻決済に改め十七年十月交換所を日銀大阪支店内に移したが、ある事情のため十八年六月大阪銀行集會所内に復歸し、決済方法も再び舊法によることゝした。明治二十九年に至り交換尻決済方法改善の要求起り、有志銀行同盟し、東京交換所の規則及交換手續に則り、日銀支店内に「大阪手形交換所」を設置し二十九年四月一日より交換を開始した。故に當時大阪は日銀内の大阪手形交換所

と大阪銀行集會所内の大阪交換所の二機關があつたわけだ。その後新交換所に加入する者續出した、ため、漸次其交換所は存立の意義を失ひ、十一月末限り廢止し、手形交換を希望する銀行はすべて日銀に當座を開き新交換所に加入することになつた。

東京には明治二十年十二月一日紐育手形交換所の規定を參照して東京手形交換所を設立した。當時の加盟銀行は十五行であつた。所が當時の決済方法は小切手の交付によつたために交換所の成績充分ならず明治二十四年二月末で遂に閉鎖した。之より先、主要銀行十一行が協議し倫敦に倣ひ日銀の振替勘定による決済方法に基く完全なる手形交換所の組織を意圖し、日銀と謀りて明治二十四年三月一日東京交換所を設立し、東京銀行集會所内に置いた。

爾來明治三十一年一月京都、三十三年二月横濱、同年六月廣島、三十五年九月名古屋に設立せられ、その後引續き各地に起り、現在我國手形交換所数は内地だけで三十二ヶ所ある。

2 手形交換所の地位

(a) 法律上の地位 交換所が經濟的職能を發揮する上に於いて法律上の保證を受けることが必要であるが、我國でも手形交換所に於ける小切手の支拂呈示の效力を認め(商法五三三ノ三、五三三ノ四ノ第二、五三三ノ四ノ二)司法大臣は該規定を適用すべき手形交換所を指定することになつた、

(明治四十四年司法省令第二十號、同年司法省訓令第一號)手形交換所聯合會の如きは指定された手形交換所に限りて加盟を許すこ

とにしてゐる。故に今日では司法大臣の指定を得ると、否とが手形交換所の法律上の地位を決する重要な条件である。(b) 組合銀行に對する地位 手形交換所は、それ自體に於いて獨立してゐる機關でない。即ち組合銀行を俟つて始めて運用出来る機關であつて、該機關の行動の一切は組合銀行自身の行動である。故に組合銀行を離れて手形交換所と云ふ獨立した人格が存在するものでない。人格がなければ従つて責任も生じない。故に手形交換所は手形交換に關しては組合銀行に對して全く無責任の地位にある。手形の不渡又は交換の錯誤より生ずる要求はその關係銀行に於いて處理すべく、交換に關し交換方のなしたる行爲にも交換所は責任はない。手形交換所無責任の原則は世界共通の原則と云つて好い。(c) 銀行取引先に對する地位 手形交換所はある意味に於いて各銀行出納係の延長である。故に交換所自體は一般社會に對して没交渉である。

第二節 銀行券發行

第一、發券方法の種類

發券銀行の兌換券を發行する制度は各國に依つて夫れ々異つてゐる。兌換券發行の方法は二大別することが出来る。一は自由發行法であり、他は制限發行法である。自由發行法とは兌換券

の發行額及正貨準備額等を發券銀行の自由に放任して政府は毫も制限を加ふることなきものを云ふが今日かゝる方法を採用する國はない。今日の諸國は何れも制限發行法を採用してゐるが制限發行法も更に左の數種に分つことが出来る。

一、全額準備法 (總額準備法又は單純準備法) Simple Deposit Method

全額準備法とは兌換券發行高と同額の金又は金地金即ち正貨準備 Cold Reserve を保持し何時にても兌換の請求に應ずることを得せしむる方法を謂ふ。故に兌換券の増減と正貨準備の増減とは全く一致する。併し兌換券の伸縮性及び正貨節約の利益は全然得られないと云ふ缺點があるので今日では之を採用する國はない。伊太利の古代預金銀行、アムステルダム及ハンブルグの發行銀行等に往時見た所である。

二、最低額準備法 Minimum Reserve Method

此の方法は一定額の正貨を常に手許に保有することを必要とされるものである。兌換券の實際流通高と何等關係なく、一定額の正貨を備準するのであるから、兌換券流通高に依り正貨が或る場合は過剰となり、或る場合は不充分となり、且何を以つて一定額の標準となすか不合理極まるものである。到底今日採用される性質のものではない。

三、定額發行法（最高額發行法）Maximum Issue Method

定額發行法とは兌換券發行の總額を定め、それ以上は一切兌換券を發行せしめざるものを謂ふ此の方法は一八七〇年まで米國に行はれ、一九二八年佛蘭西が發券制度を改革するまで同國の採用してゐたものである。現在西班牙銀行、葡萄牙銀行が採つてゐる。此の制度は最高發行額が低きに失する時は兌換券の伸縮性を全ふすることが出來ず。他方餘り高きに失する時は事實上發行法の存在はその意義を失ふことになる。

四、一部準備法（定額以上總額準備法）Partial Reserve Method

一部準備法とは兌換券の發行に對して常に同額の正貨準備をおくを原則とし、唯、一定々額を限りて有價證券乃至商業手形を以つて保證すべき保證準備 Fiduciary Reserve の發行を許すものである。之が代表的の採用國は一九二八年改正前の英蘭銀行である。英蘭銀行は一八四四年以來此の制度を固持して「英國人は金貨を流通せしむる」と誇つてゐたものである。此の制度に依ると兌換券の發行高が増加するに従つて次第に全額準備法に近づいて來るもので、兌換券の伸縮性を缺くこと著しく、英國も再三之が規則違反を犯した。大戰に當りては政府紙幣 Currency Note の發行に依りて此の伸縮性を補ふて來たが、戦後英蘭銀行券と政府紙幣の合併問題起り、遂に一九

二八年兩者を合併し、從來の發券制度を放棄した。此の制度は現在ロシア銀行、瑞典帝國銀行、芬蘭銀行、諾威銀行が採用してゐる。

五、屈伸制限法 Elastic Limit Method

此の方法は原則として正貨を準備し、此の外一定の發行額を限り法定の證券を保證として發行をなす。此の部分を保證準備と謂ふ。併し此の保證準備を以つても尙財界の需要に應じ切れず兌換券増發の必要ある時は、發行税を納付して法定の證券を準備として制限外の發行を許すものである。英蘭銀行の一部準備法が屢々弾力性を缺き破綻を曝露せるに鑑み獨逸帝國銀行が之に改良を加へたものが屈伸制限法である。塊洪銀行、我が日本銀行及び一九二八年改正後の英蘭銀行は此の制度を採つてゐる。此の發行法が改正前の英蘭銀行の一部準備法の延長であつて、兌換券と正貨を固く結合してゐる共通點を有する限り、一部準備法に對すると同様の批評が下せる。即ち通貨主義の基礎として一方に於いて發行額を嚴格に制限せんとしながら、他方に於いて兌換券の屈伸性を利用せんとするもの故、そこに自ら矛盾が生じ、制限外發行の頻發となり屈伸制限制度の根本精神が破られてゐる。

六、比例準備法 Proportional Reserve Method

イ、意義 比例準備發行法又は比例準備制度とは現在に於ける發行制度中で最も進歩したもので、米國準備銀行が範をたれてその屈伸力を天下に示して以來、大戰後諸國の通貨制度改革に當つて獨逸、佛蘭西、伊太利を始め多數諸國に於いて採用されるに至つた。

比例準備法とは銀行券發行總額に對する正貨準備の割合を例へば三〇%又は四〇%と云ふが如く一定比率に限定し他の部分は保證準備となし保證準備の内容は之を法定するものである。比例準備制度の特徴は金と兌換券との數量的關係は之を認めるが發行準備の重點は金にあるのではなくして保證準備の内容にある。即兌換券の伸縮性を金によつて左右せしめず其時の商取引を代表する商業手形により自働的に弾力性を與へんとするものである。

比例準備制度は學說としてはかなり古くから唱へられ、我國に於いても明治十六年十月時の大藏卿松方公が太政大臣三條實美公に建議した「兌換銀行券條例草案」に「銀行券は引換準備として金銀貨を置き之に對して三倍までを發行することを許す」と云ふ條項があつたが、之は比例準備制度を提唱したものであるが、勿論明治十七年五月の兌換銀行券條例及び二十一年の改正法に於いても此の制度は採用されなかつた。

大戰後諸國が相競つて比例準備制度を採用した理由は、各國に於ける正貨の缺乏と云ふ事が大きな理由となつてゐる。例へば獨逸は戰前の一九一四年六月末には兌換券二十四億六百萬馬克に對して正貨は十三億五千萬馬克あつたが、それが幣制紊亂その極に達し Renten 馬克によつて非常救済した一九二三年十月には獨逸中央銀行金保有高は四億四千萬馬克に過ぎなかつた。戰前に比して正貨が減少したのは獨逸のみでなく、匈、露、白及新興國何れも然りであつて正貨準備額が比較的僅かで濟む比例準備採用は實情已むを得なかつたのである。併し他方大戰後に急激に變化した貨幣思想に基因することも少なくない。例へば獨逸ヘルマン博士の「正貨準備は流通貨幣を保證するものではなくして國際支拂勘定を保證するものである」と云ふ事が正貨に對する根本的思想として認められ、兌換券は正貨の代表物であると云ふ金屬主義（メタリズム）の思想が漸次影を薄らげて來て。従つて國際收支保證のため、又は紙幣の購買力維持のための正貨であれば或る比率以上の準備を以て足ると云ふ風に考へられて來たのである。英國に於いてすら一九二八年十一月實施された通貨改革に先立つて比例準備採用論が相當力説された事實は貨幣思想が如何に變化してゐるかを示す好例である。我國の日銀制度改革に當つても比例準備採用論が非常に勢力を占めてゐる。

イ、比例準備採用論

幣制改革年度

比例準備率

國名	幣制改革年度	比例準備率
米 國	一九二一	四〇%
南 阿 聯 邦	一九二〇	四〇%
露 西 亞	一九二一	二五%
ベ ル ー ー	一九二二	五〇%
リ ス ト ニ ア	一九二二	三分ノ一
澳 太 利 亞	一九二二	四分ノ一より始まり十五年目に三分ノ一にする
コ ロ ン ビ ア	一九二三	六〇%
波 蘭	一九二四	三〇%
匈 牙 利	一九二四	澳と同じ
獨 逸	一九二四	四〇%
ガ テ マ ラ	一九二五	四〇%
チ エ ツ コ ・ ス ロ バ キ ア	一九二五	三五%
智 利	一九二五	五〇%
メ キ シ コ	一九二五	五〇%
ア ル バ ニ ア	一九二五	三分ノ一
白 耳 義	一九二八	四〇%
伊 太 利	一九二七	四〇%

ロ、比例準備制度の實例

希 臘	一九二八	四〇%
佛 蘭 西	一九二八	三五%

(A) 米 國 米國は一九二三年十二月制定の聯邦準備制度に於て聯邦準備券發行に始めて比例準備制度を採用したものである。聯邦準備券の發行準備は正貨準備と保證準備の二種がある。(1)正貨準備 聯邦準備券發行高に對して四〇%を下らざる額の金及金貨證券を以てするもの、併し準備銀行は受入れた預金總額に對しては三五%の正貨準備を必要とする。而して俗に準備率と云ふのは聯邦準備券並に預金の合計に對する正貨準備を謂ふのである。(2)保證準備 聯邦準備券の六〇%以下に對しては次の手形を準備とする。(イ)加盟銀行の裏書あり再割引によつて受入れた約束手形、送金手形、爲替手形、及引受手形、(ロ)準備銀行が一般市場から買上げた銀行手形又は加盟銀行裏書の爲替手形、(ハ)一定資格を有する農業手形、(3)制限外發行 市場の景況により兌換券増發の必要ある時は聯邦準備局は正貨準備に關する規定を三十日以内の期限を限り停止し又は此期限終了毎に各十五日以内の期限を以て該停止を更新することが出来る。而して正貨準備の低下三二・五%迄はその不足額に對して年一分以下金準備が三二・五%以下に低下せる時は之より二・五%又はその端數を下る毎に一・五分以上の累進税を課す。而して發行稅率は聯邦準備局の定めた適用利率及割引歩合に附加することを要するのである。

(B) 獨 逸 一九二四年の倫敦會議で成立したドーズ案に基き獨逸は從來の中央銀行を改造して新にライヒスバンクを設立し同時に銀行券をライヒス銀行券に統一しその發行を比例準備制とした。銀行券に對する準備は正貨準備と其他準備の二種とす。(1)正貨準備 之は銀行券發行高の四〇%以上とし、その中四分の三は金たることを要し、四分の一を外國證券を以て充てることが出来る。外國證券とは其外國金融中心地に於て支拂能力ありと認めらるゝ銀行に於て外國貨幣を以て支拂はるべき銀行券、期限十四日以内の手形及要求拂債權にして、その時の金時價で記帳することになつてゐる。(2)其他準備 之は銀行

券發行高の大割以下を占むるものであるが、その内容は中央銀行に於て一般に割引されし手形並に小切手である。有資格の割引手形は期限三ヶ月以内にして支拂能力ありと認めらるゝ人三名の署名あるもの、但し割引手形總額の三分の一を超へざる限度に於て適當の擔保あれば二名の署名を以て足りることになつてゐる。(3)制限外發行 中央銀行の理事會の提議にかゝり監事會の會員一致の承認を経て法定の金準備比率を超えて銀行券を發行する事を得、併し金準備比率の減少が一週間以上繼續する場合には發行税を課せられる。即準備比率が四〇—三七%の場合に年三分、三七—三五%に對しては年五分、三五—三三%に對しては年八分、三三%以下に對しては年八分の外準備比率の三三・三三%に満たざる部分に付一分の稅率を加へる。而して準備比率が一週間以上繼續して四〇%以下に下つた場合は割引歩合は五分以上に引上られ且支拂ふべき發行稅率の三分の一を附加せねばならぬ。

七、我國の發券方法

1 正貨準備 原則として發行する兌換券に對しては同額の金銀貨及地金銀を準備することになつてゐる。金本位の現在では銀貨及銀地金は正貨準備の四分の一を超過し得ざることになつてゐる。金貨とは我が貨幣法に基く金貨を指し、外國金貨又は小判の如き貨幣は金地と共に金地金として取扱はれるものである。日本銀行の保有する正貨は内地に持つてゐるか、海外に所有してゐるかに依つて、在內正貨と在外正貨の區別が生ずる。正貨準備は在內正貨に限られてゐる。明治三十七年六月三十日以降日本銀行は政府の認可を得て在外正貨をも正貨準備として繰入れて來たが、大正十一年八月三十一日に至つて此の繰入は廢止された。正貨準備をなす地金銀の準備

價格は重役集會に於て決議し大藏大臣の許可を受けなければならぬ。

2 保證準備 正貨準備を有せざるも一定限度を限り證券類を準備として兌換券を發行することが出来ることになつてゐる此の證券準備を保證準備と謂ふのである。保證となり得る證券は國債、大藏省證券、確實なる證券及商業手形であつて、日本銀行の所有に屬するものでなければならぬ。右の中確實なる證券とは各種政府借入金證書、政府の保證に係る證券に限り、商業手形とは純粹の商業手形の外保證品付手形をも含んでゐる。保證の價格は重役集會に於て決議し大藏大臣の許可を受くることになつてゐる。保證準備の内容につき國債がいくら、手形がいくらかと云ふ内譯は毎週發表する日本銀行の週報を見ればわかる。保證準備に依る發行限度は現在十億圓となつてゐる。即ち十億圓までは右の證券類を準備として發行出来るわけである。保證準備も漸次擴張されて現在十億萬圓になつたのであつて、明治二十一年七月に先づ七千萬圓と定められ之が明治二十三年五月八千五百萬圓に、次いで三十二年三月一億二千萬圓に、昭和七年六月に十億圓に擴張されたのである。保證準備は經濟の發達、人口増加、財政の増大につれ擴張さるべきものである。

3 制限外發行 日本銀行は市場の景況により流通貨幣の増加を必要と認むる時は、保證準

備發行をなすことが出来る。此の場合はその時の商況を具申して大藏大臣の許可を得なければならぬ。

4 發行税 制限外發行が十六日以上に互る時は年率三分以上の發行税を收むるのであつてその率は大藏大臣が時々定むる事になつてゐる。通貨膨脹を目的として兌換券が増發さるゝ時は自ら制限外發行が増加し、従つて之に對する發行税は日銀の負擔となるべく、日銀は金利引上に依つて之を貸出先に轉嫁する。故に發行税を引上ぐることに依つて通貨の膨脹を抑制することが出来る。

第二、正貨準備 Gold Reserve

一、正貨準備に關する見解の進歩 正貨準備に關しては金屬主義的の見解と名目主義的の見解の二つがある。即ち金屬主義的の見方によれば、元來貨幣は之を構成する物質そのものが其表示する價格と同一の價值を有せねばならぬと云ふ根本思想から出發してゐるので、従つて銀行券は單に金の代表物に外ならないと云ふ原則に基き従つて正貨準備は元來が無價値の銀行券を價值あらしむるための素材であると云ふのであつた。従つて此の見解から行けば兌換券の量と正貨準備の量は近似するだけ理想的だと云ふ事になる。大戰前の正貨準備に對する思想は主としてかく

解せられてゐた。然るに名目主義的の見解に従ふと兌換券は國內的には通貨として流通するが、併し國際決済はすべて金の受授に依つて行はれ、而して對外爲替相場は金の受授の可能性によつて著しく左右されるのであり、而して爲替相場は一國貨幣の對外價値に外ならぬから一國の貨幣價値を對外的に維持するに一定の金を保有せねばならぬ。又對内的に見ても兌換券濫發による對内價値の下落は發行額は保有する金と一定の比例を保持せねばならぬと云ふ事によつて防止することが出来る。即ち名目主義的の見解は正貨準備は兌換券の代表物としてその兌換を保證するものでなくして國際支拂を保證することにより紙幣の對外價値を維持し、濫發を防ぐ事によつてその對内價値を維持するにある故に正貨準備は僅少の額で濟む。金の不足と貨幣思想の進歩により大戰後の正貨準備に關する金屬主義的の見解は漸次影を薄めて行つた。茲に於て歐洲大戰を中心として正貨準備に對する意義が全然別個のものと解釋されるに至つた。

二、金屬主義的の見解(即ち大戰前の見解)に於ける正貨準備の意義 兌換券は正貨と引換へ得るが故に貨幣たるの資格があるのであつて、従つて發券銀行は要求次第何時でも正貨と引換へ得るやうに準備を整へておかねばならなかつた。故に正貨準備は文字通りの兌換準備であつた。正貨準備は金本位即金貨本位であつた大戰前にありては金貨流通を可能ならしむるがためには必要

缺ぐべからざるものであるから、之は國內の發券銀行の金庫内に保管すべきものであつて、海外預金又は證券に形を代へてゐる所の在外正貨は正貨準備とは考へられなかつた。即ち正貨準備は兌換第一主義であるから、全然對內的性質であつて、國際支拂勘定に充當することは第二義的のものであつた。要するに大戰前の正貨準備は金貨本位制維持のための兌換券を何時にても金貨となし得る目的で中央銀行金庫に藏されてゐるものに過ぎなかつた。

三、名目主義的見解(即ち大戰後の見解)に於ける正貨準備の意義 兌換券は正貨と兌換され得るが故に貨幣たるの資格を有するのでなくして、それ自身貨幣としての價値を有するものである。然るに紙幣發行準備なく貨幣資格を與へる時は一旦紙幣濫發に陥りし時は紙幣の對内購買力は低下し、紙幣の對内價値を失ふに至る。故に正貨準備を設定し、紙幣發行高をして之と一定比率を保たしむる時は、濫發による購買力低下を防ぐことが出来る。併し之よりも正貨準備の新意義は國際收支上に於ける役割にある。即國際支拂を保證し以て、爲替相場を維持すると云ふ點である。故に正貨準備は必ずしも金のまゝにて國內の發券銀行金庫中に保管する必要なく、寧ろ其の一部分は正貨と同一の價値ある外國手形にて保有した方が便利である。故に大戰後の各國新貨幣制度樹立に際しては外國手形を正貨と同一視し之を正貨準備中に加ふる規定を設けてゐる。故

に今日新しい意味の正貨準備とは金貨及金地金準備ではなくして、金に換へ得べき外國手形を加味されたものであつて、かゝる意味の正貨準備は大戰前は絶無であつた。一九二二年ゼノア國際經濟會議に於ても外國手形を正貨準備の内容たらしむることを從應してゐる。

四、各國の正貨準備内容

- (イ) 米 國 (一九二三年聯邦準備條例第一六條) 正貨準備は金及金證券にして聯邦準備券流通高の四〇%以上たることを許されぬ。同國は我國同様屈伸準備制度を採つてゐる。
- (ロ) 英 國 (一九二八年政府紙幣並英蘭銀行券條例二條) 正貨準備は金貨金地金及銀である銀は準備額の四分の一を超ゆることを許されぬ。同國は我國同様屈伸準備制度を採つてゐる。
- (ハ) 日 本 (明治十七年兌換銀行條例二條) 正貨準備は金銀貨及金地金であるが但し銀貨及銀地金は引換準備總額の四分の一を超ゆることを得ないことになつてゐる。
- (ニ) 獨 逸 (一九二四年獨逸新中央銀行法二八條) 正貨準備は兌換券發行高の四〇%以上たるを要し、四〇%の中一〇%までは外國手形を正貨準備となすことが出来る。外國手形とは外國金融中心地に於て支拂能力確實なる銀行により外國貨幣を以て支拂はるべき銀行券期限十四日以内の手形、小切手及要求拂債權であつて、此等は當時の金價値を以て計上することになつてゐる。
- (ホ) 伊 太 利 (一九二六年國立銀行法八五條) 正貨準備は正貨又は外國通貨、外國手形よりなりその率は幣制實施後五ヶ年間は兌換券發行高の二〇%次の五ヶ年間は二四%、次の五ヶ年間は二八%爾後は兌換券發行高の三分の一以上である。
- (ヘ) 露 國 (一九二二年國立銀行法三條) 國立銀行券の二五%以上の正貨準備を要し、その内容は貴金屬、金又は(白金)及確實なる外國手形よりなる。

(ト) 伊太利 (一九二七年金兌換に關する緊急勅令八條) 正貨準備の内容は金又は金兌換を實行する外國の爲替手形にして發行銀行の要求拂債務の四〇%以上たること。

(チ) 佛國西 (一九二八年貨幣法第四條) 正貨準備は金貨又は金地金であつて發行銀行の要求拂債務の三五%以上たること。

第三章 銀行の授信業務

第一節 割 引

第一 我が銀行法上の規定

割引手形として銀行法の規定するものは銀行引受手形、商業手形、荷付爲替手形其他である (銀行法第三七條第九項)

手形割引とは手形の買入を謂ふのであつて、即ち第三者宛支拂受託手形の振出人若くは手形の権利者より手形を額面割引の觀念を以て買受ける行爲を謂ふのである。満期日の未だ到來しない手形を割引くのが普通である。

割引手形として最も代表的なものは商業手形であつて、即ち物品の賣主が買主に宛て振出した

爲替手形 (普通買主が引受を爲したるもの) 及び買主が賣主に宛て振出した約束手形を額面割引の形式で買入れるのであつて、賣主は斯くて手形を賣却して商業資金を得て、更に次の商賣に取掛るのである。銀行は割引の日より満期日迄の日數に應じて割引料を算出して手形額面より割引料を控除した金額を相手方に交付するのであるから銀行は割引料を收得するのが目的である。

第二 手形の種類

一、形式上の區別

1、爲替手形 (Bill of Exchange) 爲替手形は發行者たる振出人が第三者たる支拂人をして支拂はしむる所の支拂委託證券である。故に爲替手形には手形當事者として最小限度にて手形の發行者たる振出人、受取人、支拂人の三名を必要とする。

Ⅰ 法定記載要件 爲替手形の記載事項については法律がその要件を規定してゐる。故に、法定の記載事項を缺く手形は無効である。

Ⅱ 爲替手形の用途 (1) 債務者宛に振出す場合 之は掛賣代金又は其他の貸勘定に對し債權者が振出し、名宛人たる債務者の引受を得て、受取人たる相手方に渡すが例である、(2) 荷爲替に用ひる場合 之は土地を異にする商人間の取引に用ひらるゝもので、貨物を發送する時に作

成する。振出人は荷送人、名宛人は荷受人、受取人は荷送主所在地の銀行である。此の場合の手形には貨物が擔保としてついてゐるわけである。(3) 送金に用ふる場合 現今内地の送金には一般に小切手を使用するが、外國間の送金には爲替手形だけ用ひるが普通である。(4) 代金取立に用ふる場合 他地の商人に對する賣掛代金又は貸勘定の取立に用ひられ、その形式は荷爲替の場合と同じである。(5) 借用證書に代用する場合 振出人及名宛人を同一人とし、貸主を受取人とする形式をとつた所謂自己宛爲替手形とする時は借用證書の代りになる。(6) 資金融通手段に用ひる場合 之は同腹の者が共謀の上互に手形關係者となりて所謂空手形又は慣合手形を作り、一時の金策を計る事が出来る。

Ⅱ 種類 (A) 爲替手形は引受に依りて**引受手形** *Acceptance* と稱せられる、引受手形には、**銀行引受手形**と**商人引受手形**の二種がある。商人引受手形 *Trade Acceptance* とは商品の賣手が買手宛に振出したものを買手が引受をなしたる手形である。賣主は市場に賣却するか、期限まで手持するかするのであつて、内國商取引より發生する。銀行引受手形 *Bankers Acceptance* とは銀行の引受ある手形であつて、銀行がその信用を顧客をして利用せしむ方法である。外國貿易に於て見る如く信用狀に基いて銀行宛手形を振出さしめ銀行が引受けることに依つて手形に市場性を與

へる場合と、顧客のために資金融通の一方便として顧客の振出す手形に引受をなし顧客をして他の銀行に就いて割引に附して資金調達を得せしむ場合とがある。銀行引受手形は銀行が支拂責任者であるから、確實性と流通性に富む故に銀行の第二線の支拂準備として認められてゐる。我國には純粹の銀行引受手形は極めて少なく、スタンプ附手形と稱せらるゝものがその代表的ものである。大正八年八月、時の日銀總裁井上準之助氏は貿易資金を直接金融市場から求むる目的で考案されたのが**スタンプ附手形**である。即ち歐洲大戰以來我國の對外輸出貿易は股盛を極め、爲替銀行は輸出爲替資金は日本銀行よりの貸付を以てしては不足なので金融市場よりコールマネーを吸収して之に充てゝゐた。併し日本銀行の貸出を仰ぐことは通貨膨脹の惧れがあり、殊に大戰後金融緩漫時代にはさうであつた。此の時に當つて考案されたものである。

スタンプ附手形とは日本銀行のスタンプを押捺した手形の謂である。詳言すれば爲替銀行が貿易商から買取つた輸出手形(外國手形が普通である)を日本銀行に擔保として提供し、之に對して邦貨換算額の範圍内に於て自己宛の邦貨爲替手形を振出すと、日本銀行は之に對し日本銀行名と取扱年月日のあるスタンプを押捺するのである。此のスタンプは日銀が最低日歩を以て何時でも再割引することの證明に外ならない。此の手形の買取銀行も資金化する必要ある時は之を日

本銀行に持参して再割引する事が出来る。

日銀の證明があるから市中銀行は安心して此の手形を買取るのである。かくて爲替銀行は日銀の貸出を仰がず市場の資金を使用することが出来、延いて通貨膨脹を阻止し得たのである。スタンプ附手形は一種變態的な銀行引受手形であつて之を中心に狭少ながら我國に始めて割引市場なるものが出来た次第である。スタンプ手形は一種の控へであつて、之に再割保證とも考へらるゝ日銀スタンプが捺印してあること、爲替銀行自ら振出す所謂銀行家手形 Bankers Bill であつて、貿易商が銀行宛に振出す引受手形 Bankers Acceptance でない事、及日本銀行に割引手形が別に擔保となつて差入れてあり、日銀は之を海外に送つて取立をなすことが特長である。

B 爲替手形は内國爲替手形と外國爲替手形とに區別される。

イ、内國爲替手形 Inland (or Domestic) Bill of Exchange 之は手形の振出人及支拂人が同一國に居住するものを謂ふ、換言すれば一國の手形法の支配を受くる爲替手形であつて、内國爲替取引に使用せらるゝものに外ならない。

(ロ) 外國爲替手形 Foreign Bill of Exchange 之は振出人と支拂人とが同一國內に居住せざるものであつて、外國爲替取引に用ひらるゝものを謂ふ。外國爲替手形は金融の目的で振出すものと

貿易上の原因から發行されるものゝ二種がある。前者を國際金融手形と稱し、後者を貿易手形と云ふ。

貿易手形は輸出入の區別に依つて輸出手形と輸入手形に分る。

1 輸出手形 Export Bill 之は輸出商が取組む手形であつて普通荷爲替手形である。即ち輸出商は賣却商品に對して先方よりの送金を待たずして、積荷と同時に荷爲替手形を振出して代金を取立てる、故に輸出手形は銀行にとつては買爲替手形 Buying Bill となる。(2) 輸入手形 Import Bill 之は輸入商が輸入のため送金する送金爲替手形 Bill for Remittance 及び輸出商の振出した手形が支拂地に着して引受又は裏書されてクリーンになつた場合の手形を指稱する、此等の銀行にとつては債權を代表するものであつて、賣爲替手形 Selling Bill となる場合が多い。送金爲替手形には郵便による普通送金手形と、電報による電信爲替との二種がある。電信爲替の場合は電信にて支拂地の關係店に通知し、その關係店より手形又は手形に代表さるゝものが發行されるのである。普通送金手形も電信爲替も共に振出人は銀行である。

外國爲替手形は擔保の有無によりてクリーン・ビルと荷爲替手形に分る。

1 クリーン・ビル Clean Bill 之は何等物的擔保なく唯紙片一枚よりなる裸手形であつて、

その流通は振出人、又は引受人、或は裏書人の信用に依るものである。クリーン・ビルは更に三つに分れる。(a)商業クリーン・ビル 之は商人の振出す手形であつて、その特質とする點は積荷書、保険證書等の附屬書類がない。又此の種の手形は多く一覽拂手形であつてその金額も少額である。多く見本代の取立、帳尻の決済、電報料、コミッション、運賃、割戻等の送金のため、或は取立のため使用される。(b)銀行クリーン・ビル 之は銀行の振出すクリーン・ビルで支拂人は多くの場合その銀行の海外の本支店又は取引銀行である。此の手形は更に二つに分れる。第一は銀行一覽拂手形であつて、その流通は小切手の如くよく運用される。第二は銀行長期手形で、多くは一時的金融のため振出す所謂金融手形である。(c)信用狀に依るクリーン・ビル Clean bill under letter of Credit 之は信用狀に依つて振出されるクリーン・ビルである。信用狀に依るクリーン・ビルは多く旅行信用狀又は巡回信用狀の條件に基いて振出された旅行者の手形である。信用指圖書及信用保證狀等に依つて振出されるものもない事はないが、それ等の多くは寧ろ荷爲替手形に多い。

2 荷爲替手形 Documentary Bill 之は書類付手形であつて、書類は貨物を代表するものであるから一種の擔保付手形に外ならぬ。擔保付と同時にそのあるものは人的信用が加味されて

ゐる。即ち荷爲替手形には純粹なる附屬書類付のものと、更に信用狀或は信用指圖書、信用保證狀等の人的信用の下に振出されたものとの二つがある。前者は單純なる荷爲替手形なるが、後者は、荷付信用手形 Documentary Credit Bill である。後者は次の三つに分つことが出来る。(a)信用狀に依る荷爲替手形 Documentary bill under letter of Credit 之は多く輸出商が振出す手形であり重に商業信用狀によるもので、外國爲替手形の數に於て、額に於て最も多數を占めてゐるものである。(b)信用指圖書に依る荷爲替手形 Documentary bill under letter of Instruction 信用指圖書は銀行が單に何某の手形を何々の條件にて買ひ取られたしと云ふが如きものであつて、信用狀とは異なるから、此の種の手形に對する世人の信用も信用狀に對する程ではない。(c)信用保證狀に依る荷爲替手形 Documentary bill under letter of Guarantee 信用保證狀は銀行が輸入商のために海外の輸出商に對して手形支拂の保證をなす保證狀である。此の保證狀に依る手形は大戰以來我が正金銀行が多く取扱つてゐる。

荷爲替手形は附屬書類の引渡し法の如何に依つて次の二つに分れる。(1) 書類支拂渡手形 Documents against payment bill 之は一名支拂渡荷爲替手形とも謂ひ、貨物を代表する船積書類は、荷爲替手形金額が全部支拂はれた場合にのみ引渡す條件付の手形である。換言すれば手形支

拂人は手形金額を支拂はねば書類が受取れず、従つて貨物を引取ることが出来ない。此の手形は D/P bill と略稱する。(2) 書類引受渡手形 Document against acceptance bill 之は一名受渡荷爲替手形とも謂ひ、書類はたゞ手形の引受に依つてのみ引受人に渡すのである。引受のみに依つて書類を引渡されるのであるから、従つて貨物が自由に引取られ、之を他に轉賣して利益を獲得した後、手形の期間が来た時支拂へば好いから、輸入商にとつて極めて都合の好い手形である。略して D/A bill と云ふ。

外國爲替手形は手形面記載の貨幣單價に依りて圓手形 Yen bill 英貨手形 Sterling bill 佛貨手形等に分れ、内外貨幣の異なるに依りて邦貨手形 Home money bill 外貨手形 Foreign money bill に分る。之は相對的の呼稱で邦貨手形も外國から見れば外貨手形となる。普通は支拂國の貨幣を以て示すものである。

手形面の金額が振出地の貨幣にて記載せらるゝ手形を、特に利付手形 Interest bill と謂ふ。此の場合、手形面に利息に關する條項を記入し、支拂人が手形金を支拂ふ時は手形金高に對し利息を附しその時の爲替相場にて換算の上支拂ふ。

ロ、約束手形 Promissory Note 約束手形は、一定の金額を振出人から宛名人たる受取人に支

拂ふことを約束する書面、即ち支拂約束證券であつて、手形當事者は約束者、即ち振出人と受取人の二人である。約束手形の法定記載要件は、(1)約束手形たる事を示すべき文字、(2)一定の金額(3)手形當事者、即ち受取人の氏名又は商號、振出人の署名、(4)單純なる支拂の約束、(5)振出の年月日、(6)一定の満期日、(7)振出地の諸項である。

約束手形の用途は、(1)商品の買入代金として買主より賣主に渡すことは一般に行はれることである、時には保證人を記入することがある、(2)債務者より債權者に宛て、借用證書代りにすることが出来る、(3)甲乙兩人慣合の上互に振出人となり名宛人となつて銀行にて割引き、以て資金融通の目的を達することが出来る、(4)一覽拂手形の形式にて現金拂に代用することが出来る。

併し約手は買主に於て物品を受取つた後でなければ、之を振出す事が出来ないから、遠隔地間の取引には之を使用する事難く、又近接地間でも爲替手形は債權者より支拂を命令するものであるに反し、約手にありては債權者は緩々として債務者より約束状を持ち來るを待つものであるから、取引の敏活を期する上よろしくない。英國が主として爲替手形を使用してゐるに反し、米國に於て約束手形は盛に使用されてゐる。我國では兩者併用されてゐる。

二、發生上の區別

1、商業手形 Trade bill Commercial bill

之は現實の商取引より發生した手形であつて真正

手形、實手形と稱せらるゝものである。その背後には商品の授受が行はれてゐるので商品手形とも謂はれてゐる。銀行の割引手形は原則として商業手形である。銀行に依つて割引された手形を割引手形と謂ひ、一旦割引した手形を更に他の銀行につき再割引した手形を再割引手形と謂ふ。中央銀行の再割に附せられる資格を有する手形を有資格手形 Eligible paper と謂ふ。我國では日銀定款第二十三條及二十四條に有資格手形の條件を定めてゐる。即ち、日本銀行の割引手形は資産確實なる者二名以上の裏書ありて期限百日以内のものたるを要し、若し割引依頼銀行より手形金額に匹適する商品又は商品預證書を質入したる時は之を一人前の署名捺印と見做して、大藏卿の許可を得たる格段の約束あるものは一人の裏書にても割引を許すことがある。

米國に於ては聯邦準備銀行が加盟銀行の再割引に應ずる手形は農工商業上の目的の爲に振出され、又は手形金が此等の目的の爲に使用せられ、若くは使用せらるべき約束手形、内外爲替手形にして加盟銀行の裏書あり、割引當時に於て九十日以内（農業手形は九ヶ月）に満期となるものである。（聯邦準備條例第十三條）

英蘭銀行の割引く手形については法令に規定なく重役會の決定に俟つのであるが、基礎的には

英國人二名以上の署名があり、その中一人は引受人たること、期限は四ヶ月以内と云ふ二條件が必要とされてゐる。

我國に於ける割引手形の中で最優良なるものは紡績手形と稱せらるゝものである。

紡績手形とは棉花代金として我國紡績會社が支拂人、棉花商が受取人として振出されたる約束手形又は爲替手形を云ふ、彼の紡績業の原料たる棉花商の手によりインド、アメリカ等から毎年巨額に輸入され、紡績會社に賣付けられる。紡績手形は棉花代金として紡績會社の振出せる約束手形又は紡績會社の引受けた爲替手形である。

自己宛爲替手形にして棉花商は之を期限まで保有するか、銀行について割引に附す、棉花の輸入は十二月から五月にかけて行はれ、而して代金は棉花到着後三十日又は六十日に支拂ふことになつてゐるから、紡績手形も多く三十日又は六十日期限であり、その出廻りも棉花到着後二三ヶ月であつて、四月乃至七月が最も多い、紡績業は我が國の主要産業であつて、紡績會社の信用大なりし所より、紡績手形は最も優良なる手形として歓迎され、割引歩合も他の商業手形に比して低率であり、我國の一流優良手形となつてゐる。一流紡績手形は日本銀行も再割引に應ずるのでコールに次ぐ支拂準備として各銀行は投資してゐる。棉花の輸入港は、主として神戸大阪である

故、紡績手形の流通は關西に多い。

□、融通手形 Accommodation bill 之は資金調達の目的で發行されたる手形であつて、背後に何等商取引が行はれてゐるものではない。空手形と稱せらるゝ所以である。

三、手形期限を標準とする區別

イ、一覽拂手形 Sight bill, Demand bill 之は支拂人に手形を呈示した日が支拂日となる手形であつて、外國爲替手形ならば支拂地に手形が到着と同時に要求次第支拂はるゝものである。故に參着拂手形、又は要求拂手形とも謂はれる。一覽拂手形は我が商法の規定によれば、振出の日より一ヶ年以内に呈示しなければ、振出人及裏書人に對する償還請求權を失ふことになつてゐる。

ロ、定期拂手形 之は一定の時日に支拂はるゝ手形であつて、支拂期日の定め方により確定日拂手形、日附後定期拂手形及び一覽後定期拂手形に分れる。定期拂手形は期限の長短により長期手形 Long bill と短期手形 Short bill に區別される。即ち期限三十日以内の手形を短期手形と稱する。(1) 確定日拂手形 とは確定の日を支拂期日とする手形であつて、確定日は年月日を記入して指示するのが通常であるが、天長節と云ふ如き月日を明示する文字を以つて月日に代へても

差支へない。(2) 日附後定期拂手形 とは、例へば「日附後三ヶ月」と云ふ如く日附後一定の期間を經過したる日を支拂期日とする手形である。(3) 一覽後定期拂手形 とは、例へば「一覽後十日」となす如く、一覽後一定の期間を經過したる日を支拂期日とする手形である。此の種の手形は爲替手形に用ひ、一覽とは引受のために呈示したる日を指し、此の時が手形期限の起算點となる。

四、手形の信用による區別

イ、銀行手形 Bank bill 之は銀行が支拂責任者となる手形である。之には内地の銀行が外國の取引銀行、又は自行支店宛に振出す爲替手形の場合と、銀行が引受又は裏書に依つて支拂責任者となる場合とがある。前者の場合の手形を特に銀行宛手形 Bankers' bill と謂ふ。支拂責任者が銀行であるから信用は最も厚い。

ロ、個人手形 Private bill 之は商人に宛て振出したもの、即ち振出人及支拂人共に商人なる手形である。個人と云ふも大商會、大會社をも含むものであつて、所謂取引所手形と稱するものが之である。

五、實質上の區別

イ、信用手形 信用手形とは割引其他に依る流通過程に於て何等擔保なく、轉帳するものを謂ひ、商業手形、引受手形、融通手形等は之に屬す。割引の目的に供せらるる手形の背後には商取引が現實に行はれて居り、該手形の代金は期日に辨済される必然性を持つてゐるので、商業手形は無擔保たるを原則とするものである。融通手形は一種の無擔保借用證書に外ならない。

ロ、擔保付手形 之は割引の形式にてなす手形貸付の場合の手形、荷爲替手形日本銀行の割引く保證品付手形の如く手形に擔保品の附屬せるものを謂ふ。日本銀行の保證品付手形の割引は見返品制度と稱せられるものである。即ち日本銀行條例に於て貸付の擔保として許されるものは公債證書、大藏省證券、地金銀等に限られて、株券は之を除外されてゐた。然るに金融逼迫の際株式を擔保として貸付をなすことを許さざる時は經濟界の困難は容易でなく、他に救済方法なきに鑑み明治二十三年の金融恐慌の際、名を割引に藉り始めて十三會社の株式を擔保として貸付を行ふた。日銀のこの擔保を見返品と云ふ。その割引かれたる手形は一種の擔保付手形に外ならぬ。

第二節 貸付

貸付の種類として我が銀行法は手形貸付、證書貸付、當座貸越及び其他を規定して居る。

諸貸付金は大體に於て消費貸借の規定を適用される。即ち借主は種類、品等及び數量の同じき物を以て返還を爲すことを約して銀行より金錢を借入るのである。此代表的なものは證書貸付であつて、證書貸付とは即ち消費貸借の内容を證書に記載したものである。故に證書は消費貸借の内容を證明する文書であるから、重要なものであつて従て普通公正證書にする。

手形貸付に於ける手形は證書貸付に於ける證書と同じく證明の文書に過ぎないと説く者が多いが是は謬見たるを免れない。即ち手形貸付は其精神に於ては證書貸付と何等異なる所がないのであるから、消費貸借上の債權が成立するのであるが、他方消費貸借上の債權擔保の目的で手形が振出されるのであるから手形上の債權も成立し、兩者が併存するのである。

當座貸越は當座勘定取引に附隨して爲される取引であつて、斯くして貸越を爲すべき旨の契約は之を當座貸越契約と謂ふ。一度當座貸越契約を締結した以上は相手方の當座預金殘高が小切手の支拂に不足する場合であつても契約限度迄は預金殘高を超過して支拂ふのであつて、斯くして得たる銀行の債權も當座貸越と謂ふ。當座貸越契約は消費貸借の豫約であると説明するのが通説であつて之に對しては小切手支拂事務の委任を目的とする委任契約であると反對する者もある乍併當座貸越は單に小切手の支拂に關する委任事務を遂行して其結果、當座貸越なる一種の社債

権が発生するものであるかは疑問の餘地がある。

事實相手方は銀行より證書貸付なり手形貸付なりに依て資金の融通を得て支拂を爲すべきであつて斯くては手續として煩雜に過ぎ、又必要なる時に資金の融通を得、不必要なる場合は其融通し得た資金を直に返済する機会を逸し、徒に利息を損するのみとなるので、便宜上當座勘定取引に附随せしめたものと解すべきものと思ふ。故に當座貸越契約は消費貸借の豫約であると共に小切手支拂の委任を目的とする委任契約である。

第四章 銀行の附隨業務

第一節 種類

附隨業務とは其名の示すが如く固有業務に附隨するものであつて固有業務を補助し顧客の便宜の爲に行ふものであつて、銀行の本質的業務に非ざる事は云ふ迄もない。此種のものとしては、爲替業務、保護預り、代金取立、地金銀の賣買、有價證券の賣買、債券の保證、官金公金、諸會社の金銭の取扱、兩替、他銀行の業務代理として此外擔保附社債信託法に依る信託事業等があ

る。此中保護預り、地金銀の賣買、兩替、他銀行の業務代理及擔保附社債信託法に依る信託事業は一般的な業務と謂ふ事は出来ない。蓋し保護預りを營むには特別の設備を要するを普通とし、地金銀の賣買は兌換券發行の銀行に限られ、兩替は外國貨幣の兩替でなければ特に兩替と稱する事が出来ないのである。又他銀行の業務代理は極めて稀な場合であり、擔保附社債信託法に依る信託事業は同法に依て大藏大臣の免許を受けた銀行に限られるのであるからである。

爲替については獨立して講義される筈であるから、現在、附隨業務として最も重要な度を増しつつある保護預りのみについて詳述せん。最近我國に於いては保護預り業務の進歩は實に著しいものがある。

第二節 保護預り Safe Deposit

一、發達 保護預りは銀行の附隨業務の一であつて、銀行がその設備を利用して顧客の財産の安全保管を目的とするものである。個人がその財産を水火盜難から防ぐため自ら安全強固の設備を具へる事は困難であるため、往時より安全なる財産の委託場所が一般に要求されてゐた。従つて往時に於ける銀行の主たる職能は人民の財産の安全保管にあつた。今日の預金が變化し預

託された同一のものを返却せねばならぬものが保護預り業務となつた。その後銀行の發達に伴ひ預金は銀行の主たる業務となり、保護預りは附隨業務となつた。然し信用經濟の發展に伴ひ、公社債、株式の普及につれ此等諸證券の安全保管と云ふ事が一般に要望され、信用授受を主とする銀行の職能上附隨的業務とは云ふもの、保護預り業務の重要性は益々加つて來つゝある。

保護預り業務は銀行の附隨的業務として發達したのであるが、信託會社が出現するに及んでその性質上之を兼營するもの多く、アメリカにありては信託會社の重要な一部門となし、保護預り及信託會社 Safe Deposit and Trust Company なる名稱を用ひてゐる所もある。又獨立の會社として保護預り會社 Safe Deposit Company 設立され、非常な發展を遂げてゐる。紐育州銀行法は「保護預り會社とは、安全なる保管のため寶石、貴金屬、貨幣、地金、株券、債券、諸證券、各種の貴重品類及び貴重なる個人的財産を受信者として預託を受け、會社と委託者の同意せる條件と報酬の下にその安全を保證する目的と、安全なる保管のために金庫、保護函、及び其他容器を貸貸する目的の下に設立される會社を謂ふ」と定義してゐる。

我國は新銀行法と施行細則に於て保護預りに關し營業報告書に記載項目として種類、口數等を明示することにしてゐる、同法に披封預り、封緘預り、貸渡保護函とあるは次に述ぶる分類に外

ならない。

我國にも實際は明治初年に保護預りの取扱ひ行はれ、法文として明示されたのは明治十五年の日本銀行條例に於ける保護預り規定である。我が國は銀行條例に於て保護預り業務の明記なきも慣習上銀行の附隨業務として認め來り、貯蓄銀行法、信託業法及新銀行法に於ては保護預り業務を明文を以て認むるに至つた。

二、種類 保護預りは披封預り、封緘預り及貸金庫の三種に區別される。

イ、披封保護預り又は開封保護預り Open Safe Deposit Office Deposits 之は預け入れるもの種類、品質、數量等について銀行が知つて保管するものである。従つて受託物はその内容を公開しても差支へないものが主たるものであつて、即ち公社債、株券、手形等の有價證券此れである。披封保護預りに於ては銀行は單なる保管の任に當るのみでなく、受託物に關する一切の管理を行ふ。即ち受託物の種類、枚數、金額及び番號等を明かにしてゐるから、公社債利子の受取、償還、株式配當は勿論、此等證券に附隨して起る一切の事項について手續を行ふ。個人で證券を保管してゐる場合は利札金支拂は、償還、當籤の有無については往々失念することあり、又公社債の償還、元利金の取立、利札金の受取も銘柄が多様に分れると少なからざる手數であるが、披

封保護預りとなす時は銀行が周到の注意の下に一切の手續を行ふ。又銀行は利札金、償還金、株式配當金は受取と同時に一日の猶豫もなく更に有利の運用に之を向けると云ふ利益がある。實際上銀行に保管を依頼せらるゝものゝ内其の管理に最も多くの手数並に注意を要するものは有價證券に外ならず、銀行に於ける披封保護預けとなるものは事実上有價證券に限らるゝと云ふても好い。有價證券が銀行に披封保護預りとなる場合は預け主はその種類、番號、枚數、價格を明かに銀行に知らしておく、而して銀行は證券に關する種々なる管理事務を行ふがその主なるものは次の諸項である。

1 利子並に配當の取立 公債並に社債は一定の利子を支拂ひ、株券は配當の支拂を受けるものであるから銀行は此等の證券を披封預りとして受取る時は、一定の時期に於て配當を受取り利札あるものは一々之を取り離して利子の取立をなさねばならぬ。利子並に配當の取立は簡單な様で事實は然らず、例へば外國の證券なれば貨幣換算などの手数がかゝり、又資本利子税の賦課あり、株券の配當は各會社により決算期並に配當拂渡期が異なるし、利子、配當支拂にも時効の虞れあり、故に所有の證券が多様多様に亘る時は一々各證券について手續を行ふことは個人として極めて不便多きもの故、之を披封預りにして、絶えざる注意の下に凡ゆる煩雜なる手續をなす

銀行に委す事は便宜多きことは言を俟たない。

2 元金償還に關する監督 公社債又は其他の證券はその元金が償還せらるゝことがある。かゝる場合には證券所有者にその償還のことを知らしむるためにその償還せらるゝ證券の番號若くは其他之を知るに必要な事項を一般に公告するを常とするが、かゝる證券所有者にしてその償還のことを知らず、之をそのまゝ放任する時は償還せらるゝ證券に對しては最早利子を支拂はれざる故、利子損失を受けるのみならず、償還金が時効にかゝり償還の權利を失ふことすらある。證券を披封預りにしておく、證券所有者はこの危険を免るゝ事が出来る。保護預りをなす銀行は證券の取扱になれ、之が取扱のため特別の組織を有してゐるから個人所有に比すれば過誤が少ないわけである。

3 新株申込に對する優先權の行使 株式會社にして事業を擴張し、その資本金を増加する場合に於ては普通従前の株主に對して新株申込の優先權を與へ舊株券の時價よりも安き價格を以て新株券を之に割當つるものである。株主の中にかゝる場合、不注意のため新株引受の機を逸し、損失を蒙るか或は當然得べき利益を失ふ恐れがある、株券を銀行に保護預りする時は銀行は周到なる注意の下に一切の手續を行つてくれる。

4 欠損、資本減少若くは會社合併に關する注意 個人として所有する株券が多様に亘るに従ひ株券の個々について生ずる事柄を看過する虞れあるも、披封預りに依り、銀行は一切の手續を行ふ。

5 有價證券の登録 有價證券は無記名式のもの、讓渡は別段の手續を要せざるも、記名式なる時は公社債は勿論のこと株券でも所有權の移動ある毎に其旨一々登録せねばならぬ。此等の諸手續は披封預りによりて銀行をして行はしむることが出来る。

6 有價證券に對する保險 有價證券より生ずる損失を保險する制度ある國にありては保護預りにより銀行が之が取扱ひをしてくれるのである。

ロ、封緘保護預り又は閉鎖保護預り Sealed Safe Deposit, Verhlossene Depot 之は預け主は預け入れるものに封緘を施し、その内容を銀行に知らしめざるものである。之は金銀貨、貴金屬寶石、諸契約書類、貴重文書類の類であつて銀行はその種類については制限を設け得る。封緘預りであるから銀行は内容については何等責任を負はない。

ハ、貸金庫 Safe Deposit Box 之は銀行が堅牢なる大金庫を設置し、その内部に多數の保管函を設け、之を顧客に貸與し、自由に専用せしむるものである。貸金庫に於ては財産の保管を依

頼するのでなく、顧客自ら銀行の金庫を借受け自己の責任に於てその中に保管するのである。その使用する金庫は水火盜難等の災害から保護せられ、銀行營業時間中は借主専用の鍵にて自由に開閉出入出来る様になつてゐる。保護金庫の出入は銀行營業中に限られ、進歩した保護金庫は時計錠の装置により營業時間以前は絶対に開閉出来ない仕組になつてゐる。保護函に容れる物品は内外通貨、有價證券、貴金屬寶石、其他の貴重品、諸契約書、遺言其他の重要書類、其他銀行に於て認可したもの等の制限が附せらるゝが一般である。最近は保護預り業務中貸金庫、又は保護金庫業務が非常な勢で發達して來つゝある。

ニ、手数料及使用料 披封保護預り及封緘保護預りは法律上寄託であるが、貸金庫は貸貸借に外ならぬ。披封預りに對しては、一定の手数料を徴する。我國に於ける代表的一例として最新設備を有する住友信託の使用料を見るに六ヶ月分手数料が、(a)公社債、無記名式株券にして利札附のものは額面一萬圓迄一萬分の一半(千圓に付十五錢)一萬圓以上はその超過額に對し一萬圓又はその端數毎に參拾錢を徴し、(b)無利札のものに對しては總額一萬圓迄一萬分の一(千圓に付十錢)一萬圓以上はその超過額に對して一萬圓又はその端數毎に二十錢を徴し、(c)記名式株券及び諸證書類に對しては一枚又は一通に付二錢であり、(d)封緘預りに對しては一箇

に付二圓以上となつてゐる。

勸業銀行の料金を見るに、(a)勸業小券及復興貯蓄債券は一通に付三錢を預入の際一回だけ徴する、(b)勸業大券は一ケ年に付額面一萬圓迄萬分の一、月一萬圓以上は其超過額に對し一萬圓又は其端數毎に金二十錢を徴し、(c)其他の有價證券に對しては毎半期に付き額面一萬圓迄萬分の一、月一萬圓以上は其の超過額に對し一萬圓又は其端數毎に金三十錢を徴してゐる。貸金庫に對しては使用料を徴するのであるが、料金は保護函の種類、大きさによつて異なるも一ケ年十二圓乃至百三十圓迄位である。

第五章 銀行検査 Bank Examination

銀行は公益機關であるから法律は特に業務報告書の提出を命じてゐるが、此れのみにては銀行の内容を監督することは不充分であるから積極的な検査を行ふが、一般公衆のため又銀行自衛のため必要である。銀行検査には公的検査又は外部検査なるものと、私的検査又は内部検査なるものゝ二種がある。

第一節 公的検査

公的検査とは中央政府、地方自治體、中央銀行或は手形交換所の如き外部機關の手で行はるゝものであつて、各國に依つてその事情を異にする。

イ、我國の公的検査 我國では新銀行法第二十一條に「主務大臣ハ何時ニテモ部下ノ官吏ニ命ジテ銀行ノ業務及財産状態ヲ検査セシムルコトヲ得」と定めてゐる。此の規定に基き大藏大臣は銀行検査官を任命し、定時又は臨時に各銀行に就いて總勘定元帳を始め、各勘定元帳、記入帳、日記帳、現金出納帳、擔保物記入帳、保護預り記入帳其他補助簿より株主名簿、株主總會決議録、借用證書、手形、當座預金契約書、當座貸越契約書、擔保品、所有證券、地金銀現金、不動産の登記簿謄本等銀行營業に關する一切の事項に就いて検査せしむる。検査の結果業態が不良と認むる時は業務の停止又は財産の供託を命じその他必要な命令をなすことが出来る。茲に於て銀行は平素からその内容を堅實にしておくことに努むることになる。併し從來我國に於ける此の検査は検査官が少い上銀行數過多なるため普遍的に行ふことが出来ず、實効があがらなかつた。之に鑑み昭和二年の恐慌後我が大藏省も検査機關の充實に努力してゐる。我國に於ける外部検査は大

藏省銀行検査官に依る検査が存するのみであつたが、最近金融制度調査會決議もありて日本銀行が取引銀行と契約の上その内容に就いて書面検査及實地検査をなすことになつた。

ロ、米國の公的検査

外部検査制度の最も發達してゐるのはアメリカである。聯邦準備銀行は銀行検査に關して詳細なる規定を設けてゐる。即ち聯邦準備制度の下に國立銀行は通貨監督官の任命する國立銀行検査官に依り少くとも年二回の検査を受ける。又各州立銀行（信託會社を含む）は加盟銀行たると州加盟銀行たるとを問はず、すべて各州銀行法の規定に基き州政府の任命する州立銀行検査官により少くとも年二回以上検査を受ける。

政府關係の外に各聯邦準備銀行は聯邦準備局の承認を得て所轄準備區内の加盟銀行の狀態並に貸出種類に就て検査することが出来る。而して何時にても準備局の要求次第加盟銀行の狀況の報告を提出せねばならぬ。又聯邦準備局は検査部を設置し聯邦準備銀行検査官を任命して年一回以上準備銀行を検査し、又加盟銀行十行以上の共同申請に基き所屬準備銀行の特別検査を命じることが出来る。國立銀行検査官及び州立銀行検査官は銀行一切の狀況を検査し、通貨監督官に詳細且完全なる報告を提出せねばならぬ。検査は豫告なしに行はるゝものでなく、一ヶ月乃至二ヶ月の豫告が與へられる。

此の外検査官の特權、義務等に關し詳細の規定を設けてゐる。

米國では右の政府、中央銀行の行ふ検査以外に手形交換所内に銀行検査部を設置し検査係をして組合銀行を検査し不堅實なる銀行に對し警告を發し未然に危険を妨ぐことに努めてゐる。

第二節 私的検査

私的検査とは自存上の必要に基き會計上諸般事務の整理をなし不正行爲の防止を期するを目的

とするものであつて、公的の強制に依るものでなく各自銀行が自發的に行ふものである。

従つて内部検査官は一定の標準なく各銀行に依りて著しく異なる。内部検査方法は凡そ次の四つに分つことが出来る。第一は二銀行間が相互に検査係を派して検査を行ふ相互検査である。之が缺點は秘密漏洩にあつて、從來歐米銀行に行はれた事あるも今日はその跡を絶つた。第二は同一行内の各課主任が協力して各課の検査に當る各課相互検査である。之は比較的有效であるが、銀行検査が各主任の主たる業務にあらざる故に實行困難である。第三は定時又は臨時に支配人又は支店長が検査に當る責任者検査である。之は巧妙なる不正行爲の發見が困難なる上、支配人又は支店長自身の事項は検査することが出来ない。第四は機關検査である、機關検査は銀行内に於ける機關に依る検査で之は監査役の検査、検査部の検査に分つ。監査役は法律の規定に基いて設けられたる業務執行の監督機關である。我が銀行法第十二條に「銀行ノ監査役ハ銀行ノ業務及財産ノ狀況ニ關スル調査ノ結果ヲ記載シタル監査書ヲ毎營業年度二回作成シテ之ヲ本店ニ備ヘ置クベシ」と規定し、又第三十四條は「業務報告書又ハ監査書ノ不實ノ記載、虚偽ノ公告其他ノ方法ニヨリ官廳又ハ公衆ヲ欺罔シタルトキ」は監査役始め銀行幹部は制裁を受けることになつてゐるか、從來監査役は單なる法文上の存在にすぎざる有名無實のものであつたが、新銀行法は監査役

の任務をかなり重くしてゐる。公的検査制度のない英國では取締役會の選任する監査役をして主として銀行検査の衡に當らしめてゐるが、之が公許會計士制度と相俟つて非常に重要な働きをなしてゐる。

今日最も普通に行はれて居り、而も最有効なる私的検査方法は一分課としての検査部又は検査係の設置である。即ち取締役が自己の業務執行に際しその必要に應じて検査の機關を特設し行員中、學識經驗あり且業務に對して公平無私の判断を與ふる模範的人物を拔擢して検査員たらしめ此の機關によりて一切の行務の活動振蕩を圖り、不正行爲を事前に防止せんと欲するものである。

第六章 金融市場

第一節 商業金融市場

金融市場の定義に關しては或は資金が需用供給される一定區域とし、或は資金の需用供給の關係であるとするものがある。元來市場と云ふ語には廣狹二義あつて、廣義の市場とは一定の經濟範圍内に於ける商品の需用供給關係を謂ふので、換言すれば抽象的市場である。狹義の市場とは

賣買の作用に依りて同一なる商品の價值が容易且迅速に等一となるべき傾向を有する場所、又は設備を謂ふので、換言すれば具體的市場の意である。今日の如く通信及び交通機關の發達した時代に於ては抽象的市場が益々重要な地位を占むるやうになつて來た。而して金融市場は特に此の抽象的市場の代表的のものであつて、吾人が金融市場と呼ぶ時は決して地理的に或る地域を指してゐるのではなくして資金の需要供給關係を意味してゐるものである。故に金融市場とは資金の需要供給の關係であると謂ふべきである。

一國の經濟社會が商業、工業、農業に分化してゐる今日に於ては、その従事する事業に依つて長期に亘つて資金使用の必要なものあり、極めて短期間の融通にて事足りるものもある。従つて金融市場に於ける資金にも短期資金と長期資金とが存在することになる。長短何れの資金を供給するかに依つて金融市場を短期金融市場と長期金融市場とに分つことが出来る。短期金融市場は別に商業金融市場とも稱せられ、長期金融市場は資本市場とも謂はれてゐる。

短期金融市場はその資金の動く方向に依つてコール市場、割引市場、貸付市場、爲替市場及預金市場の五種に分つことが出来る。

勿論此の五市場は短期市場の構成部分をなすもので夫れ々々相獨立して存在するものではなく

一の存在は他を前提とし或は時に同一物の表裏の關係に立つこともある。例へば割引市場に供給する資金はコール市場又は預金市場に於て吸収したものであり、爲替市場に供給する資金も亦預金市場、又はコール市場に依存する。又コール市場自身に於ても、コールマネーとして取入れコールローンとして放出してゐる。長期金融市場は企業の創立、擴張及び經營に要する資金の需給關係を云ふもので、長資市場、株式市場、債券市場の三とすることが出来る。

從來短期金融市場のみを以て金融市場なりとし、或は單にコール市場のみを金融市場であると説く者も少ないが、併し右に述べた諸種の市場が各々發達して相互に連絡統一を保ち供給資金の多量、敏速、圓滑、確實、公正を來し以て經濟界の安固發達を計るものであるから、各市場は金融市場そのもの、發達の必要上分化したものと見るが至當である。その中で商業金融市場の發達が最も著しく且重要であり、就中コール市場が金融市場の基本をなし敏感性の最も著しいものであるから、之を特に金融市場中の金融市場たらしめんとするも、決して非難すべきでない。故に今日の用語に於ては、廣義の金融市場は短期及長期兩市場を含むも、狹義に於ては、短期金融市場のみを指すものと見て好い。故に新聞雜誌に於いて金融市場として用ひられてゐるものは株式市場、債券市場と相併立する商業金融市場に外ならないものである。而して株式市場、債券市場

を總稱して證券市場又は資本市場と謂ふ。

第二節 資本市場 Capital Market

資本市場とは公社債及び株式の發行並に賣買の行はれる金融市場であつて、普通に「長期金融市場」とも云はれてゐる。一般に金融市場と稱される時は短期の商業金融市場に用ひられるのが慣はしであるから長期金融市場なる語も餘り用ひられず「資本市場」なる用語が普通に使はれてゐる。資本市場の中で公社債の發行及賣買を行ふ市場を「債券市場」と稱し、債券市場の中で發行を取扱ふ市場を起債市場と云つてゐる。資本市場の中で株式の發行及賣買の市場を株式市場と謂ふ。資本市場は證券の發行と證券の賣買の二つの場合に分つて考へることが出来る。便宜上之を證券發行市場と證券賣買市場なる二つに分つて説明せん。

第一 證券發行市場

一、發行の方法

イ、直接發行 之は例へば勸業銀行などがその發行する勸業債券を直接公衆に賣出す方法であるが、之に依る場合は我國は勿論のこと外國にも稀である。

ロ、間接發行 今日、證券の發行方法は主として間接發行であつて之には次の二種がある。

1 引受發行 之は更に請負發行と買入れ發行の二種に分る。(a)請負發行 之は證券の發行に當り銀行が一定の手數料をとつてその賣出しを引受け且之を保證するものであつて、公衆へ賣出して萬一賣り残りが生じた場合には、銀行自ら之を引受ける。即ち背負ひ込まねばならぬ。此の方法は英米で盛に行はれるが、獨逸では公債賣出の場合の外稀である。請負發行に於ける引受者の利益は引受價格と發賣價格との差にして之は初めより手數料として一定されてゐる。プレミアムを生ずる事あるも、之に依る利益は發行者にも一部を分つが常である。我國では明治四十三年四分利借換公債發行に當り國債シンデケートを創成し、之が請負發行して以來公社債の發行に對して漸次一般化する様になつて來た。然し株式の發行に對して未だ之を試みるものはない。(b)買入れ發行 銀行其他の金融業者が發行者より發行證券の全部又は一部を一定の價格にて買入れ、然る後に自己計算の下に市場狀況を見た上即時に或は時機をはかつて、一般公衆に賣出す方法である。米國にては買入シンデケートに依つて債券發行が行はれ、獨逸にては株式發行の場合に於ける大銀行の重要業務として盛に行はれてゐる。我國に於ては債券及株式發行何れにもこの方法が利用せられた事は先づ無い。例へば昭和四年鐘紡社債二千萬圓を三井、三菱兩銀行

で一千萬圓づゝ引受け之を市場に公募しなかつた事があるも手數料を徴しており、その性質は請負發行に屬する。買入發行は一種の投機的性質を有し引受者たる銀行は發賣に依りて生ずる利益を全部自己のものとする事が出来る一面に、損失を生じたる場合も全部之を負擔しなければならぬ。

獨逸に於て金融資本が産業を支配し兼營銀行主義の特徴は大銀行の株式買入發行の點にある。之がためには獨逸の銀行は豊富なる資本を擁し、工業に對する専門知識を備へ、更に銀行の利益を代表する重役を當該會社に入れ、或は必要の場合には擔保株券の委任又は株式所有等によつて當該事業の管理及指導をなし、以てその株式買入發行業務の安全を保證し益々これを盛大ならしめてゐる。獨逸銀行の収益の約半分が此の株式發行業務から生じてゐる事實を見ても該業務が獨逸銀行にとつて如何に重要なものか、わかる。

2 代理發行 之は銀行が發行者のために、單に證券發行の仲介者としての任に當るにすぎず。銀行は一個の代理行爲をなすに止り、従つて發賣上の責任を負はないものである。我國の株式發行は主として此の方法により、代理者となるものは銀行、信託、證券業者である。

二、發行の場所 獨逸などにては證券取引所を通じて多く賣出してゐるが、我國に於ては公

社債、株式ともに銀行、信託會社の窓口又は證券業者の店頭取引として賣出されてゐる。

三、證券の購入者 我國に於て公社債の買手の大部分は銀行、信託、保險會社、預金部等の金融機關であつて、一般民衆は比較的少ない。而して此等金融機關の證券買入は資金運用、即ち投資として行はれるのである。外國にては公社債購入者は一般民衆が大部分を占め、時に銀行、信託等が大口買手となる事あるも此れは再び之を賣つて利せんがためである。

我國の株式購入者は多く一般民衆である銀行、信託、保險等が投資として買入れる事あるも比較的少ない。

第二 證券賣買市場

一、取引所に於ける賣買 我國の株式取引所は主として株式の取引を行ひ、之が構成員は所謂株式仲買人である。而してあらゆる種類の株式を取扱ふのでなくして株式が限定されて居り、之を上場株式と云ふ。東京及大阪の株式取引所には國債市場が開かれておつて國債の清算取引が行はれてゐる。

二、銀行、信託會社の證券賣買 獨逸、米國にあつては銀行や信託は證券賣買を主要業務の一としてゐるが、我國では附隨的業務として殆んど語るに足らない。獨逸の大銀行は證券の賣買

を主要業務として株式取引所の仲買人として活動の中心をなしてゐる。獨逸の銀行總利益の三分の一は證券賣買の手數料を以て占めてゐる。ある意味で獨逸の銀行は證券現物商であり取引所仲買人である。

米國の銀行も一分課として證券部なるものを設け、證券の發行引受から販賣を行つてゐる。昭和三年國立銀行條例が改正になつて株式以外の證券賣買を許される様になる以前は國立銀行は證券業務を禁じられてゐたので、大銀行は大低姉妹會社として證券會社を設立してゐたが異身同體であつた。獨逸が株式に主力をおくに反し米國銀行は主として公社債を取扱ひ、株式取扱は投資銀行家が公社債と共に行つてゐる。

我國の銀行法は銀行の主要業務として證券賣買をなす事を禁じ、附隨的業務として許す事にしてゐる。銀行と證券取引と云ふものゝ縁は非常に遠く銀行が株式關係者に證券金融の途を講ずる事も稀である。米國のコールは殆んどすべて株式金融資金として銀行から株式仲買人に貸出されてゐるものであり、倫敦に於てすら大銀行の株式取引所仲買人に對する金融はかなり盛に行はれてゐる。市中銀行のコールの中短期通知貸と云ふ分は株式仲買人に對する貸出しである。我國では二三の銀行は特に株式金融に留意してゐるが大銀行は株式金融には關係してゐない。

三、證券の引受團體 證券の發行に當つては單獨の金融機關が之を引受ける事は稀であつてシンヂケートと云ふものを作つて共同して引受けるのが普通である。

1 公社債の發行引受

イ、元引受業者 從來我國に於ては銀行のみであつたが近年信託會社及證券會社が加はる様になつた。元引受業者の團體の顔振れは略一定し、例へば國債の引受の場合には全國十八の主要銀行信託よりなる所謂國債シンヂケートが引受をなし、此の外東京市債、大阪市債、東拓社債其他の公社債の發行の引受に夫れ々のシンヂケートが設けられてゐる。原則としては發行の場合にのみ限つて協同するのであるが實際的には一つの恒久的團體と化して了つた。

昭和二年八月大阪市が公債發行に當り三井銀行に單獨に引受けさせたが、之は理論上少しも差支へないのであるが、大阪市債シンヂケートは之を憤慨し問題を惹起してゐる事實はシンヂケートの恒久性を證明するものである。

ロ、下引受業者 元引受業者の中信託會社などは最近勧誘員を派して積極的に證券の販賣に従事する様になつて自ら引受けた證券の消化に努力してゐるが、而も尙一般的には客に向つて積極的販賣をなすには不便であり、元引受銀行に至つては全く坐して客の注文を待つと云ふ外ない

實情にある。かくては引受證券の大部分は手持ちとして残る虞れがあるから、此の缺陷を補ふ制度として「下引受業者」が發達したものである。下引受業者は公社債を實際に消化するものである。下引受業として代表的なのは藤本、野村、山一、小池の四證券會社であるが、此等證券會社の勃興は比較的近年のことに屬し、舊來より我國に存在してゐる下引受業者の團體は、所謂「現物團」である。

現物團は主として株式仲買人を以て組織されてゐて、彼等は商賣上某家には幾何の遊金があるか又如何なる證券を有するかを常に調査し、華族、商人、資本家、保險會社、各種財團等應募するらしく思はれる方面にはセールスマンを派し、又はピラを配布して勧誘に努力するのである。近年舊來元引受業者として活動してゐた證券會社が銀行、信託の元引受としての進出に壓迫せられその地位を奪はるゝに及んで、此等證券會社は元引受業者としての地位より轉落して専ら下引受業者となつてゐる。彼等は組織的なる調査部を有し、科學的に證券開拓を研究し、廣告によりパンフレットにより、ピラに依り、直接郵便勧誘によりセールスマンの個別訪問により證券の販賣に努力し公社債の民衆化に少なからず貢獻するに至つた。

2 株式の發行

單なる代理發行の引受については銀行、信託、證券業者、現物團がある。請負發行の場合には一部分の證券業者及株式仲買人が加はるに過ぎない。株式の發行は多く縁故募集であつて新規の場合でも公募せられるものは極く小部分に過ぎないのが通例であり、増資の場合は大部分は舊株主の引受となる。公募せらるゝ場合はプレミアム稼ぎに一小部分が行はれるに過ぎない。

我國の株式發行は主に代理發行であつて、従つて公社債の如く元引受と云ふ事はない。然し發行株式の一部分たる公募發行のその又一部分が請負發行として「現物團」に元引受される。株式の元引受としてはかくの如く微々たるものである。

「現物團」の代表的なのは「東京現物團」及「大阪現物團」であつて、此等は明治四十三年四分利借替當時國債シンチケートと共に生れたものである。

第三節 金融機關 Financial Institution

金融機關とは金融市場、即ち資金の需要供給關係の當事者、換言すれば資金の需要供給の媒介又は資金の供給を本業となすものを謂ふ。銀行、ビルブローカー、信託會社、手形引受業者、證券業者、信用組合、無盡會社、質屋等一切之に包含される。金融機關は普通、銀行と稱するものと

銀行と稱せざるものとに分けらる。併し之は慣習上便宜上の區別で然らば銀行とは何ぞやと云ふことになるに定義が困難になつて来る。即ち英國の如く要求次第小切手に依りて拂戻さるゝ當座預金を一般から受入れるものを銀行と稱し然らざるものは銀行と稱しない明確なる區別ある處では學問上は別として少なくとも慣習上の區別は出来る。併し米國の如きに至つては銀行と信託會社の區別は殆んどない。名稱は異なるも内容は同一である。又例へば「ナショナル・コムマシヤルバンク・エンド・トラストカンパニー・オブ・アルバニー」と謂ふが如く、同一會社が銀行と信託會社兩様の名稱を付してゐるものが極めて多い。故に學問上銀行を定義してかゝるとなるとかくの如き分類は全然價值のないものとなつて来る。

資金の需要者の種類に依り商業金融機關、工業金融機關、農業金融機關、庶民金融機關に分つことも出来る。

資本主義經濟組織の上に立つ現在では有力なる金融機關はその利用を資本家階級に獨占される傾向にある。故に小階級を相手とする金融機關が自ら存在の必要を生じて來た。庶民金融機關は即ち小階級を相手とするもので貯蓄銀行、庶民銀行、信用組合などである。

又資金の用途に依りて商業金融機關と投資金融機關とに分つことが出来る。前者は短期流動資

金のみを取扱ふものであり、後者は長期固定資金の供給をなすものである。此の分類は前記の分類を更に要約したものと見られる。投資金融機関とは短期資金をも取扱ふもの故、此の區別も嚴格なものではない。投資金融機関は大體、農、工、庶民の金融機関を意味するものであるから、今日多く用ひられてゐる投資銀行と混合してはならない。

第七章 我國の金融機關

第一節 日本銀行

第一 正規業務

日本銀行の業務は日本銀行條例、同行定款其他の法令に依つて正文を以て規定せられ、規定以外の業務は行ふ能はざる事になつてゐる。

一、手形割引又は買入 之は日銀が「銀行の銀行」として行ふ所の主要業務であつて日銀の金融政策の手段をなすものである。買入なる語は外國爲替殊に利付手形の買入を意味するものである。同行の割引の目的となる手形は「政府發行の手形、爲替手形及商業手形（日銀條例第十一條）となつてゐる。政府發行の手形は現制度上實在しない。而して日本銀行はその營業報告に於て割引手形の種類を商業、銀行引受及保證品付手形の三種に別ち、その手形の割引期限はすべて三百日以上百日以内に限らる。

イ、商業手形 茲に謂ふ商業手形は無擔保商業手形を意味し、條件として資産確實なる二名以上の裏書ある事を要するも、特別の約束あるものにして大蔵大臣の許可を得たるものは一名の裏書を以て足りる事になつてゐる。此の種の商業手形が經濟上理想的のものであり、中央銀行として割引する手形の大多數を占むべきものであるが、我國は手形市場未だ充分發達せず、従つて此の種の純粹なる商業手形に乏しく日銀の割引手形の中でも僅少の部分に留まる。

ロ、銀行引受手形 我國に於て銀行引受手形と云へば歐洲大戰中即ち大正八年始めて創められた輸入手形、輸出手形、金融手形を以て發端とする。輸入手形は本邦輸入商が市中銀行より發行を受けた信用狀に基き外國の輸出商が振出した邦貨手形であつて之が爲替銀行に買取られた後、日本に於ける信用狀發行銀行の引受を得て市場に割引せられたものである。輸出手形は輸出商品仕向地の金利が内地より高利なるか、又は仕向地に於ける割引市場不備にして資金利用の便なき場合に限り使用し得るものであるが、我國の如き高利國では利用の機會少なく、従つて我國は之に代つて所謂スタンプ附手形なるものを考案した。スタンプ附手形とは爲替銀行が本邦輸出商より買入れたる輸出手形を日本銀行が一定のスタンプを捺したもので、此のスタンプに依り該手形の買取主より割引ある時は何時にても最低公定割引歩合を以て割引に應ずる事を日銀が約したものであるから、此の日銀の保證に依り市中銀行は安心して割引くことになる。金融手形とは事業會社が事業資金調達の目的で振出した手形を銀行が引受をなしたものであるが、之は一種の短期社債の如き性質を帯びるものであるから相當確實なる會社の手形で無いと日銀は割引に應じないわけである。

ハ、保證品附手形 之は日銀が割引に當り擔保を徴する手形であつて一種の擔保付手形である。保證品とは擔保品の謂に外ならない。擔保品中、商品は定款に於て當然豫定してある所のものであるが、證券擔保は必要に應じ發達して來たものである。現在日銀の割引手形の大多數を占むるものは此の保證品附手形である。保證品を構成するものは次の如し。(1) 商品 日銀の割引く商業手形は原則として二名の裏書ある事を必要とするも、若し割引依頼者が手形金額に匹敵する商品又は商品預證書を買入

したる時は、之を一人前の署名と見做して裏書は一名を以て足りる旨を定款に規定してゐる。(2) 國債 國債であればよいのでその種類は勿論問はない。而して日銀の保證品中首位にある。(3) 地方債、社債、株券 此等の保證品を俗に「見返品」と稱し市場に流通せるものより日銀が適宜詮衡し決定するもので、その品目は時々變更される。株券を保證品とする事は日銀條例第十二條に規定する「不動産及銀行又は諸會社の株券を抵當として貸金をなし」「諸工業會社の株主となり直接、間接を問はず工業に關係する事を禁止する」條項に照し違反行爲ではないかと云ふ問題が生じた。日銀が株券を見返品として手形割引を行つたのは明治二十二年米穀不作に依る不況に當り金融逼迫し非常な危機に際會した時、緊急手段として確實なる會社の株券を擔保として手形割引の途を講じたのである。明治三十年に「擔保」を「保證品」に改め今日に至つてゐるが、日銀の禁止條項との關係は合法的には説明出来ない。

二、貸 付 日銀の貸付は、(イ) 金銀貨或は地金銀を抵當とする貸金、(ロ) 公債證書、政府發行の手形其他政府の保證にかゝる各種の證券を抵當とする當座勘定貸、又は定期貸の二種である。當座勘定貸は民間銀行の當座貸越と異なる所なく、定期貸とは返還の日(十日以上三月以内)の定まれる證書貸付である。抵當物は公債以外は取扱はれないのが普通であり、當座貸は専ら手形交換尻決済資金貸出として行はれ、定期貸は實際に行はれてゐない。

日銀は右の外「外國爲替貸付金」及「政府貸上金」をなしてゐる。外國爲替貸付金は正金銀行其他の爲替銀行に對する爲替賣金の低利融通であつて爲替銀行所持の輸出入手形を信託讓渡する形式をとる。政府貸上金は法定貸上金と一時貸上金とがあり、前者は明治二十一年兌換銀行券條例改正の際保證發行額七千萬圓の中二千二百萬圓を政府紙幣銷却の目的で貸上げたものであり後者は會計法第六條に基き當該會計年度の歳入を以て償還する事を條件としての借入であつて借入の最高額は毎年議會の協賛を経て定める。

三、預 金 日銀の取扱ふ預金は二種ある。

イ、一般預金 之は所謂民間預金であつて次の三種がある。但し昭和四年以降宮内省の歳入金が一般預金中に包含されてゐる。(1) 當座預金 之は取引銀行の手形交換尻決済又は送金のための他に預金準備の目的で民間銀行の保持する預金である。無利子である。(2) 定期預金 一口二千圓以上、期間六ヶ月以上一年以内、利率は重役會の決議し監事會の承認したものであるが極めて低率なる故その預入は稀である。(3) 振出手形預金 一口百圓以上の資金の受入に對して一覽拂の預金證書を交附するが無利子なので利用は極めて稀である。

ロ、政府預金 會計法第五條の規定により政府國庫金出納事務を日銀をして取扱はしむことになつてゐる。之が政府預金であるが次の三種に分れる。(1) 當座預金 國庫事務取扱店たる日銀本支店及代理店に於て受入れたる歳入金、預金部預金其他の國庫金はすべて當座預金に繰入れられる。政府は之を引出すには小切手を以てする。無利子を原則とするも、殘額が一定額以上に上れば低利を附することになつてゐる。(2) 別口預金 之は大藏大臣の定めた種別に屬する現金、例へば補助貸、外國貨幣、金銀地金、法令の規定により代用納付を許された證券類を受入れたる場合の資金であつて實質は預金でなくして一種の保管寄託である。(3) 指定預金 之は大藏大臣が運用の方法及條件を指定した預金である。

四、地金銀の賣買 日銀は正貨準備充實のため地金銀の買入を行ふ。地金買入は國內産金の買入と爲替銀行其他の輸入した金塊及外國金貨の買入とである。前者の場合産金業者に無利息又は低利資金を融通し又は前拂をなす等の産金獎勵をなしてゐる。五、國債の賣買 日銀が國債の應募又は買入若くは賣却をなすは、一面國家の財政計畫遂行を助成するにあるが、他面所謂一般市場政策(オープン・マーケット・オペレーション)に依り市場資金の調節を行ふ金融政策上重要な役割を演出するわけである。

六、保護預り 之は公衆のため有價證券、金銀貨幣、舊貨幣、貴金屬、其他貴重品の保護預りを行ふものである。

七、手形取立 取引先の依頼ある時は本支店出張所又は爲替約定所在地拂の手形及小切手類の取立を取扱ふ。本支店所在地

携手形に對しては無手数料である。現在日銀に手形取立を依頼するものは事實上無い。

八、爲替 日銀は爲替業務の一として内國送金爲替を取扱ふ。

九、政府委託事務

イ、國庫金出納事務及政府預金事務 大正十一年改正會計法の實施される前は金庫制度の下に日銀は自己資金とは全く獨立せる金庫に屬する現金の出納保管事務を行ふに過ぎなかつたが、改正會計法實施後は預金制度となり從來の獨立せる金庫は廢せられ國庫金の收支は日銀預金の受拂として整理さるゝ事となつた。國庫金出納事務は歳入金歳出金預託、預金部預金其他の國庫金に分類し歳入金歳出金については年度會計款項等の整理をなす事を要する。

ロ、政府有價證券事務及供託事務 政府が法令の規定により所有し又は保管する所の所謂政府有價證券は原則として日銀に於て之が取扱及保管をなしてゐる。政府所有の有價證券は原則として日銀に於て之が取扱及保管をなしてゐる。政府所有の有價證券は預金部、國債整理基金、保管積立金其他の特別會計に於て資金運用利殖の目的で購入所有したもので、此等を日銀に寄託する手續は「政府所有有價證券取扱規程」に規定されてゐる。政府保管の有價證券は政府保管有價證券と供託有價證券に大別されるがすべては日銀に寄託される。供託局所在地以外に於ては司法大臣の命により日銀が供託局に代り供託事務を行つてゐる。

ハ、國債事務 明治三十九年の國債に關する法律に基き國債はすべて日銀に於てその事務を取扱ふ事になつた。

ニ、金地金を有する者は何時にても造幣局に提出して鑄造金貨の交付を受ける事が出来る。日銀（大阪支店）は右正貨の拂渡事務を取扱ふ。即ち造幣局より右正貨の拂渡を受け期日に至り豫て造幣局が鑄造依頼者に交付した貨幣拂渡證書の持參人之が拂渡をする。

ホ、日銀は政府委託事務として小額紙幣引換事務、損券引換事務、流通不便貨幣引換事務等の通貨事務及震災手形善後處理法による貸付及その回收事務等を行ふ。

第二 非常時特殊業務

我國の財界が緊急に瀕する場合、日銀は財界安定のために制定せらるゝ特別法令に基き、その豊富なる資金融通力を以て非常貸出を行ひ、以て我が經濟の破壊を防止する任務を有してゐる。最近に於ては大正十二年の震災及昭和二年恐慌に際してとつた活動など著しい例である。

第三 禁止業務

日銀條例により同行が積極的に關與し得ずとして禁止されてゐる業務は左の四項である。

- 一、不動産及銀行又は諸會社の株券を抵當とする貸金。
- 二、日銀の株券に對して貸金をなし又は此の株券の買戻をなすこと。
- 三、諸工業會社の株主たるは勿論直接間接を問はず工業に關係すること。
- 四、本支店出張所を開設するため必要なるもの以外一切他の不動産の所有主たること。

右の禁止條項中株券の擔保貸付は銀行見返品制度に依り事實上放棄されてゐる。又日銀がその貸付の辨濟、手形支拂等を不安全と思惟し又は現に滞貸或は不渡となりたる時は債務者所有の家屋土地其他の財産を銀行に引取る事が出来る。但し此の場合一ケ年以内に賣拂ふ事を要するが、大藏大臣の許可を受くるものは此の限りでない。

第二節 普通銀行

普通銀行即ち我が國商業銀行に關する規定は銀行法に定めてある。即ち銀行法第一條第一項は銀行の意義に就て左の如く規定して居る。

左ニ掲グル業務ヲ營ム者ハ之ヲ銀行トス

一、預金ノ受入ト金錢ノ貸付又ハ手形ノ割引トヲ併セ爲スコト

二、爲替取引ヲ爲スコト

斯くの如く銀行法が規定した所以は茲に所謂銀行の意義として規定したものでなく、寧ろ銀行として監督すべき者の範囲を定めたものと解すべきである。即ち此條文は一讀して直に知り得る如く、決して抽象的文字を使用せず、極めて具體的に規定してある。此れ實際上銀行法を適用するに當つて混惑を來さしめない理由に基くのである。

斯くの如く銀行法は専ら行政的意義を有するものであるけれども、銀行法は現在の銀行を監督するものなる以上は、先づ經濟上の銀行を其監督の對象とせねばならない。而るに經濟上の銀行の本質は受信業務と與信業務とを併せ爲す者と看するが實際上及學說上の通説である。即ち銀行は自ら需要者となつて資金を集中し、之を自己の名に於て他に供給するものであつて、決して需要者と供給者の間に立つて直接資金の供給を媒介するものではない。今其關係を條文に就て説明すれば、第一の預金の受入は受信業務で、金錢の貸付又は手形の割引は與信業務である。策二の爲替取引（茲に所謂爲替とは内國爲替及外國爲替を謂ふ）に於て手形の賣出が受信業務で手形の買入は與信業務に屬するのである。

唯だ茲に於て注意すべき事は受信業務と與信業務の牽連關係である。即ち兩者を併せ爲さなくては假令其一方を専門に營む者であつても未だ銀行と稱する事は出来ない。故に條文の中にも「預金ノ受入ト金錢ノ貸付又ハ手形ノ割引トヲ併セ爲スコト」と規定せる所以である。

次に以上の如く受信業務と與信業務を併せ爲す者が銀行であるが、單に受信行爲と與信行爲を併せ爲しただけでは銀行と稱する事は出来ない。必ず右の兩行爲を營業として爲さなくてはならぬ。即ち營利の目的で兩行爲を反覆連續しなくてはならない。乍併受信業務と與信業務が取引の量に於て均等する必要のものでもなく、與信業務が受信業務を超過する場合であつても銀行に

非ずと謂ふ事は出来ない。

第三節 貯蓄銀行

第一 義

我國で貯蓄銀行と稱するものは左の業務を營むものに限られてゐる。

イ、複利の方法により預金を受入れること、

ロ、一回十圓未満の金額を預金として受入るゝこと、

ハ、豫め拂戻の期限を定め、定期に又一定の期間内に於て數回に預金を受入るゝこと、

ニ、期限を定めて一定金額の給付を爲すことを約し定期に又は一定の期間内に於て數回に金錢を受入るゝこと、

イ及ロは普通貯金、ハは据置貯金、ニは定期積金と稱せらるゝもので（細則二條）此等の業務の何れか一をなせば貯蓄銀行であつて、従つて貯蓄銀行にあらざるものは右の業務の何れをも行ふことは出来ないのである。普通銀行が受信與信兩方面の業務を要件とされてゐるのに、貯蓄銀行たるの要件が單に受信業務にのみ限り、與信業務を要件としてゐない點が特色である。故に貯蓄銀行に認められてゐる貸付業務は貯蓄の要件ではなくして、全然任意的業務である。故に貸付業務を全然行はなくとも、貯蓄銀行たるには何等差支へない。貯蓄銀行にあらざれば普通貯金、据置貯金及定期積金を業務として營むことは出来ない。然し貯蓄銀行以外の銀行が預金取引を有する者より其の著との取引の結果生じたる十圓未満の金額を其の預金に受入れ、又は小切手に依り支拂をなすべき預金取引を有する者より十圓未満の金額をその預金に受入るゝ場合はその預金の性質が零細なる貯蓄預金の性質を有せざる故に差支へない事になつてゐる。現行の貯蓄銀行法制定後は普通銀行は一切貯蓄預金の兼營を禁止されたのである。

貯蓄銀行たるためには前記の各種受信行為を業務として営まねばならぬ。故に營業でなくして慈善團體其他の公益團體が勤儉獎勵の目的で前記各種預金を受入れても其が業務とならざる限り、貯蓄銀行と稱することは出来ない。従つて此等團體が右の諸預金を受入れるに免許を必要としない。

第二組 織

貯蓄銀行は資本金五十萬圓以上の株式會社でなければ之を営むことは出来ない。而して貯蓄銀行はその商號の中に貯蓄銀行たることを示すべき文字を用ひねばならぬ。而して貯蓄銀行に非ざるものはその商號中に貯蓄銀行たる事を示す文字を用ふることが出来ない。併し貯蓄銀行法施行前に貯蓄銀行又は貯蓄銀行なる文字を用ふるものに限り引續き之を用ふることが許されてゐる。

第三業 勢

一、固有業務

イ、普通貯蓄 之は複利の方法による預金及一回の受入額十圓未満の預金を指稱した預金である。複利の方法に依る預金は一定の利子計算期を経過し、尙引續き預入れを繼續する場合、右計算期までに生じたる利子を當然元金に組み入れ、爾後は右元利合計額を新に元金として之に對して利子の計算をすることを豫め約して預入る、預金を云ふのである。普通銀行も利子を元金へ加へる事を行ふも、その場合は預金者の依頼に依つて行ふに反し、貯蓄銀行は一定の期限が到来したら當然利子を元金に加へるのである。十圓未満の預金は最低額を示さない故に一圓以上なれば差支へない。十圓未満の預金の利子は單利である。

ロ、据置貯金 之は豫め拂戻の期限と預金受入の回数とその時期の一定せる預金である。例へば三年後に拂戻を受くる約束で毎月一日に預金をする契約などである。預金の受入が數回に亘る點で定期預金と異なり、拂戻金額が一定せざる點に於て定期預金と異なる。毎回の預金は必ずしも一定する必要はない。拂戻の期限は最長五ヶ年と定められてゐる。此れ拂戻期限を餘り長

くする時は途中預金者及銀行に事情の變化を來し弊害の生ずる恐れあるが爲めであつて、従つて普通は三年位である。

ハ、定期預金 之は銀行が支拂ふべき給付金の額とその支拂時期が一定し、又之に對して給付金を受くべき者が拂込むべき金額の回数と時期が一定せるものを謂ふ。例へば二年後に千圓の給付金を受くるに對し毎月三十九圓六十錢積金の拂込をなすが如きである。俗に月掛預金と稱せられてゐるものである。期限は最長五ヶ年である。据置貯金が期限に至り支拂はるゝものが元利金合計額であるに反し、定期預金が期限に至りて支拂はるゝ一定の給付金は元利觀念を離れたものである。此れ定期預金が法律上預金たる性質を有せざる別個の無名契約であり、従つて法律の適用に於て大いに異なるわけである、併し貯蓄銀行法は銀行法第十五條又は第二十六條の規定準用に當つては此の給付金を以て預金と看做す。

二、附隨的業務

イ、定期預り金 普通、据置及定期積金等に依り相當額つた金額を蓄積した場合に之を定期預金に振替へる便を與ふる上から貯蓄銀行にも普通銀行同様、該預金を營む事が認められてゐる。該預金は所得税及資本利子税の免除がない。

ロ、保護預り

ハ、債權の取立 併し貯蓄銀行は爲替業務をなし得ざる故に他所拂手形の取立は普通銀行に依頼しなければならぬから本業務の活動範圍は自ら極限されてゐる。

ニ、公共團體又は産業組合の金繰出納事務の取扱

ホ、公共團體又は産業組合よりの要求拂預り金

ヘ、國債地方債又は特別の法令に依り設立しする法人の債券の割賦販賣

ト、國債其他前記に掲ぐる有價證券の募集又はその元利金支拂の取扱

三、貯蓄銀行は右に述べた本法規定以外の業務を營むことが出来ない。普通銀行の行ふ貸付は貯蓄銀行法に於ては業務として

認められてゐないが、併し資金運用の方法として第十一條に於て各種貸付が認められてゐる。

第四 經 營

貯蓄銀行は中小階級の零細なる資金を保管するものなれば、國家は法律を以て其の經營を拘束し、供託義務、資金の運用及定款の変更等に對して特別の規定を設けてゐる。

一、供託義務 貯蓄銀行は其受入る、各種預金及定期積金の三分の一以上の金額に相當する國債を供託しなければならぬ。貯蓄銀行に供託義務を課したのは預金者の優先權の行使を確保する目的に出たるもので預金に對する最終の擔保となるものである。供託の性質は一種の保證供託である。

イ、供託額 供託額は毎半年末日に於ける普通貯金、据置貯金、定期積金者よりの受入金、定期預金、公共團體及産業組合よりの預金並に割賦販賣に依り有價證券の給付を受くべき者の債權の合計額の三分の一以上に相當する金額である。故に一期間の中途に於ける預金の増減あるも供託額を増加又は一部の下戻を受くる事は出来ない。

ロ、供託物件 供託すべきものは原則として國債である。併し供託金額中受入金額の五分の一を超過する額については地方債主務大臣の認可を受けたる社債及株式を以て國債に代ふることが出来る。供託は本店所在地に於てなさればならぬ。

供託物たる國債及有價證券の供託価格は毎半年末日の時價を超過する事を得ない。故に半期内の中途に於て此等供託證券の時價に變動あるとも半年末にあらざればその超過部分の取戻を申請する事は出来ない。又貯蓄銀行は主務大臣の定むる所により大藏省預金部への預け金を以て供託に代ふる事が出来る。

ハ、供託物に對する貯金者の優先權 貯蓄銀行の預金者及定期積金契約者及び割賦販賣による有價證券の給付を受くべき債權者はその預金、給付金及有價證券の給付を受くべき債權に關しては供託したる國債及有價證券並に供託に代へたる大藏省預金部への預金につき他の債權者に先ちて辨済を受くる權利を有してゐる。此の預金者の權利は民法の先取特權と解し得べく、從つ

てその效力及權利實行の方法は先取特權に關する規定に従ふものと解し得る。優先辨済を受くる範圍は預金額、給付金額又は給付を受くべき有價證券の時價を限度とする。但し給付金又は有價證券の給付を受くべき債權にして給付金又は有價證券の給付期限到來せざるものに付ては既に拂込みたる金額を限度とするのである。

二、資金の運用 貯蓄銀行は貯金の安全確實なる保管を使命とするものであるからその資金運用は極めて消極的たるべきものであり法律はその運用の方法を左の如く制限してゐる。

イ、國債、地方債、社債又は株式の應募引受又は買入

ロ、貸 付 貯蓄銀行の行ふ貸付は次の七種に限られてゐる。而して原則として一人に對する貸付金額は拂込資本金及準備金の十分の一を限度としてゐるが、例外に對しては各場合につき夫れ々々制限が設けられてゐる。

(1) 國債、地方債、社債及株式を賣とする貸付 社債及株式については大藏大臣の認可を受けねばならぬし、又擔保として受入る、一會社の株式の種類は、イに於て述べし如き制限が設けられてゐる。

(2) 不動産を抵當とする貸付 此の貸付は拂込資本金及積立金の總額を限度としてゐる。

(3) 預金者に對しその預金額を限度とする貸付 之は据置貯金、定期預金等拂戻の期限の一定せる預金をなしてゐる者に對し期限前に、中途解約に依る不利益を受けずして資金融通をなす便法である。貸付に際し預金に對し擔保權を設定すれば貸付金の返還なき時は擔保權の實行によりて預金債權は貸付元利息の限度に於て混同に依りて消滅し、預金に對し擔保權を設定せざる場合は貸付に際し、何時にても預金債權と相殺し得る旨の特約をなしおるを普通とし、右の相殺權は假令預金の讓渡あるも、之を以て讓受人に對抗することを得るが故に銀行は安全である。

(4) 定期積金者に對する給付金額を限度とする貸付 之は定期積金者に對しその既に拂込みたる定期積金額を超過して給付金額を限度として貸付をなし得る點に特徴を有してゐる。故に定期積金者にして一定の月數だけ掛け金をなしたる時は給付金額

を貸付けると云ふのが普通である。而して積金額を超過する額については確實なる物的擔保又は保證あることを要する。不動貯金銀行のニコノ貸金なるものは此の種の貸付に外ならない。貯蓄銀行の貸付はすべて擔保付に限られ、保證を以てする貸付は此の種の貸付と次に述べる(7)の貸付に限られてゐる。銀行は無條件に此の種の貸付に應ずるは危険であるから、定期積金及保證人につき充分なる信用調査を行ふは勿論である。而して銀行は定期積金の約款中にその條件を明記し、此等の條件は豫め事業方法等に記載して大蔵大臣の承認を受ける必要がある。

(5) 證券の割賦販賣の規定に依る有價證券の給付を受くべき債權者に對し既に拂込みたる賦換金を限度とする貸付 之は昭和六年の貯蓄銀行法改正に依り認められたる證券の割賦販賣業務に伴ふ貸付方法である。

(6) 道府縣市町村に對する一年内の貸付 之も昭和六年の改正に依りて新しく定められた貸付であつて、その限度は銀行の拂込資本金及準備金の總額である。

(7) 割賦償還の方法に依る二年間の貸付 之も昭和六年の改正に依りて新しく定められた貸付であつて、貸付金は一人に付千圓以下とし且確實なる二人以上の保證人あることを要することになつてゐる。

ハ、銀行若は大藏省預金部への預け金又は郵便貯金 貯蓄銀行が一銀行に對する預金はその銀行の引受けたる手形の買入高と通じて、毎半年末現在に於ける貯蓄銀行の受入れし諸預金及債券割賦販賣の規定に依り受入れたる金額の十分の一を限度とし且該銀行の拂込資本金及準備金の四分の一を超ゆることが出来ない。但し預け金及手形買入高の總額中國債、地方債、大蔵大臣の認可を受けたる社債及株券を以て擔保せられたる額は除く。

ニ、主務大臣の定むる所に依り信託會社へなす金銭又は有價證券の信託 此の場合貯蓄銀行は次の方法で信託會社と契約しなければならぬ。(1) 該貯蓄銀行が元本及利息の受益をなすこと、(2) 契約期間を金銭信託にありては二年、其他にありては一年内となすこと、(3) 金銭信託に付ては元本に損失を來したる場合に於てはその損失額の金額に對し補填せしむる契約をなすこと。

と。(4) 金銭信託以外の信託に付ては信託財産の運用は貯蓄銀行について規定されてゐる資金運用方法に限ること。

貯蓄銀行は金銭又は有價證券の信託をなすことに依りて所有、又は貸付及預金の擔保として受入れる一會社の株式に對する限度、諸貸付に對する貸付限度及び一銀行に對する預金及その銀行の引受けたる手形の買入高の總額に對する限度を免るることは出来ない。

ホ、銀行又は信託會社の引受ある手形の買入 一銀行の引受手形に付ての買入額の限度は、ハについて述べた通りであるが一信託會社に對する信託財産及其の信託會社の引受手形の買入高の總額について、ハの制限を準用されることになつてゐる。

第四節 大藏省預金部

第一 預金部の資金

預金部の貸方勘定を構成するものは預金規則に定めし三者の外にその後諸種の法令に依つて新しく定められてゐる。此等を左に掲げやう。

- 一、郵便貯金
- 二、官廳の成規に従ひたる積立金
- 三、社寺教會、會社、其他人民の共有に係る積立金にしてその請願に依るもの
- 四、保管金(大正十一年勅令第一號會計規則第二百一十一條)
- 五、供託金(明治二十三年供託規則及明治三十二年供託法、大正十一年供託法が改正され供託金は供託局に保管せらるゝが實際は供託局預金として預金部に預入れられる)

- 六、罹災救助基金（明治三十二年罹災救助基金法、明治三十六年臺灣罹災救助基金、前施行細則）
- 七、官國幣社保存費（明治三十年三月勅令第五十四號）
- 八、貯蓄債券並に復興貯蓄債券の募集金（明治三十七年貯蓄債券法第七條、大正十三年七月復興貯蓄債券法第七條）
- 九、戦役に關し下賜せられたる公債證書現金（明治三十九年勅令第二百一十一條）
- 一〇、日本勸業銀行農工銀行の預り金並に産業組合中央金庫の業務上の餘裕金（日本勸業銀行法三二ノ一ノ一、農工銀行法二
三ノ一ノ一、産業組合中央金庫法一五）
- 一一、各種特別會計の基金、積立金業務上餘裕金
而して預金部の預入金の大部分は郵便貯金である。

第二 預金部資金の運用

イ、預金部改造前

預金部の資金は運用目的別に分類すれば左の通り分つことが出来る。

- 一、政府資金 之は國債證券投資及一般會計及特別會計に對する貸付に分たる。國債證券投資は各種内外公債の買入である。
- 二、地方資金 地方資金として運用せらるるもの、内譯は普通低利資金、災害復舊費、社會事業資金等である。地方資金は決して世人の解する如く農村に對する融通ではない。
- 三、事業資金 事業資金は内地の事業資金と海外の事業資金に分ち、内地事業資金は主として興銀、勸銀を通じての事業整理資金であり、臺銀、鮮銀の整理資金であつて、その回收困難なる救済資金である點が世人の疑惑の的となつたものである。海外事業資金は主として滿蒙を包括したる支那投資である。多くは興銀、正金、鮮銀、東拓等を通じてゐるが回收不確實な點が矢張り世人の注目の的となつてゐる。

四、預 金

預金は在外預金と内地預金に分たる。在外預金は英米貨の在外指定預金と英國債券投資の二種よりなる。在外預金は政府の在外正貨に當るが、之は金解禁の對策として外貨公債に投資することによつて日銀及正金に肩代りすることと決定してゐる。内地預金は日銀への當座預金であり、大部分は二朱の利子が附いてゐる。

五、其他資金 之は郵便貯金者等のため賣買する有價證券、支那債券、東京市債であり、大部分は支那債券であるが、之は關稅、鹽稅等が擔保となつてゐるものである。

ロ、改造後現行運用方法

預金部の資金運用は右の諸資金にして前四者が殆んど等分して使用し國民の零細なる資金の運用としての回收確實、社會政策的方面の利用、農村のための運用が全然等閑に附せられてゐた。

大正十四年の預金部法制が設けられて資金運用の方針が左の如く更新された。

- 一、國債又は地方債の應募引受又は買入
- 二、一般會計又は特別會計に對する貸付
- 三、特別の法令に依り設立せられたる會社の發行にかゝる社債又は産業債券の應募引受又は買入
- 四、特別の法令に依り設立せられたる銀行にして社債を發行せざるものに對する貸付
- 五、外國政府の發行に係る國債の應募又は買入
- 六、日本銀行に對する在外指定預金

即ち新規定に依つても従来の運用法と異なるのは地方公共團體に對する貸付、社債を發行する特別會計又は銀行に對する貸付及び日銀に對する在外指定預金を除外することになつた點である。併し地方公共團體に對する貸付は地方債の應募引受でその目的を達し、社債を發行する特殊會計又は銀行に對する貸付は此等の特殊會計又は銀行に係る社債の應募引受の形式でその目的を

達し得る。

かくて預金部資金運用規定の新設の結果は貸付は一般會計及特別會計と社債を發行せざる特殊銀行に對する貸付の二種となつたのみで、他の貸付は債券應募引受と云ふ形式に變つたに過ぎぬ。故に特銀に對する從來の貸付は現在の規程でも認められ、在り内指定預金の形で鮮銀、臺銀に對して融通されてあるものは新たに貸付金に借換整理せられるだけの事である。

かくの如く運用の目的に於ては從來と異なる所は殆んどないが、運用取扱に關して資金運用委員會が設けられた事であり、預金部改造の眼目も事實此れが設置にあつたのである。

第三 資金運用委員會

從來預金部が所謂伏魔殿視せられてゐたのは資金運用が大藏大臣の獨斷專行に係つてゐたからである。故に預金部資金運用を獨斷專行から免れしむるため資金運用委員會が新しく設けられることになつた。併し資金運用委員會は決議機關ではなくして諮問機關に過ぎないものである。

第二編 預金 實務

第一章 預金の意義

銀行に預金せんとする者は自己の手許に差當り使用の途の無い現金が有つて、之を銀行に預金して其安全を計ると共に利息を得んが爲である。即ち經濟上より見たる預金とは預金者が金錢の保管を主たる目的とし、併せて利息を得る爲に豫め利率其他の條件を協定して銀行に預ける金錢である。吾國の普通銀行は英國の五大銀行と同じく預金を主たる資源として手形の割引其他の商業金融を営むが故に、預金銀行又は商業銀行と云はれる。

銀行預金は法律上より見るときは保管と利殖を目的とする債權契約の一種であることは明であるが、其法律上の性質は消費寄託であるか、消費貸借であるか、又は消費寄託と消費貸借の混合契約であるか不明瞭の様であるが、預金者の意思は保管が主たる目的である處から考へると、通説の消費寄託であると云ふが穩當である。消費寄託は當事者の一方たる受託者が相手方たる寄託者の爲に保管の目的を以て金錢其他の代替物を受取り、之と種類品等及數量の同じきものを返還

することを約する契約である。従て預金契約は金銭の受渡があつて始めて成立する要物契約である。金銭の受渡が無い場合は誤つて預金證書を渡しても當然無効なることは云ふ迄もない。

銀行に預金するのは差當り使用の途なき現金を預けるものであるが、差當り用途のない事によりて異り、或は比較的長期間に亘ることがあり、又只一時的に止ることもある。又商工業者が自ら現金の出納を爲すことの危険と繁雜を避ける爲に商業資金を銀行に預けて自己に代りて出納の任に當らしめることもある。小切手を使用する當座預金は之である。即ち預金には貯蓄の目的を以てする特別當座預金があり、或は一定金額を一定期間眞に保管と利殖の目的を以てする定期預金の如きものがあり又單に支拂の目的を以てする當座預金の如きものがある。斯の如く銀行が一般公衆から預金を受入るゝにも預金者の事情の異なるに従つて其性質を異にする種々の預金がある。元來預金の分類方法はアレンシヤンド氏の簿記學に其源を發するものであるが、大正七年十二月東京手形交換所加盟銀行は甲乙二種の預金協定を作つて預金利率並に其取扱方法を協定して以來、各地の組合銀行も之に倣ひ、其地方の事情を參酌して各預金協定を作つた。其結果銀行預金の種類も性質も統一せらるゝに至つた。而して現在我國の銀行が一般に取扱ふ所の預金の種類は大體次の如きものである。

- 一、定期預金
- 二、當座預金
- 三、通知預金
- 四、特別當座預金
- 五、預金手形
- 六、別段預金

第二章 定期預金實務

第一節 定期預金の性質

一、定期預金の經濟上の性質

定期預金は預金者が一定の金額を一定の期間之れを引出さざる事を約して預け入れる預金である。銀行は之に對して一定利率の利息を附けることを約束し、定期預金證書を發行して預金者に渡すものであつて、其期間満了の後に其證書と引換に元利金を支拂ふのである。定期預金は各地方の組合銀行の協定によつて一口百圓以上の金額でなければ取扱はぬ。例外として少數の地方では一口五十圓以上の金額を取扱ふ所もある。期間は原則として六ヶ月又は一ケ年である。例外として地方の小都市では三ヶ月の定期預金を認めて居るが、六大都市及大多數の地方では六ヶ月制度を採用して居る。利率は各地方によつて多少異り、又甲乙二種の預金協定によつて異なるが六ヶ月でも一年でも同じ利率である。

定期預金は我國特有の預金であるが、各種預金總額の約半額は定期預金であるから、我國銀行に於ては總ての預金の内で最も重要な地位を占むるものである。

二、期限前の解約

定期預金の期限前の解約即ち引出を禁止することは定期預金證書の裏面の條項として昔からあつたものであるが、實際上の取扱としては利率の特約を抛棄して解約を請求する者には銀行は之に應じて期限前に支拂つたものであつた。然るに昭和二年四月の金融恐慌以來全國銀行一般に預金協定規約の明文を以て此慣例を中止し、禁止條項を嚴重に勵行する様に變更して定期預金は期限前には支拂はぬことになつて居る。

三、定期預金の法律上の性質

定期預金は指名債権の一種であるから讓渡禁止の特約が無かつたならば、指名債権の原則に従つて之を讓渡することが出来る。然し銀行は預金者保護と危険防止の爲に讓渡禁止の條項を證書の裏面に挿入して、定期預金證書の讓渡を禁止するのが普通である。

四、定期預金と貸金との相殺

銀行が定期預金者に對して定期預金證書を質權の設定手續をなさず、之とは全然別箇の貸金を

爲したる場合に辨濟期に銀行或は預金者の一方から其相殺を爲すことが出来るかと云ふ問題がある。

相殺とは債務者が其債権者に對して自ら又同種の債権を有する場合に於て其双方が共に辨濟期に在る時、其債權と債務とを對當額に付て相共に消滅せしめんとする意思表示である。我民法では單獨行爲の一つである。従つて相殺をなす事を約する所謂相殺契約は民法上の所謂相殺とは全く別個のものである。債權對立といふ事實によつて相殺權といふ權利を生じ、此權利を行使する當事者の一方的意思表示によりて債權消滅といふ効果を生ずるものである。

相殺權の發生には次の五の要件を具備する事を要する

- イ、債權の對立する事。
- ロ、双方の債權が同種の目的を有する事。異種の目的を有する債權は其客觀的價值が同一でも相殺は許されぬ。
- ハ、双方の債權が辨濟期に在る事。
- ニ、債務の性質が相殺を許すものなる事。
- ホ、相殺の禁止なき事。

以上の五要件を具備せる状態を相殺適状といふ。相殺は相殺適状を生じたる場合に於てのみ出来るのである。而して其場合には當事者の何れよりも相殺を主張し得るものである。定期預金者が其銀行より借入金をなしたる場合は、其定期預金債権と借入金たる債務とは嚴密なる意味に於て同種の目的を有する金銭債権の相對立せる状態である。而して債務の性質上相殺を許すものなるのみならず、特に銀行と預金者とが相殺禁止の契約を爲さざる限り相殺禁止の規定は無い。従つて定期預金及貸金双方の辨濟期が到來せる場合には、相殺の五要件を具備するが故に相殺適状は成立する。此場合には定期預金者又は銀行の何れよりも相殺をなし得るものである。

相殺の要件たる債権の對立に關して民法に一つの例外がある。即ち時効によりて消滅したる債権が其の消滅以前に相殺に適したる場合に於ては、其の債権者は相殺をなす事を得るものである。(民法五〇八條) 蓋し雙方の債権が相殺に適する場合には各當事者は何時にても相殺をなして債権を消滅せしむる事を得るが故に、既に債権は消滅したものと考へて債権の行使を忘れる事が尠くないからであらう。従つて貸金或は定期預金の何れか一方が時効にかゝつて消滅した場合と雖、消滅以前に相殺に適したる場合には銀行又は預金者の何れよりも相殺をなし得るものである。

相殺の要件たる辨濟期の到來を要する事に關しても亦一つの例外がある。相對立せる二つの債

權の中、自働債権は必ず辨濟期に在る事を要するが、之に反し受働債権は必しも常に辨濟期に在る事を要せざるものである。蓋し期限は債務者の利益の爲に存する事を常とし且期限の利益は之を拋棄する事を得るからである。乍然定期預金と貸金との相殺の場合には此例外は關係が無い。何となれば定期預金に就ても銀行の貸金に就ても期限の利益は債務者の爲に存するのみならず、其に附隨する利息債権に就ては期限の利益は却つて債権者が之を有するものである。従つて相殺適状の成立には定期預金及銀行の貸金共に辨濟期の到來する事を必要とする。

相殺の方法は相手方に對する意思表示によりて之を爲す。(民法五〇六條) 従つて其方法及效力發生時期等に就ては意思表示に關する通則に従ふ。但し其意思表示には條件又は期限を附する事を得ない。(同條但書) 蓋し條件附又は期限附相殺は一方的意思表示によりて不確定なる效力に相手方を拘束するのみならず、相手方の相殺權を害するものにして著しく相手方の利益を害するが故である。

相殺の結果雙方の債権は其對當額に付て相共に消滅する。(民法五〇五條) 而して其效力は相殺適状を生じたる時に遡りて債権消滅の效果を生ずる。(民法五〇六條二項) 従つて其以後の利息、履行遲滯に因る損害賠償及び受領遲滯の效果は之に因りて消滅する。

最後に休業銀行に對する預金と借入金との相殺の場合を考ふるに、此場合は其相殺適狀が何時成立するに至りたるかに因りて其效力を決すべきものである。即ち相殺適狀が其銀行の休業前に成立する場合には有効である。従つて相殺をなし得るものは休業前から其銀行の定期預金者であつて同時に其銀行から借入金のあるものに限られる。反之休業後其銀行に對する他人の預金債權讓受による相殺は無効である。蓋し休業後に於る其銀行の定期預金は價格が低落するのが普通であつて、休業銀行より借入金のあるものが其銀行に對する定期預金を低落せる價格を以て讓渡を受け、以て預金證書額面金額と對當額に於て自己の債務を相殺する時は、休業銀行の資産内容を益々惡化し他の預金者に迷惑を及すが故である。此に關しては、昭和三年某銀行の休業後に起りたる問題についての名古屋地方裁判所の判例も同趣旨である。(名古屋地方裁判所昭和二年(ワ)第六百十二號)

五、定期預金の讓渡質入禁止

定期預金は原則として讓渡をなし得るものなるが故に、讓渡を禁止せざる場合には質權の目的物となし得る事はいふ迄もない。今日の銀行は預金者保護の目的を以て定期預金の讓渡及質入を禁止するものが多い。然乍之を絶対に禁ずる事は必ずしも預金者の利益ではない。何となれば定

期預金は期間内は預金者に於て如何なる必要を生ずるも絶対に之を引出す事は出来ない事になつて居る。之を救済する方法は其定期預金を擔保として一時銀行より借入れる外に道がない。然る時は預金者に於て萬一必要を生じたる時は、之を見返として借入るを得るが故に必ず六ヶ月或ひは一ヶ年間資金を利用し得ざる状態に縛られるといふ心配なく安心して定期預金をなす事が出来る。故に定期預金の讓渡質入を禁ずる場合には「他へ讓渡又は質入をなす事を得ず」と云ふ文句を證書裏面の條項に挿入して自行に對する讓渡質入は之を認めるが普通である。

讓渡質入禁止の特約は善意の第三者に對抗し得ざるのみならず、定期預金の期限が貸金の期限より先に到來する場合には、相殺をなし得ざる以前に預金を引出さるゝ虞がある。又預金者が破産の宣告を受けたる場合には、破産手續に據らずして直ちに相殺をなし得るが(破産法第九八條及第百四條)破産の宣告前又は破産に至らずして他の債權者より差押を受け轉付命令を受けたる場合には、其定期預金を他へ轉付しなければならぬ危険がある。(民訴第五九四條第五九八條第六百條參照)故に自行の定期預金を見返として貸金をなす場合と雖、正當なる質權設定手續をなす事により、始めて善意の第三者にも對抗する事が出来、轉付命令も之を受くる危険なく完全に自行の債權を擔保し得るものである。従て煩雜ではあつても、自行の定期預金に對しても質權を設定する方が相殺

によるよりも安全であると云ふべきである。

第二節 定期預金の受入及支拂

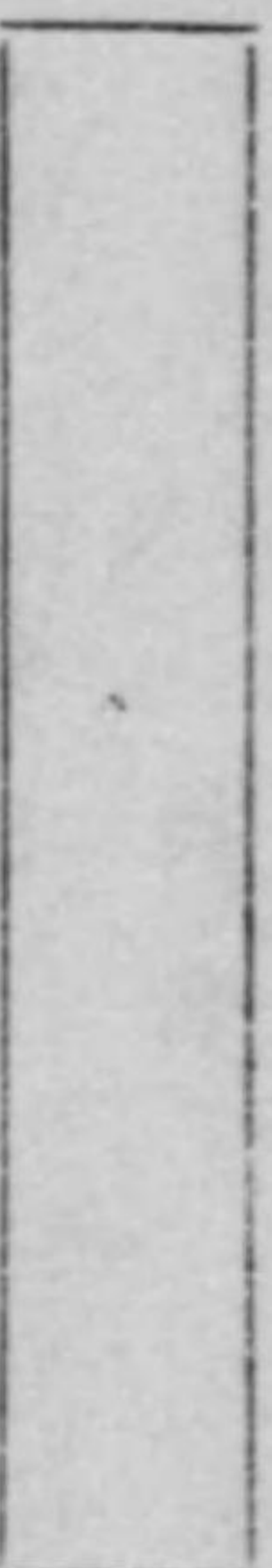
第一 定期預金の受入

一、受入手續

定期預金の申込がありたる時は左記の順序によりて證書を發行するのである。

- イ、預金者から金額及期間を聴取り備付の印鑑用紙に住所姓名を記入の上、預金者の印鑑を押捺して受取る。
- ロ、次に定期預金勘定なる入金傳票を作成して其と共に現金を出納係に拂込ましむる。出納係は金錢を計算して傳票に對照し、相違なき時は收納済の印を押捺し預金係に廻付する。
- ハ、預金係は豫め受取りたる印鑑届に基き定期預金證書を作成して入金傳票の廻付を待つ。出納係より入金傳票の廻付されるを待ちて證書を作成しては甚しく迅速を缺く事となる。
- ニ、定期預金證書の金額姓名期間其他要項を後述の帳簿に記入の上入金傳票を添へて係長に提出する。係長は傳票と證書を照合の上相違なきを確めた上、支配人の署名捺印を求めて顧客に渡す。傳票と證書の照合には認印を用ひ、署名には役印及行印を使用するが普通である。

定期預金證書



期間 年月日
 期日 年月日
 利息年 之割

右金額裏面記載ノ條項ニ從ヒ前記ノ通り
 御預リ申候ニ付期日ニ至リ本證書引換ニ
 元利金御拂渡可申候也

何銀行
 支配人

年月日

定期預金證書裏面記載條項

- 一、此預金ニハ期日後ノ利息ヲ附セズ。
- 二、此預金ハ期限内ハ絶對ニ之ヲ引出ス事ヲ得ス（此條項ハ昭和二年四月ノ恐慌後挿入スル事ニナリタルモノナリ。從テ東京交換所文例中ニハナシ）。
- 三、此證書ヲ喪失シタル時ハ直ニ其旨ヲ當行ニ届出テラルヘシ此場合ニ於テハ期日後且届出後三十日間拂渡ヲ見合セタル上當行ノ承認シタル保證人二名ノ連印アル證書引換ニ元利金ヲ拂渡スヘシ。
- 四、元利金ノ拂渡又ハ證書ノ書換ヲ請求セラル、時ハ左ノ餘白ヘ記名調印ノ上當行ニ差出サルヘシ。
- 五、此證書及此預金ニ關スル諸届書ニ使用セラレタル印影ヲ豫テ届出ノ印鑑ニ照合シ拂渡書換等ヲナシタル上ハ印章盜用其他如何ナル事故アリトモ當行ハ其損害ヲ負擔セサルヘシ。

表書ノ金額並ニ利息正ニ受取候也

年月日

印鑑用紙雛形

拙者貴行へ定期預金ヲ爲スニ付テハ定期預金證書裏面記載ノ約定事項ヲ承諾シ同約定ニ依リ印鑑差出候也

定期預金印鑑

摘要

年 月 日

住所

姓名

何々銀行御中

定期預金の受入には必らず印鑑届を徴収する。定期預金は預金者本人の名で預るものであるが、預金係の窓口に来た者を一見本人であるか否かを確むることは不能の事であり、又預金者側でも本人が来る事もあり家族や使者を遣すこともあるが、其都度本人なりや否やを調査せられ、代理人なる時は其代理権を證明せねばならぬ様では甚だ迷惑である。故に銀行は定期預金の預け入れの場合には必ず印鑑を徴収して定期預金に關する一切の事柄は此印鑑によりて處理する事になつて居る。定期預金證書及印鑑用紙は特に重要なものであるから必ず銀行で作製して預金者に直接交附するものである。

二、期間の計算

定期預金の期間は六ヶ月又は一ケ年である。期間満了の日が定期預金の期日である。即ち定期預金を支拂ひ又は書換繼續する日である。定期預金の期間は月を單位としたものであつて、期間内の日数は問題とならぬ。定期預金の期日算定法は次の原則によるものである。

- イ、預金の日より六ヶ月或は十二ヶ月目の應答日を以て期日とする。
- ロ、最後の月に預金の日を以て應答日とする。
- ハ、期日が日曜、大祭日、其他取引を爲さざる慣習ある日に相當する場合にも期日とするに差支はないが、此場合實際の取引は次の營業日に行はるゝが期日が其迄延長せらるゝのでは無い。従て期日が休日に相當した爲に元利金の拂戻しが翌日に繰延べられた場合には拂戻日の利息は期限後の利息として計算するものである

茲に問題となるのは平年の二月二十八日に預けた定期預金の期日が八月二十八日なりや又は八月三十一日なりやと云ふことである。此間に三日間の相違が出来るが、此取扱方は銀行によりて異つて居る様である。此三日間の利息を拂ふことは銀行にとりては不利益であり又月を以て計算の基礎とせる點から見て不合理でもある。故に二月二十八日に預ける定期預金の期日は八月三十

一日とすべきである。即ち小の月の末日に預けたものは必ず最後の月の末日を以て期日とすべきである。

銀行の定期預金の期間計算方法は長期間の慣習によりて定められたものであるが、曆に従つて計算する點と最後の應答日を以て期日とする點は民法の規定と同様である。民法の規定は特約なき場合に之に據るべきことを定めたものであつて、特約がある場合は民法の規定による必要はない。(民法第二三八條乃至一四三條)

而して民法の規定と銀行の定期預金の期日計算法の異なる點は左の二點である。

イ、民法の期間の計算法は月を計算の單位とする場合は契約の當日は算入せず其翌日から起算する。(民法一四〇條)

銀行の期間の計算法は預け入當日より起算する故に此間に期日の差を生ずる。

預入日	六ヶ月	一年
二月二十八日	〔銀行の計算法〕八月三十一日 〔民法の計算法〕九月一日	〔銀行の計算法〕三月二十八日 〔民法の計算法〕三月二十八日
四月三十日	〔銀行の計算法〕十月三十一日 〔民法の計算法〕十一月一日	〔銀行の計算法〕四月三十日 〔民法の計算法〕五月一日
十月三十一日	〔銀行の計算法〕四月三十日 〔民法の計算法〕五月一日	〔銀行の計算法〕十月三十一日 〔民法の計算法〕十一月一日

ロ、定期預金の期日が大祭日、日曜其他の休日に當り取引を爲さざる慣習ある場合に民法の規定では其翌日に期間が満了することになつて居るが、銀行では當日期間が満了することになつて居る。只休日の爲、銀行は支拂ふことが出来ぬから其翌日に支拂ふのである。此場合に銀行は通常一日の日歩を支拂ふが、支拂はぬことを慣習とする處もある。一日分の利息を支拂ふ場合でも期限後の利息として支拂ふが普通である。

第二 定期預金の支拂

一、支拂手續

定期預金の満期日が到來して拂戻しの請求があるときは通常左の手續による。

イ、定期預金證書の裏面の餘白に年月日の記入及記名捺印をなさしめて之を豫て徴收してある印鑑と照合する。印鑑に相違なきときは照合済の捺印をする。顧客には番號入の合札を渡す。

ロ、次に利息の計算を爲し且つ之に對する所得税五分、資本利子税二分、合計七分を其内より差引き利息手取金及税金の傳票を作成する(元金の支拂には定期預金證書を傳票に代用するも差支なし)。豫て記入しある定期預金記入帳に其支拂日、利息額等を記入する。利息

及税金の計算は別に計算書を作成して出納係に廻付する。

ハ、出納係は廻付せられたる證書及び傳票によりて合札の番號を呼び、合札と引換に現金を支拂ひ同時に計算書を渡す。

顧客に渡す合札は入金を丸形、支拂を角形とするか又は入金を赤札、支拂を青札として區別するが通常取扱である。

定期預金は一種の指名債権である、故に其支拂は預金者本人又は相續人若しくは正當なる代理人に支拂ふべきものであつて、若し其以外の者に支拂つたときは其支拂は無効であつて、後日眞の債権者から辨済の請求があるときは其責に任せねばならぬ。尤も銀行が拂戻の請求者につき相當の注意をなし其者が眞の預金者であることを信じて支拂つた場合には民法第四百七十八條に所謂債権の準占有者に對する善意の辨済であるから其辨済は有效であつて、後日再び其支拂について請求に應ずる義務は無い。然し定期預金證書は預金者本人のみが持參するものではない。夫の預金證書を妻が持參することがあり、妻の預金證書を夫が持參することがあり、又使者を遣して預入れ又は支拂の請求をすることがある。此等の場合に其支拂の無効なることを恐れて悉く本人又は之と認め得る者に對してのみ支拂ふとすれば定期預金の支拂は出來ぬこととなる。又顧客を集

め預金を吸収することは困難である。故に銀行は預入れの際印鑑を徴收して支拂の際、假令本人又は正當なる代理人でなくとも證書裏面の印鑑が先に届出の印鑑と相違なきときは凡て其支拂は有效であるものとし、之に關しては豫め預金者の承諾を得る必要がある。左に東京手形交換所の免責條項の文例を掲げる。

「此證書及預金ニ關スル諸届書ニ使用セラレタル印影ヲ豫テ届出ノ印鑑ニ照合シ拂渡書換ヲ爲シタル上ハ印章盜用其他如何ナル事故アリトモ當行ハ其損害ヲ負擔セサルベシ」

此免責條項があるからとて預金者の保護を忘れて無暗に支拂ふべきではない。原則として本人に對して支拂ふべきものである。本人でない場合は其事情を明にしたる後に支拂ふべきものである。

二、本人死亡の場合の支拂

預金者たる本人が死亡した場合に銀行が其事實を知らずして支拂つた場合は民法第四百七十八條によりて善意の辨済として有効であるが、本人が死亡したることを知りたるときは戸籍謄本及印鑑證明書を徴收して民法相續編の規定に従つて支拂ふものである。即ち預金者が戸主なる場合は家督相續人に其他の場合には遺産相續人に對して支拂ふものである。

第三 書替 繼續

一、書替繼續手續

定期預金の期限が到來せる後、元金を引出さずして尙ほ六ヶ月又は一ヶ年續いて預けることを定期預金の書替又は繼續と云ふ。書替の請求を受けたるときは普通左の手續による。

イ、定期預金の利息を計算し現金拂の時と同様、證書の裏面に年月日を記入の上預金者に記名捺印して提出せしめる。此際利息を現金で支拂ふか元金に組入れるかを確めて其手續をとらねばならぬ。

ロ、其證書に振替判を押捺し、振替傳票貸方に支拂金額を記載し、借方に新規預入金額、期間、姓名、利率等を記入し新規預け入の場合と同様の手續で新證書を作成する。

ハ、支配人の署名をとりたる後、舊證書の計算書と共に顧客に渡す。此手續は凡て拂戻と預入の双方の手續を合したるものと同様である。

期日に書替の請求があるときは其當日より六ヶ月又は一ヶ年の新證書を發行するのみで簡單であるが、期限後數日又は數ヶ月後に書替を請求せらるゝ時に其期限に遡りて書替へることあるも通常期限後の利息は適當の利率を以て支拂ひ書換請求當日より六ヶ月又は一ヶ年の證書を發行す

る。殊に期限後一日二日は遡りて書換へて差支なきも數ヶ月後に至りて期日に遡りて書換へる時は預金者は何時でも請求し得る状態にありて高率の預金利息を收受することになり、銀行にとりて頗る不利なる故に斯る場合は遡りて書換へることは絶対に許されぬものである。

定期預金の期限の數日前に預金者に對して手紙を以て期限に書替繼續を依頼する處あり、又預金者が多數なると預金者の秘密漏洩を虞れて此を通知せざる處もあるが、適當の文言によりて通知すべきである。通知するには原則として秘密を嚴守すべきである。理想としては最初の預入の場合に預金者に期限に通知すべきや否やを確めて置くことと便利である。又通知は必ず封書を以てし文中には口數と期日を書くに止め、金額は記入せざるものである。

二、隔地者の書替繼續手續

定期預金者の住所が遠隔の地にありて期日に證書を持參すること困難なる場合には定期預金證書を郵送して書替へる場合と證書なくして繼續證書を發行する方法と二つある。

イ、定期預金證書を郵送して書替へる場合。

此場合には定期預金證書の裏面に受取の年月日を記入し記名捺印して預金者から銀行に送附すれば最も簡單であるが、斯くては途中に郵便物が紛失したる場合に拾得者又は騙取者

等が其證書を銀行に提出して拂戻を請求せらるゝ虞がある。故に定期預金證書は裏書せず
に白紙委任状と別箇の封筒に入れて銀行に送るのが安全である。斯様にすれば一方が紛失
しても預金を取付けらるゝ虞はない。而して委任契約は當事者の一方に於いて何時でも取
消すことが出来る(民法六五二條一項)。故に此危険を防ぐ爲に委任状は通常日附を入れぬこと
になつて居る。斯様にすれば委任状を使用する時に其使用當日の日附を入れるれば其日に委
任契約が成立し、即日代理權を行使するが故に委任契約を解除せらるゝ虞がない。

委任状の印鑑は預金者が銀行に届出たる印鑑を用ひねばならぬ。又委任状には貳錢の收入
印紙を貼附し(印紙税法第九條)、委任状の印鑑と同一のものを以て消印することを要する。委
任状の印鑑と消印の印鑑が相違するときは委任状は有效であるが、印紙税法第十三條によ
つて貳圓以上の科料に處せらる。

ロ、定期預金證書の書替を定期預金繼續證書による方法。

定期預金證書を新たに發行せず、豫め定期預金繼續請求用紙を渡して預金者に此請求用紙
に記番號、預入日、金額、期日を記入して提出せしめ、之によつて銀行が定期預金繼續證
書を作成して送附するのである。此定期預金繼續證書には原證書の記番號、金額、預入日、

期日、繼續に到る迄の利子、繼續による新期間等を記入し、元利金の支拂は原證書と共に
するに非れば支拂に應ぜざること、及び原證書のみに對して元利金を支拂つた場合は此繼
續證書は無効なることを記載するものである。

此方法は繼續一回の場合は差支無いが二回三回に亘るときは原證書並に帳簿の整理上不便
なる故に精々一回に止むべきものである。現在は此方法を採用せる處は殆んどない。

第四 利息の計算

一、利息の計算法

定期預金の利率は年利で計算するものであつて月利又は日歩で計算することはない。又定期預
金の受入の單位は普通一口百圓以上になつて居るが、利息計算の單位は圓位に止め、錢位は計算
しない。計算の結果厘位が生じたるときは之を四捨五入せず切捨てるのが普通である。

期間内の利息計算法は期間が一ヶ年であれば元金に利率を掛け半年ならば之を二分するのであ
る。元金二萬三千五百八十一圓、利率四分五厘期間六ヶ月の利息は左の如くなる。

$$¥23,581 \times 0.045 \div 2 = 530.57$$

$$¥23,581 \times 0.0225 = 530.57$$

定期預金の利息は月を單位として計算する故に預入期間の日數に相違あるも利息に關係はない。

二、期限後利息の計算

定期預金證書の裏面に期限後の利息を附せぬ條項があるから、期限後の利息は附せぬでも差支ない。又期限後の利息に付ては預金協定も無いのであるから、之を拂ふと否とは銀行の自由である。従つて支拂ふ場合にも一定の標準があるのではない。定期預金は期限後には何時にても支拂を要求し得る状態にあるが故に理論上特別當座預金の利息を附するのが適當であるが、現在實際上の取扱は左記の通りである。

定期預金の期日が日曜、大祭日其他の休日に當つて元利金の拂戻が次の營業日迄繰延べられ一日乃至四、五日（正月の休日の様な場合）の期限後の日數を生ずる場合は定期預金の利息を附する場合が多い。此場合の利率は支拂當日に於ける預金協定による定期預金利率である。其計算方法は年利を以てし日歩によることはない。

書換手續が遅れた爲に期限後二三日の日數を生ずる場合は期限に遡つて書換へることも出来るが、此方法を採らず普通は書換當日から起算して六ヶ月又は一ケ年の定期預金とするのである。

此場合の利息の問題を銀行側から見れば預金者が随意に放置して支拂を請求しないのであるから利息を支拂ふ必要はない様なものであるが、預金者側から見れば銀行は期限後に於ても其金を運用して居るのであるから利息を支拂ふのが當然であると見ることが出来る。故に此場合は定期預金の利息を附するのが普通である。而して其利率は計算當日の預金協定による定期預金利率で計算方法は年利計算によることは前と同様である。

期日後相當の日數を経過して解約する場合は無利息で差支無い様であるが、此場合にも定期預金を優遇する意味で特別當座預金の利息を附けるのが普通であるが、之は銀行の自由であつて期限後の日數を考慮して金額の少ない場合は當座預金の利息を附けることもある。通知預金に相當する様な大口定期預金には通知預金の利率を附することもある。既に期限を経過して定期預金の性質を失つたものに定期預金の利息をつけて餘分のものを支拂ふのは反つて其銀行の信用を低下するものであるから、以上の取扱が至當である。

第五 所得税及資本利子税の徴收

一、第二種所得税及資本利子税

銀行預金の利息は預金者の所得であるから預金者たる個人又は法人の所得と綜合して申告せし

め総合課税すべきものであるが、脱税の虞があるから源泉課税の方法を採つて銀行が税務所に代つて徴収して、一ヶ月分を纏めて毎月十日迄に前月分を納めることになつて居る。而して現在の税法で課税されぬものは當座預金と貯蓄預金であるから、普通銀行で課税せられぬものは當座預金のみである。其他の預金の利息に對しては總て第二種所得税五分と資本利子税二分合計七分が課税せられる(所得税法第二條、第三條、第二十二條、資本利子税法第二條、第六條、第十五條)。日歩壹錢以下であつても小切手を使用せざる預金には課税せられる。預金手形は普通無利息であるが、利息を附けるときは課税せられる。但し之をコールマネーの借用證書の代りに使用するときには、貸金の證書であるから第二種所得税及資本利子税共に課税せられぬ。而して大藏省では左記の三種以外の預金に對しては總て課税することになつて居る。

一、小切手を以て引出す當座預金にして日歩壹錢以下のもの

二、爲替預り金利息

三、コールマネーに對する利子

二、課税されぬ預金

前述せる様に預金の種類による非課税は當座預金に限るが、預金者の種類によりても課税され

ぬものがある。原則として臺灣、朝鮮、樺太、小笠原島、伊豆七島を除いた我國領土内の銀行より預金利息を受くる者は左記の例外を除いて總て課税せられる。

一、皇族 (皇室典範増補第八條)

二、北海道府縣市町村其他命令を以て規定する公共團體、神社、寺院、祠宇、佛堂及び民法第三十四條の規定に依り設定したる法人(所得税法第十七條)。而して其公共團體の如何なるものなるやに付いては所得税法施行規則第十二條に列挙してある。

三、外國の外交官(全權大使、公使、代理公使、書記官、公使館附武官、書記並に其家族)に對しては相互主義により、我外交官に課税する外國の外交官に對してのみ相互的に課税する慣習である。

四、特別法令により課税せられざるもの

イ、産業組合、同聯合會、同中央會 (産業組合法第六條)

ロ、漁業組合、同聯合會 (漁業法第四五條)

ハ、農業倉庫業者 (農業倉庫業法第一四條)

ニ、産業組合中央金庫 (産業組合中央金庫法第八條)

ホ、住宅組合

三、徴税と納税の手続

銀行預金者より所得税及資本利子税を徴収する計算法は大正五年一月法律第二號國庫出納金端

<p>領收證書</p> <p>第 號 年度 所得税 第二種所得税</p> <p>昭和 年 月 日 領收</p> <p>銀行納</p> <p>日本銀行 店</p>	<p>通知書</p> <p>第 號 年度 大藏省主管 所得税 第二種所得税 稅務署</p> <p>昭和 年 月 日 領收</p> <p>日本銀行 店 稅務署長官 殿</p>	<p>第二種所得税拂込</p> <p>第 號 年度 大藏省主管 所得税 第二種所得税 稅務署</p> <p>頭書ノ金額拂込候也</p> <p>銀行 日本銀行 店 郵中</p> <p>昭和 年 月 日</p>
--	--	---

數計算法に基き計算の結果税額に一錢未満の端數を生じたときは其端數は之を切捨て又税額總計が一錢未満のときは一錢として徴収する。

昭和 年 月 日

第二種所得税徴收高計算表

區 分	支拂フべき金額	支拂濟金額		税 額	支拂濟金額	摘要
		課 税	非課税			
公債利子						
社債利子						
配 當						
賞 與						
定期預金						
特別當座金						
銀行預金通知預金						
當座預金						
銀行預金利子						
計						

徴收せる税金は一時預金利子諸税なる勘定で整理して翌月十日迄に拂込書及計算書を添へて其地最寄の日本銀行本支店又は代理店に拂込むのである。日本銀行は其領收書を拂込銀行に渡し通知書を關係書類と共に所管稅務署に送付する。第二種所得税の計算書及拂込書の雛形は左の如きものである。資本利子税の分は同様につき略す。

第六 帳簿及其整理法

一、帳簿

定期預金に用ひらるゝ帳簿は大體定期預金元帳、定期預金記入帳、定期預金期日帳の三種である。定期預金元帳は預金者の口座別に記入し其残高を知るに便利である。定期預金記入帳は定期預金を番號順に記入する故に定期預金證書の整理に都合が好い。定期預金の整理は定期預金元帳のみである銀行もあり、又定期預金記入帳のみで整理する銀行もあるが、取扱口數の少なき店では之で差支ないが、普通には右三種を併用して證書發行の手續は元帳又は記入帳の何れか一方で整理する場合が最も多い様である。

二、元帳を本位とし記入帳を併用する方法

元帳は索引の困難なるが缺點であるが、之はカード式元帳、或はルーズ式元帳を用ひて五十音其他の順序に配列すれば其缺點を補ふことが出来る。定期預金の受入には新證書を作成して傳票と此元帳のカード又はリーフを支配人に提出して夫々照合の上同時に證印を受けて整理する。此方法によれば顧客の多數の場合にも極めて迅速に事務を處理することが出来る。然しカードとリーフは共に散逸し易く従つて業務監督上及検査事務上推奨すべき方法ではない。

カード式又はルーズ・リーフ式元帳を使用する場合は支配人の檢印を受けたる元帳より番號順に記入帳に轉記するのである。證書の番號は必ず連續することを要し、書換其他による缺號は明に其旨を記載することを要する。記入帳残高は毎月一回乃至二回定期預金元帳及計算係の總勘定元帳の定期預金残高と照合することが必要である。

三、記入帳を本位とし元帳を併用する方法

此方法によるときは豫め記入帳の證書の番號欄に不動文字を印刷し、定期預金證書の發行の際には證書の要項を記入して證書、傳票と共に支配人に提出する。支配人は夫々照合して證印する係員は證書を預金者に渡したる後記入帳によりて元帳に轉記する。此方法は事務の敏活を缺く虞があるが、帳簿の散逸する虞がなく事務の整理及監督上推奨すべき方法である。此方法によるときは元帳には支配人及係長の證印欄の必要なく記入帳に設くるのである。

四、期日帳

前述の何れの方法によるも期日帳は必要である。期日帳には記入帳によりて同一期日のものを集めて之を轉記する。而して預金者に對して期日を通知するにも一ヶ月間に期日到來せる分に對する未拂利息を稅務署に報告するにも此期日帳によるものである。